

平成 2 6 年

## 第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 6 年 9 月 2 日開会  
平成 2 6 年 9 月 2 5 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 6 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 日

平成26年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成26年9月 2日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定
- 日程第4 認定第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第5 認定第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第6 認定第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第7 認定第5号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第8 認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第9 認定第7号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第10 認定第8号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第11 認定第9号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第12 認定第10号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第13 認定第11号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第14 認定第12号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第15 認定第13号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第16 認定第14号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第17 認定第15号 平成25年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第18 認定第16号 平成25年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第19 認定第17号 平成25年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第20 認定第18号 平成25年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第21 認定第19号 平成25年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第22 認定第20号 平成25年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第23 認定第21号 平成25年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 日程第24 認定第22号 平成25年度北杜市病院事業特別会計決算の認定
- 日程第25 報告第8号 平成25年度北杜市健全化判断比率報告の件

- 日程第26 報告第9号 平成25年度北杜市資金不足比率報告の件
- 日程第27 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第28 議案第76号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第77号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第78号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第79号 北杜市証紙条例を廃止する条例について
- 日程第32 議案第80号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第81号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第82号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第83号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第84号 動産の取得について（地域機能維持支援用除雪機）
- 日程第37 議案第85号 動産の取得について（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）
- 日程第38 議案第86号 不動産の処分について（浅尾原財産区）
- 日程第39 議案第87号 不動産の取得について（史跡梅之木遺跡）
- 日程第40 議案第88号 不動産の処分について（旧みつは保育園）
- 日程第41 議案第89号 市道路線の認定について
- 日程第42 同意第9号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第43 同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第44 同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第45 選挙第1号 大内窪外吉字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第46 選挙第2号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙
- 日程第47 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

## 2.出席議員（20人）

1番	上村英司	3番	齊藤功文
4番	福井俊克	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

## 3.欠席議員

2番	小野光一	5番	輿水良照
----	------	----	------

## 4.会議録署名議員

7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(30人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
管財課長	中山晃彦	代表監査委員	入江薫

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成26年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

平成26年8月豪雨により、広範囲で大きな災害が発生いたしました。被害にあわれた皆さまに心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

このような中、去る8月31日には多くの市民や関係機関のご参加のもと、大規模地震などによる災害に備えた北杜市総合防災訓練が行われ、また各地におきましてもそれぞれの地域の実情に合った実践的な訓練が行われました。改めて、日ごろの備えの大切さを痛感したところであります。

さて、わが国においては本格的な人口減少社会に突入しており、北杜市においても人口減少が進むことが予想されているところであります。このような急速な人口減少は、経済成長力の低下や社会保障負担の増大などが大きな課題となっております。持続可能な地域社会を構築するためには、国が担うべき地域間格差是正のための施策をしっかりと講ずる必要があると考えるところであります。

今議会は平成25年度各会計の歳入歳出決算の認定などの議案が提出されております。議員各位におかれましては健康にご留意の上、十分な議案審議をいただくとともに円滑な議会運営にご協力いただきますようお願い申し上げます、あいさつといたします。

本日の出席議員数は20人であります。

定足数に達しておりますので、平成26年第3回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお2番 小野光一君、5番 輿水良照君は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

はじめに、本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は認定22件、報告3件、同意3件、議案14件であります。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に7月15日に南アルプスに関する勉強会を議員協議会室において開催し、議員17名が参加いたしました。

次に7月28日に南佐久郡6町村の町村長、議長等の意見交換会が川上村で開催され、議員13名が出席いたしました。

次に8月7日に山梨県市議会議長会議員合同研修会が昭和町で開催され、議員20名が参加いたしました。

次に8月27日に全国市議会議長会、女性議長による菅内閣官房長官表敬訪問があり、私が出席いたしました。

次に7月7日・8日に広報編集委員会研修および、7月31日・8月1日に総務常任委員会研修が実施されました。

ここで各委員長から研修報告がございます。

最初に広報編集委員長 千野秀一君、報告をお願いいたします。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

平成26年9月2日

北杜市議会議長 渡邊英子様

広報編集委員会委員長 千野秀一

広報編集委員会行政視察研修報告書

当委員会では行政視察研修を行いましたので、次のとおり報告いたします。

日 時 平成26年7月7日（月） 午後1時30分から午後3時

視察研修先 埼玉県深谷市

研修テーマ 「ふかや市議会だより」編集全般について

研修の概要

（編集方針・理念）

「何を伝えるのか」「読みやすさの追求」として何を伝えなければならないかを絞り込み、写真も多く文字を少なく、余白を多くする紙面づくりに努めている。

決まったことを知らせる市の広報と、決まる過程を知らせる議会だよりの違いを明確にしている。

考察

表紙の全面写真、大胆な紙面カット、レイアウトにはインパクトがあり読みやすくなっている。

イラスト挿絵を多用しているが、適当な写真にはより説得力があると思われる。

何が審議されたかは本会議場、委員会の区別はせず掲載。議案名も時には「通称」などを用いて、とにかく分かりやすくしている。

記事の優先度、取り上げの偏りは権限の範囲の中で、そのときの委員会の特色としている。

次に、

日 時 平成26年7月8日（火） 午前10時から午前11時30分

視察研修先 長野県軽井沢町

研修テーマ 「軽井沢町議会だより」編集全般について

研修の概要

（編集方針・理念）

町議会広報編集上の留意点が示されており、これに沿って作業が行われている。具体的には次のとおりである。

- （1）レイアウトに関しては見出し20%、本文40%、写真20%、余白20%と標準を定め、計画的な編集を行う。
- （2）タイトルはインパクトがあり、誤解されず記事の内容が一目で分かるようにする。また漢字の使用率は30%以下として、なるべく平仮名を使い紙面の印象を柔らかくし読みやすい紙面となっている。
- （3）写真も大きなポイントであるため、動きのあるビジュアルな写真に心掛ける。
- （4）表紙の写真が広報のイメージになるため、温かさと親しみの伝わる写真に留意する。また文字の圧迫感を緩和するため、余白のバランスにも配慮する。



- (5) 読み合わせは必ず複数の目で行い、見出しは正しく理解されるように特に留意する。
- (6) 借用した参考文献、写真等は迅速に責任を持って返却する。留意点に沿って、市民の関心事優先の記事としている。また分かりにくい言葉には注釈をつけ、全ページフルカラーで編集していた。

#### 考察

創刊100号を誇る歴史に裏付けられた議会だよりであり、全国コンクールにおいて常にAクラスの評価を受けている広報紙の編集委員会である。今後も参考にしたい。

視察を終えまして、2市町の視察を通じ議会の在り様も垣間見えました。両市町議会だよりはともに週刊紙的で気軽で見やすいのに対して、本市における議会だよりは活発な質疑・討論・発言および議決結果、代表・一般質問の要約、関連写真、本人の顔写真等はそれぞれ議員個人の責任を明確にしているものであり、その点では新聞的と言えるかもしれません。

広報に対する考え方の違いがそれぞれ明確になり、今後の研究課題となりました。

以上です。

#### ○議長（渡邊英子君）

次に総務常任委員長 中嶋新君、報告をお願いいたします。

中嶋新君。

#### ○15番議員（中嶋新君）

平成26年9月2日

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

#### 総務常任委員会行政視察研修報告書

当常任委員会では、行政視察研修を行ったので次のとおり報告します。

日 時 平成26年7月31日（木） 午後1時30分から3時

視察研修先 新潟県上越市

研修テーマ 地域自治区（地域協議会）について

#### 研修の概要

##### 1. 地域自治区・地域協議会の設置

平成17年1月の13町村を編入合併したときに旧町村各地区に設置し、平成21年10月に合併前の上越市の区域に15地区を設置して、現在28の地区に設置している。

##### 2. 目的

自主・自立のまちづくりを推進するため、市政に地域の声を届け一層反映するため。

##### 3. 特色

全国唯一の制度、委員は公募公選制で選任し、無報酬で会議への交通費のみである。

市長の付属機関であり、諮問事項と地域協議会の自主的な事項を審議し意見する。

各区には事務所を設置し、それぞれの地域の市民のまちづくりをサポートしている。

##### 4. 現状

旧町村の13地区にはNPOや任意の住民組織があり、市からの業務を委託されている。

地域発意の事業に地域活動資金として、均等割450万円プラス人口割で予算を配分。

平成25年度の事業提案と採択状況は文化・スポーツの振興、環境保全、地域活動の拠点整備など388件が提案され、351件が採択されている。

合併10年を迎え、制度の検証を専門家の大学教授や担当職員で行っている。

#### 考察

旧上越市に編入された13町村の独自性を重視した制度であり、さらに旧上越市をも15地区に分割して地域自治を進めているが、統一した市政推進に問題がないのか疑問が残る。

市長と地域協議会との意向が異なる場合や議会との権限の明確化に課題があるのでは。

本市においても、地域委員会の制度を検証することで制度の充実が図られるのでは。

また本市においては、公共施設の統廃合や学校統合などの課題に対して、地域委員会の役割が重要度を増してくると考える。

次に、

日 時 平成26年8月1日(金) 午前10時から11時30分

視察研修先 長野県上田市

研修テーマ 男女共同参画の視点から見た防災計画について

#### 研修の概要

1. 地域防災計画は平成24年度に見直しを行い、25年度に一部修正を行う。
2. 市の防災会議の委員は45名で構成し、5名が女性委員である。
3. 2月の大雪の際の災害対策本部を現在廃止し災害検証チームを発足させ検証している。
4. 男女共同参画の視点から防災に関する政策・方針の決定過程や消防団等へ女性の参画を促しており、性差を踏まえた備蓄、避難所の運営を定めている。
5. 災害時の避難場所の円滑な運営のため、要援護者や男女双方の視点や孤立地域の対策にも規定を設けて取り組んでいる。
6. 消防団員定数は2,270人。85名の女性団員がおり、女性消防隊「ペナテス」を組織しており、各分団の詰所には女性用トイレ等を設置している。
7. 240の自治会すべてに自主防災組織が結成されておりリーダー研修が行われている。
8. 資機材購入補助金制度の内容は、補助率は3分の2で上限額20万円である。

#### 考察

災害対策を初動対応、道路・交通、広報などのいくつかのワーキンググループを構成して、検証チームにより結果を施策に反映させていることは、本市でも見習うべきと考える。

本市においても、市消防団員の確保と男女共同参画の視点から女性団員の登用を視野に入れることも必要と考える。

本市における自主防災組織の確立のためには、特に防災士の育成や地域のリーダー研修等に積極的に取り組む必要を感じた。

北杜市独自の自助・共助・公助の確立が地域における防災の観点から重要と考える。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

大変ご苦労さまでした。

次に企画部から地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、出資法人等の経営状況を説明する書類および教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、北杜市教育委員会から自己点検評価報告書が提出されました。

あらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

次に監査委員から7月実施分の例月現金出納検査の結果について、お手元に配布のとおり報

告がありました。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

7番議員 原 堅志君

8番議員 岡野 淳君

9番議員 中山宏樹君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月25日までの24日間といたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月25日までの24日間とすることに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第44 同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件までの42件を一括議題といたします。

市長からの所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成26年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきましてその概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初秋の爽やかな風に稲穂も日に日に黄金色となり、まもなく取り入れ作業に入るものと思われれます。しかし8月中旬から下旬の出穂期における台風や天候不順による日照不足により、品質・収量への影響が心配されますが、今年も良質なおいしい梨北米が収穫されることを期待するところであります。

ここ数年、全国各地で台風や集中豪雨による災害が発生しておりますが、先月20日には広島市北部において1時間に100ミリを超える猛烈な雨が降り、広範囲にわたって土石流など

が発生し、多数の死者や行方不明者を出す甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に衷心よりご冥福をお祈りいたします。

本市におきましては有事に備え、自然環境に配慮した強いまちづくりを進めておりますが、避難勧告や避難準備情報などの主な伝達方法となる防災無線が家の中では聞き取りにくいとの声もあることから、新たな補完手段としてエフエム八ヶ岳を活用することといたしました。

エフエム八ヶ岳は小淵沢に放送局を置き、昨年度、受信エリアの拡大が図られ、市内ほぼ全域で受信できるようになったことから、市民はもとより観光客などへの緊急時の情報提供において有効な手段と考えております。

さて、人口減少に歯止めが掛からない状況が続く中、地方における少子高齢化は特に深刻となっておりますが、問題解決には少子化対策のほか雇用創出、定住や移住の促進など、さまざまな取り組みが必要であると考えます。

国においては、地方の活性化に一丸となって取り組むために「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに地方創生担当相を新設して個性あふれる地方を築き、地域の活力を維持する取り組みを進めることとしております。

一方、県においても先月、人口減少対策戦略本部を設置し、人口減を見据え、地域実情を踏まえた県独自の施策を打ち出す考えを示したところであります。

本市においても人口減少、少子化対策は最重要課題であることから国・県の動向を注視し、現在、策定を進めている北杜市定住促進計画に、これらの施策を反映してまいりたいと考えております。

若者が元気に働き子どもを育て次世代へと豊かな暮らしを引き継げるよう、地域の魅力を最大限に生かしたまちづくりに全力で取り組んでまいります。

本年は台風の影響で北杜ふるさとまつりが残念ながら中止となりましたが、7月26日の八ヶ岳ホースショー in こぶちさわを皮切りに明野ふるさと納涼まつり、大泉ふるさと夏祭り、甲斐駒エリアふるさと祭り、明野サンフラワーフェスなどが開催され、ふるさと北杜の夏を多くの皆さまに楽しんでいただきました。

また「君の汗 輝く一滴 勝利の雫」をスローガンに開催された全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイでは本市においてサッカー競技男子の1・2回戦が行われ、熱い戦いが展開されました。

高校生の元気で爽やかな姿が印象的で、この夏の思い出に残る大会を開催することができました。

準備からご苦勞をいただきましたそれぞれの実行委員会やボランティアなど、関係者の皆さまに改めて感謝を申し上げます。これから秋にかけてポールラッシュ祭や八ヶ岳ロードレース、台ヶ原宿市、甲斐駒の里 名水まつり等、多くのイベントの開催や北杜の地に心を寄せ、また愛していただいている方々の諸行事も数多く行われ、大変ありがたく思っております。多くの皆さまにお越しいただき、一流の田舎まち北杜を満喫していただきたいと思っております。

ところで、6月にロンドンで開催された世界最大級のコンクールとして知られている国際ワインコンクールにおいて、明野町浅尾の三澤農場で栽培された甲州種を原料としたワイン「キュヴェ三澤 明野甲州2013」が金賞を受賞しました。

今回の受賞は、日本産ワインとしては同コンクール史上最高位の快挙であります。大変喜ばしく、誇りに思い大きな拍手を送りたいと思います。

一方、先月2日に開催された第54回山梨県吹奏楽コンクール中学校部門Bにおいて、長坂中学校吹奏楽部が金賞を受賞するとともに、今月13日から群馬県高崎市で開催される西関東吹奏楽コンクールへ山梨県代表として出場します。

また、24日に神奈川県で開催された全国学校ギター合奏コンクール2014において、北杜高校ギター部が最優秀賞に輝き、昨年度に引き続いての快挙となりました。

先月9日には第10回北杜市子どもクラブ球技大会が開催され、市内各地の育成会から多くのチームが参加して市内4会場に分かれ、熱戦を繰り広げました。

この大会で優勝したソフトボールの長坂地区本町チームと高根地区東井出チーム、ミニソフトバレーボールの明野地区上手チームの3チームが先月16日に行われた県大会に出場し、本町チームが見事優勝を果たし、県ナンバーワンに輝くとともに出場全チームが上位入賞と素晴らしい成績を収めました。

また先月2日に鳥取県内で開催された第9回ジュニアグランドゴルフ大会において、高根東小学校5年生の木次瑠也君が県代表メンバーとして団体優勝するとともに、個人優勝するという快挙を達成しました。

日ごろのたゆまぬ練習の成果とチームワークでなし得た素晴らしい成績であり、大きな拍手を送りたいと思います。

今後も原っぱ教育を通じ、子どもの健全育成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市政の状況につきまして申し上げます。

はじめに、市制施行10周年記念事業についてであります。

北杜市が誕生し、今年で10年を迎える節目の年を市民の皆さまと共に祝い、未来に向けた新たな出発点とするため、11月1日に八ヶ岳やまびこホールにおいて記念式典を挙行いたします。当日は多くの関係者をお招きして、市政の発展に寄与された方々への表彰を行うとともに「深澤祐二 JR東日本代表取締役副社長」の記念講演、また新たに完成した「妖精住むまち 北の杜音頭」のお披露目、韓国抱川市の文化交流団による韓国舞踊の披露を予定しております。

また10周年記念 文化・芸術事業として、来月2日にはモンゴル国歌舞団北杜市公演を長坂コミュニティ・ステーションにおいて開催します。この公演は日本とモンゴルの文化交流40周年を記念し、文化庁芸術祭として東京公演を皮切りに北杜市、静岡、福岡、大分の6会場で開催されます。

来日する民族歌舞団は2013年の世界民族芸能祭においてグランプリを獲得しており、伝統的な遊牧生活の中で生まれ、育まれてきた華やかで繊細な民族芸術の数々をご披露いただけます。その後も一流の太鼓芸能集団「鼓童」の公演や東京藝大のウインドオーケストラコンサートなどが続きますが、多くの市民の皆さまに鑑賞していただくとともに文化・芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、総合防災訓練についてであります。

先月31日に「糸魚川・静岡構造線地震が発生し市内一帯で震度6強を観測した」との想定で、市内全域において防災訓練を実施したところであります。

今年度の重点地区である長坂町では、長坂総合スポーツ公園体育館を会場に避難者の誘導、避難所・救護所・ボランティアセンターの開設・運営、物資輸送、炊き出し訓練など行政と市民の皆さまが一体となった訓練を行い、多くの市民の皆さまにご参加いただきました。

また市内の聴覚障害者団体の皆さまにもご参加をいただき、新たな視点から訓練を行ったほか、アマチュア無線グループによる被害状況・避難状況の確認にも取り組んだところであります。災害対策の基本は自助・互助・共助・公助であります。行政が担う公助だけでは市民の命を守ることはできません。自助・互助・共助の精神が大切であります。

訓練を通じて、市民の皆さまの一層の防災意識の向上が図られたものであったと考えているところであります。

次に、新地方公会計の整備促進および公共施設等のマネジメントについてであります。

新地方公会計の整備については、従来の現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして、4種類の財務書類の作成・公表を行ってきております。しかし、現在の地方公会計では、多くの地方公共団体で既存の決算統計データを活用した総務省方式改訂モデルを採用しており、本格的な複式簿記を導入していないことから本年4月に新たに固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、財務書類の作成に関する新たな統一基準が国から示されました。

一方、老朽化対策が大きな課題となっている道路や橋梁、上下水道等のインフラを含むすべての公共施設等についても、新たに国から公共施設等の総合的な管理を推進するための計画、いわゆる公共施設等総合管理計画の速やかな策定が要請されたところであります。

このことから本年度に予定をしておりました公共施設の再編シミュレーションと、それに基づく効果額の試算業務は行わず、特別交付税措置がある総合管理計画策定事業としての位置づけで、平成27年度から29年度にかけて、固定資産台帳作成業務、総合管理計画策定業務および公共施設再編シミュレーション業務等を総合的に実施することが望ましいと判断し、平成27年度から事業着手ができるように準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けについてであります。

本年度については来月18日・19日の両日で、10事業の検証を予定しているところであります。

なお、市民の代表者として仕分けのやりとりに立ち会う市民判定人については本年度も無作為抽出した1,500名の中から、お申し込みいただいた方をお願いしたいと考えております。

次に、市民バスの自由乗降についてであります。

自由乗降は運行ルート上であれば、希望する場所で乗り降りができる大変便利な仕組みで、これまで全路線において朝夕の交通量を考慮し、時間を制限して午前9時から午後4時までの間で実施してまいりましたが、利用者からは利用制限の緩和の要望を多くいただきました。

このたび北杜市地域公共交通会議において承認をいただき、来月1日から一部の便を除いて自由乗降を可能といたしました。

次に、健全化判断比率および普通交付税についてであります。

本市においては重点的に財政の健全化に取り組んできた結果、健全化判断比率の実質公債費比率が昨年度の15.5%から2.6ポイント改善して12.9%となり、将来負担比率も79.4%から26.6ポイント改善して52.8%となり、大幅な改善が図られております。行財政改革での取り組みの成果であります。改めてご理解・ご協力をいただきました市民の皆さまに感謝を申し上げます。

一方で、本年度の普通交付税が113億1千万円余と決定されました。普通交付税については、平成の合併により市町村の面積が拡大するなど大きく変化した市町村の姿に対応するため、今年度から5年程度の期間で、算定基準の見直しが行われることとなりました。その結果、合

併に伴う特例措置のすべてがなくなった段階での影響額は、昨年度と比較して約5億円改善される見込みとなっております。

今後につきましても合併算定替え終了に伴う財政対策連絡協議会を通じ、普通交付税の合併特例措置終了に伴う影響額がさらに圧縮されるよう、国に要望してまいります。

次に、介護保険制度改正についてであります。

6月に地域医療介護総合確保法が成立し、予防給付の一部と介護予防・日常生活への支援が来年度から新しい総合事業として位置付けられることとなり、実施に向けて国のガイドラインの素案が示されたところであります。

本市では市内にある介護保険事業所、NPO法人、社会福祉法人等がどのようなサービスの類型に相当するのかや所要経費の積算などを行い、移行に向けた準備を進めております。

また介護保険事業計画の策定においては33.3%という高い高齢化率でありながら、認定率は低いという現状にあり、元気な高齢者が多い先進地域として新たな取り組みを計画の中に盛り込めるよう、北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画策定委員会で検討を行っていただいているところであります。

次に、予防接種についてであります。

7月の予防接種法の一部改正に伴い、来月から水痘と高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種が始まります。水痘の対象者は1歳から2歳までの幼児であります。経過措置として来年3月までは3歳から4歳の幼児も対象となり、その接種費用の全額を助成いたします。

また高齢者用肺炎球菌感染症の対象者については65歳の方であります。平成30年度までの経過措置として65歳から100歳までの5歳刻みの方、ならびに26年度中は101歳以上の方が接種対象となり、その接種費用の一部を助成いたします。これらの予防接種により感染や発病を予防し、市民が健康で安全な生活を送れるよう努力してまいります。

次に、助産所の開所についてであります。

このたび念願の助産所が旧日野春小学校北側にほくと助産院として、来年1月を目途に開所されることとなりました。ベッド数3床の助産所として、市内の妊産婦の出産はもとより産前・産後のケアに大いに貢献していただけるものと期待しております。

次に、健康福祉大会についてであります。

来月25日に須玉ふれあい館において健康福祉大会を開催いたします。式典ではダイヤモンド婚やおはよう朝ごはんコンテスト等の表彰を行うほか、懐かしの歌や童謡などを会場の皆さまと一緒に歌う「音無美紀子の歌声喫茶」も開催いたします。歌うことは、いつの時代も人に喜びを与え、人と人を結ぶ大きな力となります。また健康測定や健康相談などのコーナーも設置いたしますので市民の皆さまにご参加をいただき、健康について考え、人と人とのつながりの大切さを感じていただくとともに、楽しいひとときを過ごしていただきたいと思います。

次に、重度心身障害者医療費の助成についてであります。

医療の重要度が高い障害のある方々への医療費の無料制度について、山梨県では現在の窓口無料方式を11月から自動還付方式に改正します。この改正により病院・薬局等にかかる医療費をいったん窓口でお支払いいただくこととなりますが、将来にわたり安定した持続可能な助成事業とするため、ご理解をお願いいたします。

次に、北杜市小笠原プールについてであります。

昭和53年建設の小笠原プールは、明野保育園ならびに地域の小中学生が利用している状況

にあります。老朽化が著しいことから来年度、取り壊しを行い、明野保育園プールを駐車場と合わせ、跡地に整備してまいりたいと考えております。

次に、北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱の制定についてであります。

太陽光発電は環境負荷の低減等その設置を促進する必要性が高いことから、国において再生可能エネルギーの利用拡大に向け制度に関する改革が行われ、規制緩和の方向に進んでおります。

ここ数年、日照時間等、本市の恵まれた自然環境の特性を生かし、民間事業者による設置が目立っておりますが、その設置に当たり地域環境との調和と地区住民への周知を促し、円滑な設備導入が図られるよう、このたび北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱を制定したところであります。

なお要綱の制定に伴い、すでに設置されている設備者についても要綱を周知し、届け出等の協力を求めていく予定であります。

次に、南アルプスユネスコエコパークの取り組みについてであります。

エコパークの登録を受け6月から所管を観光・商工課に変更し、市民への周知、推進への取り組みの準備を進めております。

庁内検討会において推進方法についての原案を作成し、先月18日には地元関係者9名で構成する地域連絡会設立準備会を立ち上げたところであります。この会において、組織構成および運営方法等、必要事項を協議し、早い段階での南アルプス ユネスコエコパーク北杜市地域連絡会の設立を予定しております。

今後、貴重な自然環境を保全し、自然と共生した北杜市らしい魅力あるまちづくりを地域主導で進めてまいります。また市内外への周知を図るため、登録記念カレンダーやPR用ボールペンの作成、またトラックなどへのラッピング広告の掲載を行うこととし、今議会に補正予算をお願いしているところであります。

次に、食と農の杜づくり推進計画についてであります。

昨今、食に対する国民の関心が高まってきたことから、食の原点となる農業を持続的に発展させ、市民が生涯にわたって健康に暮らすための食育の推進を図るため、地産・地消推進協議会等からのご意見をいただきながら食と農の杜づくり推進計画を策定し、豊かで住みよい地域社会の実現を目指してまいります。

「安全・安心 日本の台所＝北杜市」をアピールし産業の振興と活性化に努めてまいります。

次に、中部横断自動車道についてであります。

7月23日開催された国の社会資本整備審議会道路分科会、関東地方小委員会において長坂・八千穂間についてはBルート帯案が承認され、計画段階評価に結論が出されました。国および委員の皆さまに対して感謝を申し上げますとともに、これまでご尽力いただきました関係者の皆さまにも御礼を申し上げます。

今後も市民の皆さまの声を聞きながら整備計画区間への早期格上げ、早期着工を目指してまいります。また7月28日には長野県南佐久郡町村会・議長の皆さまとの意見交換会に市議会議員の皆さまと出席して、今後の交流の促進や連携などに向けて活発な意見交換を行ったところであります。県境を越えた地域の取り組みは難しいこともありますが、今後も共に連携してまいりたいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。



提出いたしました案件は報告案件3件、認定案件22件、条例案件4件、補正予算案件4件、その他案件6件、同意案件3件の合計42案件であります。

はじめに報告第8号および報告第9号については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成25年度の市の健全化判断比率および資金不足比率を監査委員の審査に付して、その意見を付けて議会に報告するものであります。

次に報告第10号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償の額の決定について専決処分したので、これを議会に報告するものであります。

次に認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から認定第22号 平成25年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22案件については、地方自治法第233条および地方公営企業法第30条の規定により監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

続いて条例案件について、ご説明申し上げます。

はじめに議案第76号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

次に議案第77号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についておよび議案第78号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

この2案件については児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、家庭的保育事業・放課後児童健全育成事業等の設備および運営に関する基準を定めるため、それぞれ条例を新たに制定するものであります。

次に議案第79号 北杜市証紙条例を廃止する条例についてであります。

証紙券売機の老朽化が著しくリース更新を行うには多額な費用を要すことから、リース期間満了に合わせ、証紙の販売から現金収受に切り替えるため条例を廃止するものであります。

続いて補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第80号 平成26年度北杜市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業については設計段階が終了したことから、駅舎改築工事および駅前広場整備工事に着手することとし、所要の経費を計上しております。

次に平成25年度決算の剰余金である繰越金を活用し地域経済の活性化を図るため、市道や農業施設の補修などを行うこととし、所要の経費を計上しております。

次に老朽化に伴う北杜市小笠原プール解体、ならびに明野保育園の屋内プール新設工事にかかる設計に要する経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は5億4,145万9千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ309億8,858万9千円となります。

続いて特別会計の補正予算案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第81号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)および議案第83号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

白州町大武川地内、市道大武川線塩沢橋改良計画に伴う上下水道施設の添架のための設計業務委託費として両特別会計それぞれ288万円と806万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を簡易水道事業特別会計23億6,923万1千円、農業集落排水事業特別会計8億8,433万1千円とするものであります。

次に議案第82号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、資本費平準化債の増額に伴う公債費の財源更正および国道141号線占用物件である下水道施設の修繕費として427万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億2,645万3千円とするものであります。

続いてその他の案件につきまして、ご説明申し上げます。

議案第84号 動産の取得について(地域機能維持支援用除雪機)から議案第88号 不動産の処分について(旧みつは保育園)までの5案件につきましては、地方自治法第96条ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第89号 市道路線の認定についてであります。

県道改良工事および県営土地改良事業に伴い旧県道・広域農道が市に移管されるため、市道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に同意第9号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任、同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任および同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任についての3案件については委員・議員の辞職に伴い、それぞれ新たに委員・議員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項ならびに八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約第6条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に認定第1号から認定第22号までの、一般会計および各特別会計の決算の認定22件について補足説明を求めます。

植松会計管理者。

○会計管理者(植松広君)

それでは、今議会に提出されました平成25年度の北杜市における各会計の決算認定に関する案件につきまして、ご説明申し上げます。

北杜市における各会計の決算につきましては地方自治法第233条、地方公営企業法第30条および北杜市財務規則第134条の規定に基づきまして処理を行いました。

また監査委員による決算審査が平成26年7月23日から8月8日までの間の7日間にわたり実施され、決算に対する意見書を8月20日付けでいただいたところであります。

今定例会において認定をいただく案件につきましては、平成25年度の一般会計をはじめ特別会計および病院事業特別会計、合わせて22案件であります。

まず認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は市税の71億2千万円をはじめ地方交付税131億800万円など、歳入合計は314億6,742万3,070円でありました。

また歳出は企業参入型野菜産地強化事業への補助、国の経済対策による市道改良工事、大泉総合会館改修工事などの事業が行われ、歳出合計は298億5,812万8,265円で、翌年度へ繰り越しとなる歳入歳出差し引き残額は16億929万4,805円となりました。

次に認定第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険税の15億3千万円をはじめ国庫支出金11億9千万円など合計で62億8,967万7,471円でありました。

歳出は保険給付費の38億6千万円など合計で59億3,253万4,380円となり、翌年度への繰越額は3億5,714万3,091円となりました。

次に認定第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の3億5千万円など合計で5億1,992万1,632円でありました。

歳出は後期高齢者医療広域連合給付金の5億1千万円など合計で5億1,875万7,074円となり、翌年度への繰越額は116万4,558円となりました。

次に認定第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は保険料の7億2千万円、国庫支出金の8億2千万円など合計で36億4,314万3,144円でありました。

歳出は保険給付費の33億4千万円など合計で35億7,312万4,131円となり、翌年度への繰越額は7,001万9,013円となりました。

次に認定第5号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は主にサービス収入であり、歳入合計は1,491万6,420円でありました。

歳出は総務費の1,364万568円で、翌年度への繰越額は127万5,852円となりました。

次に認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の10億2千万円、繰入金の7億8千万円など合計で21億8,993万7,224円でありました。

歳出は水道管理費の11億3千万円、公債費の7億円など合計で21億3,276万2,921円となり、翌年度への繰越額は5,717万4,303円となりました。

次に認定第7号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の4億5千万円、繰入金の13億8千万円など合計で25億8,579万2,052円でありました。

歳出は公債費の17億8千万円など合計で25億6,565万3,113円となり、翌年度への繰越額は2,013万8,939円となりました。

次に認定第8号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は使用料及び手数料の1億1千万円、繰入金の5億4千万円など合計で8億7,870万3,408円でありました。

歳出は公債費の6億2千万円など合計で8億6,625万8,455円となり、翌年度への繰越額は1,244万4,953円となりました。

次に認定第9号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は売電収入の1億1千万円など合計で1億1,427万2,824円でありました。

歳出は総務費の4千万円、基金積立金の3千万円など合計で9,844万7,452円となり、翌年度への繰越額は1,582万5,372円となりました。

次に認定第10号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の1億円など合計で1億2,712万5,103円でありました。

歳出は総務費、医業費など合計で1億941万3,308円となり、翌年度への繰越額は1,771万1,795円となりました。

次に認定第11号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は診療収入の9千万円など合計で1億1,444万1,440円でありました。

歳出は総務費、医業費など合計で1億441万7,454円となり、翌年度への繰越額は1,002万3,986円となりました。

次に認定第12号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は主に繰越金であり、歳入合計は24万6,895円でありました。

歳出は土地開発費の15万1,233円で、翌年度への繰越額は9万5,662円となりました。

次に認定第13号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,436万5,265円であり、歳出は4つの財産区管理会の管理費など合計で838万2,614円となり、翌年度への繰越額は598万2,651円となりました。

次に認定第14号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で2,912万2,580円であり、歳出は8つの財産区

管理会の管理費など合計で997万205円となり、翌年度への繰越額は1,915万2,375円となりました。

次に認定第15号 平成25年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、財産収入など合計で1億2,318万6,565円であり、歳出は8つの財産区管理会の管理費など合計で7,321万594円となり、翌年度への繰越額は4,997万5,971円でありました。

次に認定第16号 平成25年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰越金など合計で1,513万9,702円であり、歳出は3つの財産区管理会の管理費など合計で338万8,620円となり、翌年度への繰越額は1,175万1,082円となりました。

次に認定第17号 平成25年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で450万6,052円であり、歳出は2つの財産区管理会の管理費など合計で161万5,273円となり、翌年度への繰越額は289万779円となりました。

次に認定第18号 平成25年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で442万3,139円であり、歳出は3つの財産区管理会の管理費など合計で298万3,231円となり、翌年度への繰越額は143万9,908円となりました。

次に認定第19号 平成25年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金など合計で173万8,977円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費など合計で87万6,878円となり翌年度への繰越額は86万2,099円となりました。

次に認定第20号 平成25年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は県支出金、繰越金など合計で474万4,514円であり、歳出は5つの財産区管理会の管理費など合計で146万5,923円となり、翌年度への繰越額は327万8,591円となりました。

次に認定第21号 平成25年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定に関する件であります。

歳入は財産収入、繰入金、繰越金など合計で9,821万3,090円であり、歳出は総務費、事業費など合計で7,775万3,589円となり、翌年度への繰越額は2,045万9,501円となりました。

最後に認定第22号 平成25年度北杜市病院事業特別会計決算の認定に関する件であります。

まず収益的収入については病院事業収益、介護老人保健施設事業収益および訪問看護事業収益の3事業合わせた決算額は34億7,496万2,859円でありました。

また収益的支出については病院事業費用、介護老人保健施設事業費用および訪問看護事業費用の3事業を合わせた決算額は34億9,181万721円であり、介護老人保健施設事業および訪問看護事業は黒字となりましたが、病院事業においては赤字となり3事業合わせた赤字額は1,684万7,862円でありました。

以上、平成25年度の各会計の歳入歳出決算についての概要説明になります。よろしくご審議を賜りご認定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

補足説明が終わりました。

次に認定第1号から認定第22号までの22件の決算審査の結果について、代表監査委員から意見書の報告を求めます。

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

北杜市代表監査委員の入江でございます。

それでは平成25年度北杜市一般会計、特別会計歳入歳出決算および基金運用状況を審査した結果について、ご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査に付された会計については、

平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成25年度北杜市病院事業特別会計決算

の22会計でございます。

この22会計の決算について平成26年7月23日から8月8日の間、北杜市役所において審査のために提出された決算書類について帳簿と証拠書類等に基づき今井一夫監査委員、秋山俊和監査委員、そして私の3名で決算審査を実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確認し、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査を実施したほか、必要と認められた項目の審査を実施いたしました。

一般会計・特別会計および歳入歳出外現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく諸帳簿・証拠書類も整備され、決算計数は正確でありました。

なお各会計の決算については、お手元に配布されております決算書に添付された意見書のとおりでございます。

さて、政府は大震災からの復興を加速させるとともにデフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むとして、6月に経済財政運営の改革の基本方針2014などを閣議決定し、経済の好循環実現に向けた経済政策を着実に実行するとともに日本銀行には2%の物価安定目標をできるだけ早期に実現することを期待するとし、通称アベノミクスの政策の基本的態度に基づいた大胆な経済財政政策を推進しております。

加えて昨年6月に決定した富士山や富岡製紙場の世界文化遺産登録、2020年の東京オリンピック開催に向けての施設や受け入れ態勢の整備など、その経済効果は大きなものがあります。

日本経済については中東・東欧情勢の緊迫化による海外景気の下振れや中国、韓国との領土問題を発端とした関係の悪化などがリスクとなっていますが、景気は緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動もやわらぎつつあります

今後の先行きについては当面、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、一部に弱さが残るものの次第にその影響が薄れ、各種施策の効果が発現する中で緩やかに回復していくことが期待されております。

しかしながら地方の状況に目を向けますと、その波及効果を実感するにはいまだ至らず、市民の行政に対するニーズは、ますます複雑かつ多様化の様相を呈しております。

また今年2月に発生した記録的な豪雪などの異常気象による災害、さらには今後想定される東海地震などの災害に対し市民の安全・安心の確保を最優先に、かつ的確に対応することが重要であります。

このような中、本市の平成25年度決算に目を向けますと市債残高は着実に減少し、基金残高は着実に増加しております。また実質公債費比率は平成24年度に比べ2.6ポイント改善し12.9%。将来負担比率も26.6ポイント改善し52.8%と県内13市においては中間に位置し、財政健全化に向けての努力が数値に表われています。しかしながら平成25年度の市債残高は一般会計306億円。特別会計459億円。合計では765億円であり、依然として多い状況にあります。

平成16年11月に合併しまして、早くも今年で10年を迎えておりますが、今後少子化による人口減少や高齢化、景気低迷による市税の減収や合併特例措置終了に伴う普通交付税の縮減が本市の財政に重く押し掛かってくることは間違いありません。このことに対応するには行政は市民のためにあるということを当然のことと再認識し、財政健全化を職員一人ひとりが自

らの課題として捉え、徹底した事務事業の見直しや公共施設等の統合、縮小、廃止など行政のスリム化を実現するため、過去に捉われず無駄を省く努力と決断と実行が重要であります。それには積極的な情報交換により市民に理解を求め、市民と協働することが必要不可欠であることは言うまでもありません。

今年の3月に公表された第3次北杜市行財政改革大綱では財政の現状を分析、把握した上で中長期の見通しを立て、取るべき方策を示しており、健全化への緊張感と意気込みが評価でき着実に推進されるよう望みます。

今年6月に指定された南アルプスのユネスコエコパークなど、本市の持てる自然や文化などの財産を活用し住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体の基本理念のもと、市民が安心して暮らせる人と自然と文化が躍動する環境創造都市北杜市にならんことを切望し、平成25年度決算審査の報告といたします。

○議長（渡邊英子君）

代表監査委員の報告が終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件、議案第79号および議案第84号から議案第89号までの7件につきましては、決算特別委員会および所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第22号までの22件につきましては、22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第22号までの22件につきましては22人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において22人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました22人の諸君を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました決算特別委員会委員は本会議休憩中に委員会を開催し、速やかに正副委員長の互選をされますよう、ここに招集いたします。

場所は、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は午前11時55分といたします。



休憩 午前11時41分

再開 午前11時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

入江代表監査委員は一身上の都合により退席する旨の申し出があり、これを承認いたしましたのでご報告いたします。

植松会計管理者。どうぞ。

○会計管理者（植松広君）

先ほど説明の中で読み間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

認定第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に関する件の中で、翌年度への繰越額が116億4,558万円と言いましたが、正しいのは116万4,558円でございます。

それから、決算書類の中で一部訂正をお願いしたいと思います。

特別会計の書類があるわけですが、その特別会計の中の199ページをお願いしたいと思います。

認定第12号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算書の中で199ページ、右側のところに歳入歳出差し引き残額が9万5,622円とありますが、正確には9万5,662円となります。その次の意見書のところに、200ページですが意見書の歳入歳出差し引き残高9万5,662円ということで、この金額が正しい数字です。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

休憩中に決算特別委員会を開催し、委員長および副委員長が決まりました。

決算特別委員会から正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますのでご報告いたします。委員長に保坂多枝子君。副委員長に上村英司君。

以上のとおり、決算特別委員会の正副委員長が決定いたしました。

ただいま議題となっております議案第79号、議案第84号から議案第89号までの7件は会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ただいま議題となっております報告第8号 平成25年度北杜市健全化判断比率報告の件、報告第9号 平成25年度北杜市資金不足比率報告の件、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）の以上3件について、内容説明を順次、担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第8号 平成25年度北杜市健全化判断比率報告の件についてでございます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成25年度決算にかかる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4つの健全化判断比率について、別紙の監査委員の意見を付けてご報告するものでございます。

なお、地方公共団体財政健全化法につきましては、財政破綻団体が出ることを未然に防いだ

めに財政状況を把握しようとするものでございます。

まず実質赤字比率についてですが、普通会計が赤字になっているかどうかを示す指標でございます。本市の場合は普通会計が一般会計とイコールになっており、一般会計は赤字ではございませんので、ここには数値が入ってきておりません。

次に、連結実質赤字比率についてでございます。

普通会計および特別会計を合わせた全会計が赤字になっているかどうかを判断する指標でございますが、北杜市は赤字ではないためここにも数値は入ってきておりません。

次に実質公債費比率でございますが、全会計および一部事務組合にかかる公債費の財政負担を3カ年間平均で示す指標でございます。

平成23年度から25年度までの3カ年の平均数値は12.9%で、昨年度の15.5%から2.6ポイント改善しております。このことはこれまでの財政健全化への取り組みの成果が表われたものと考えております。

また実質公債費比率が16.0%を下回りますと、民間資金債を発行する場合に知事への起債協議が不要となる制度が平成24年度から導入されており、本市は16.0%を下回っておりますので、協議不要団体として民間資金債につきましては、県知事への届け出のみで起債できる状況となっているものでございます。

次に将来負担比率でございますが52.8%となっております。全会計、一部事務組合および出資法人に関して返済や支払いが、将来において必要となる負担の合計額が一般財源の総額に対して、どの程度の割合であるかを示す指標でございます。

昨年度の79.4%から26.6ポイントの大幅改善となっております。将来負担額が一般財源総額の1年分であることを意味します100%を大きく下回る数値となっております。

なお、表の下段の括弧書きの各数値につきましては上の段が早期健全化基準でございまして、いわゆるイエローカードに相当する数値となっており、下の段が財政再生基準でございまして財政再生計画の策定が義務付けられるレッドカードに相当する数値となっているものでございます。

以上が健全化判断比率の報告でございます。

続きまして報告第9号 平成25年度北杜市資金不足比率報告の件について、ご説明を申し上げます。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算にかかる資金不足比率について、監査委員の意見を付けてご報告するものでございます。

資金不足比率とは公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのか、つまり赤字がどれだけあるのかを示す指標となります。

本市におきましては表にございます病院事業特別会計ほか5会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足はございませんので、数値は入ってきておりません。

公営企業につきましては会計ごとに経営健全化基準が定められており、その数値は20.0%以上とされております。この数値以上となった場合には、先ほどの健全化判断比率の指標でご説明いたしましたイエローカードに該当するため、経営健全化計画の策定が義務付けられることとなります。

資金不足比率の報告につきましては、以上でございます。

続きまして報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分を報告するものであります。

提案理由は、損害賠償の額の決定について専決処分をしましたので議会に報告するものであります。

報告案件は4件で公有自動車に係る案件2件、道路の管理瑕疵に係る案件2件でございます。

1ページめくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

#### 専決第1号

公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成26年7月15日であります。

損害賠償の額 4万141円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市中央町所在の法人です。

損害賠償の理由 平成26年6月23日、午前9時50分ごろ韮崎市若宮1丁目1番1号の韮崎駅前駐車場内において職員の運転する公有自動車方向転換のため後退する際、確認不十分により同駐車場内に駐車していた相手方車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に損害賠償金が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

1ページめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

#### 専決第2号

同じく公有自動車事故に係る損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成26年7月31日であります。

損害賠償の額 1万9,911円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市大泉町在住の男性であります。

損害賠償の理由 平成26年2月12日、午前8時4分ごろ北杜市大泉町西井出5573番地付近の市道箕輪・小淵沢線の信号機のない交差点において市の委託業者が運転する市民バスに、右側より進入してきた相手方車両が衝突し、双方の車両が破損したため過失割合に応じて損害賠償を行うものです。なお、参考までに過失割合は市が5%、相手方が95%です。

支払いの方法 相手方の指定した口座に市の事故責任額である1万9,911円が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

以上、公有自動車にかかる案件2件をご説明いたしました。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

続きまして、4ページをお願いいたします。

専決第3号であります。

同じく地方自治法の規定によりまして、道路の管理瑕疵に係る損害賠償の額が決定しましたので、ご報告するものでございます。

専決の日付であります、平成26年7月2日でございます。

損害賠償の額 21万7,200円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町所在の法人であります。

損害賠償の理由 平成26年4月23日、午後2時30分ごろ北杜市大泉町西井出8240番地5678付近の市道大泉・西井出51号線を走行中に道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両のトランスミッションが損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

5ページをお願いいたします。

専決第4号でございます。

同じく地方自治法によりまして、ご報告するものでございます。

専決日につきましては、平成26年7月2日でございます。

損害賠償の額 36万6,282円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市小淵沢町在住 男性であります。

損害賠償の理由 平成26年5月27日、午後7時35分ごろ、北杜市小淵沢町10060番地947付近の市道小淵沢5号線を走行中に道路上のグレーチングが跳ね上がり、相手方車両のガソリンタンク、マフラーおよびクーラーパイプが損傷したため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支払いの方法 相手方の指定した口座に道路賠償責任保険事故として、公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものであります。

負担割合につきましては、北杜市が100%ということであります。

なお、この2件につきましては事故後、速やかに固定等の措置を講じてございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第8号から報告第10号まで3件の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

日程第45 選挙第1号 大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布したとおり、宮沢俊作君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました宮沢俊作君を大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました宮沢俊作君が大内窪外壱字恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(渡邊英子君)

日程第46 選挙第2号 奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は議長が指名することに決定いたしました。

奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員にお手元に配布いたしましたとおり仲澤功允君、小澤友作君、向井忠男君、篠原隆美君、深澤和幸君、清水一恵君を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました6名を奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が奥野山恩賜県有財産保護組合議会議員に当選されました。

○議長(渡邊英子君)

日程第47 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

10番議員、相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

請願を朗読をもって説明いたします。

請願第4号

平成26年8月20日

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合協議会会長 中込 豊

住所 北杜市武川町牧原1622

北巨摩地区公立小中学校長会会長 比志秀樹

住所 韮崎市中田町中條1645-6

北巨摩地区公立小中学校教頭会会長 鷹野 晃

住所 北杜市明野町上手7203-1

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 皆川賢司

住所 北杜市明野町上神取744-3

紹介議員 相吉正一

〃 原 堅志

北杜市議会議長 渡邊英子様

請願趣旨

（請願事項）

1. OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。
1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。
- 1 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

（請願理由）

2014年度の政府予算が成立しました。2011年義務標準法が改正され、小学校1年生の基礎定数化が図られたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次改定する検討と法制上を含めた措置を講じることと、措置を講ずる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後、35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学校規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制および教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学校規模」として26人から30人を挙げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学級指導要領が一昨年度本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また暴力行為や不登校、いじめなど生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の目標に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。今後も本市の財政状況に左右されず、「原っぱ教育」が一層充実・発展することを切望いたします。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国（30カ国）の中で日本は最下位となっています。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、ぜひとも北杜市議会としても右にある請願事項をご決議いただき、2015年度政府の予算編成において地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますようお願いいたします。

提出先

内閣総理大臣

内閣官房長官

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

以上です。ご審議の上ご決議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月22日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後12時22分

平成 2 6 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 2 日



平成26年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成26年9月22日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

ほくと未来 輿水良照君  
明政クラブ 相吉正一君  
市民フォーラム 野中真理子君  
公明党 小尾直知君  
日本共産党 中村隆一君  
北杜クラブ 千野秀一君

2. 出席議員（21人）

1番	上村英司	3番	齊藤功文
4番	福井俊克	5番	輿水良照
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本 静	15番	中嶋 新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員

2番 小野光一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(44人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
地域課長	仲嶋敏光	地域課防災指導監	花輪栄一
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	野牛嶋伸
福祉課長	中山雅史	子育て支援課長	清水永一
環境課長	早川昌三	農政課長	小澤隆二
林政課長	手塚清作	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	坂本孝典	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	井出良司	生涯学習課長	山内一寿
学校給食課長	宮川雅人	塩川病院事務長	浅川辰江

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会議務局長 坂本吉彦  
 議会書記 清水市三  
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

2番 小野光一君は一身上の都合により本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会では、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 ほくと未来、75分。2番 明政クラブ、45分。3番 市民フォーラム、45分。

4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分。6番 北杜クラブ、75分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、5番議員、輿水良照君。

輿水良照君。

○5番議員（輿水良照君）

平成26年9月定例会において、ほくと未来を代表して何項目か質問させていただきます。

収穫の秋を迎え稲穂も垂れ、水田・畑作いずれも豊作の気配を感じられる季節になってまいりました。本年の大雪、大雨、冷夏、日照不足等々、異常気象が農業生産、観光など北杜市の主要な産業、市民の生活に少なからず影響を与えています。さらに夏の大雨により北海道、北陸、西日本では多くの犠牲者が出ています。改めて哀悼の意を申し上げます。

そのような中、市民の生活を守るため昼夜を問わず活動していただいている防災関係者、市職員および地域のリーダーの方々には、心から感謝を申し上げます。

さて、安倍政権による経済政策も地域経済の浮揚、景気の安定的な回復など決して順風満帆に進行しているとはいえ、景況感もあまり感じられません。消費税増税、物価高等が先行し多くの国民の生活は今まで以上に苦しくなっていると感じられます。

しかし明るい話題として男子テニスの全米オープンでは、錦織圭選手が日本人として初めて決勝に進み準優勝を果たしました。加えてアジアのスポーツの祭典、アジア大会が韓国で始まり、日本選手の大活躍が期待されるところです。

さらに政府による26年度後半、27年度の地域支援の政策が出てき、概要が徐々に明らかになってまいりました。地方創生省という担当大臣を設け、地方の経済回復・活性化に向けて今まで以上に地方の衰退に真摯に取り組む政府の姿勢の表われだろうと推察されます。

加えて政府案の概況を見ると地方の活性化に多くの予算が振り当てられています。北杜市がすでに行っている地方地域提案型の政策を取り入れることがメインの方向で進んでいると思わ

れます。また25年度の決算によると北杜市の財政指標の実質公債費比率、将来負担比率なども大幅に改善し徐々にランクを上げています。これも合併10年間の市当局の減債に向けた計画的な取り組みと市民の協力の賜物と思い、市当局ならびに市民の協力に対し議会人の一人として深い敬意を表します。

これより事前提出した3項目、21の質問をさせていただきます。

はじめに、定住促進策についてであります。

少子化・高齢化に伴う人口減少は避けて通れない問題であると同時に放置できない深刻な問題であります。特に地方自治体にとっては、存亡の危機であるといっても過言ではありません。今年5月に有識者らでつくる日本創生会議の独自の試算による数値が発表されましたが、それによると出生数の減少に加え、地方で暮らす若い女性が都市部への流出で大幅に減少するとされています。その中で北杜市における若い女性の将来推計減少率は、2010年を基準に2040年、すなわち30年後には55.1%減と衝撃的な数字が示されました。

現実に北杜市の本年の成人者数は566名、昨年1年間の出生数は224名と20年前と比較すると出生数が半減しています。このような現象は全国的なものであり、北杜市に限ったものではありませんが地域づくり、まちづくりの基本に関わる問題であるため真摯に受け止め、それへの対策を急がねばなりません。

そこで人口減少対策として、定住促進の面から以下5点について質問いたします。

1点目、今年度から取り組んでいる定住促進計画について、着手後、半年過ぎた現時点での策定状況と今後のスケジュールについて。

2点目、子育て支援住宅の建設が来年9月完成の予定で進められていますが、以前全員協議会で入居条件について検討過程での説明がありました。いよいよ1年後には入居できますが、その入居条件と入居に向けての募集等のスケジュールについて、お伺いします。

3点目、市内への永住を希望する若者たちが宅地を確保できるよう、また子育て支援住宅の退去後の家族が安心して市内で住宅用地が確保できるよう、市として遊休市有地の計画的な譲渡等を行うことはできないか。今後、各種公共施設の統廃合等により不要となる施設の敷地の有効活用策として検討することはできないか。

4点目、若い人たちが住む条件、生活をする条件として働く場の確保は重要であり、若者定住の面から企業誘致は最優先課題であります。これまでの取り組み状況と今後の取り組みの推進方針について。

5点目、中部横断自動車道は、この地域にとって中央自動車道に次ぐ第2の発展のチャンスでもあります。整備により観光をはじめとする産業や文化等の活性化はもとより、災害発生時の命をつなぐ道として、市民の安全・安心に重要な役割を担うものと考えます。市ではすでに中部横断自動車道活用検討委員会を設置し、開通に向けて利活用策等の検討を進めているが、その中で定住促進策はどのように位置づけられていくのか、お伺いします。

次に、北杜市立小中学校の統廃合についてであります。

北杜市の子どもたちの学校教育環境充実が児童生徒数減少に伴い、大きな問題となっています。明治時代から交通網の発達や行政環境の変化および人口の増減により、町村合併を繰り返す歴史ある小中学校が廃校になることは、地域住民にとっては地域崩壊につながる大きな問題です。しかし急激な少子化の中、北杜市においても平成22年5月に策定した北杜市立小中学校適正配置実施計画をもとに、まず小学校の統合を実施しております。

教育委員会においては平成26年2月に北杜市立中学校統合計画案をまとめられ、市民に提案し意見交換をしているところであり、これらのことから小中学校統廃合の状況について以下、質問します。

1つ目、昨年4月に長坂地区の小中学校を統廃合し、長坂小学校を開校したが統廃合に伴う問題と課題について。

2つ目、高根小学校の統廃合の進捗状況について。

3つ目、26年4月から中学校統合計画案の説明と意見集約を行っているが、各地域住民の声が現状どこまで集約されたのか伺います。

4番目、廃校になった跡地利用の現状については。

5番目、今後、中学校の廃校も予想されるが、並行して活用方法を検討すべきと考えるかがか。

最後に、北杜市立病院の経営について伺います。

北杜市立塩川病院および北杜市立甲陽病院では診療報酬マイナス改定や医師、看護師等の医療スタッフ不足により経営状況は厳しいものになっています。

平成26年6月に北杜市では第2次北杜市立病院改革プランを策定し、平成28年までに経営健全化の方針を示し塩川病院、甲陽病院を地域の中核病院としての機能、救急医療の実施、へき地医療の実施、地域特性に対応した医療の実施の主に4つの役割を提供し経営健全化を図っていくとしています。

国が進める在宅医療との関わりにおいては個人開業医や医師会、地域包括支援センターとの連携を図ることが謳われています。また北杜市は広大な面積を有するため、地域医療を充実させていくには診療所や個人医師との連携を図り、市立2病院は高度医療を担う病院として充実を図っていくとしています。

北杜市においては死因の約3割ががんによるものであり、がんなどの治療には高度医療は欠かせないものであり、市立2病院でも高度医療の充実は不可欠であります。

国でも平成19年にがん対策基本法が施行され、平成24年から5カ年のがん対策推進基本計画を策定しているが、北杜市および北杜市立2病院でもがんに対する対策を積極的に講じていくべきと考えます。このような趣旨に沿って、市立2病院の改革方針およびがん対策について以下、質問します。

1番目、平成25年度決算における市立2病院の経営状況と今後の改善策は。

2番目、経営改善には医師、看護師不足の解消が必須であるが具体的な対策は。

3番目、第2次改革プランで計画されている患者の生活の向上、患者サービスの向上とは具体的にはどのようなことか。

4番目、第2次改革プランで計画されている職員の資質向上の取り組みは、どのようなものか。

5番目、在宅医療への取り組みの現状と今後の対策は。

6番目、広大な面積の医療をカバーするための医師会、個人医師との連携は。

7番目、がん対策推進計画に謳われている緩和ケアの市立2病院での推進体制は。

8番目、市立2病院でのがんなどの高度医療を担う体制や国立、県立病院との連携は。

9番目、がん対策推進計画の重点項目である小児がん、女性のがん対策は。

10番目、がん患者の就労を支援していく体制は。

11番目、現在、肝炎などの薬害被害者に市および国・県ではどのような支援を行っているのか。またどのような周知を図っているか。

以上、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

定住促進策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て支援住宅退去後の住宅用地の確保についてであります。

超少子化が進む中で、子育て支援住宅退去後の家族や北杜市内に定住を希望する若者世代が確実に定住していただくためには、良好な住宅地の確保は欠かせない要因であると考えております。

このため今後、活用する予定のない市有地および公共施設の統廃合等による跡地については、地域住民のコンセンサス等を得ながら若者世代が住宅地として活用できるよう、計画的に譲渡等を進めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の取り組みについてであります。

市では企業の情報収集に努め、企業訪問等を行う中で企業誘致に積極的に取り組んでおり、現在までに北杜市企業等振興支援条例に基づき10社を指定しております。

企業誘致の実績としてX線解析装置等の製造企業や蓄電池の製造企業等、製造業を中心に誘致を行ってまいりました。

本年度は民間データバンクから設備投資を計画している企業の情報を入手し、企業への営業活動を行っているところであります。しかしながら昨今の経済、社会情勢の中で製造業の製造拠点の海外シフトや事業所の他県集積地への移転等が進み、また技術系の人材確保も難しく、新たな設備投資や工場立地の拡大は厳しい状況にあります。

また近年では、市内企業の留置を図ることも重要な状況となってきております。一方で近年は食の安全・安心への関心が高く、本市の特長である豊かな自然や長い日照時間、首都圏への利便性等が注目されており、多くの農業生産法人から問い合わせをいただいております。

昨年度までに10農業生産法人が事業を開始しており、また現在も6法人が事業準備を進めております。

今後はさらに耕作放棄地の解消や雇用対策として国の補助金等を活用し、積極的に農業生産法人を誘致し、安全・安心日本の台所北杜市の環境づくりを行い働く場の確保、定住促進につなげてまいりたいと考えております。

次に北杜市立病院の経営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、高度医療の体制と国立・県立病院等との連携についてであります。

国では平成19年6月にがん対策推進基本計画を策定したところであり、これを受けて県では平成20年3月に山梨県がん対策推進計画を策定し、市町村や医療機関をはじめとする関係機関・団体などと連携・協力を行い、県の健康増進計画である健やか山梨21に基づき、がんの予防や早期発見に向けた取り組みを進めております。

塩川病院では本年7月より独立行政法人国立甲府病院から医師を派遣していただき、外科外

来を週1回実施しているところであります。

がんなどの高度医療を必要とする手術は国立甲府病院で、術後のフォローは塩川病院の外科外来で行うなど病院間の連携を図っております。また甲陽病院においても山梨大学附属病院、県立中央病院と同様の医療連携を図っているところであります。

次に、がん対策推進計画の重点項目についてであります。

山梨県がん対策推進計画において、小児がん対策については国の小児がん拠点病院と山梨大学附属病院および県立中央病院との連携を進めていくこととしております。さらに女性のがん対策については、がんに罹患しやすい年齢に応じて、がんの予防および早期発見の重要性などについて普及啓発を行っております。

市としては、小児がん対策については患者の早期発見や長期フォローアップへの研修が計画されておりますので、積極的に参加しスキルアップを図るとともに最新情報を迅速に市民等へ提供してまいります。

また女性のがん対策については、若年層への働きかけとして新成人に受診勧奨の通知や子育て中の母親に対して乳幼児健診時に検診の受診勧奨などを行っておりますが、今後はさらに健康づくり推進協議会と連携し、市内企業の協力のもと働き盛りの女性に対して、がんに関する正しい知識の普及と検診の勧奨に努めてまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市立小中学校の統廃合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長坂小学校の統合に伴う問題と課題についてであります。

統合に伴う問題と課題としては通学方法、学校施設や通学路等の整備、PTA活動、校名などがありました。統合へ向けては学校ごとに検討委員会を設け、一つひとつの問題や課題の解決に取り組んでまいりました。

なお、統合後1年を経過した時点での児童や教職員へのアンケート結果から、おおむね順調に学校運営が行えているものの、課題としてスクールバスによる通学において通学時間等が一部の低学年児童に負担になっていることや、友人関係の構築に課題を持つ児童も見受けられることから、引き続き教職員やスクールカウンセラー等がサポートに当たっているところであります。

また通学路についての安全対策や整備などに対する要望もあることから、関係部局とも連携し、早期の改善が図られるよう取り組んでいるところであり、引き続き課題への対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、高根地区小学校の統廃合の進捗状況についてであります。

高根地区小学校統廃合計画案については8月末までに学校や保育園の保護者、地域住民の皆さまへ延べ22回の説明および意見交換会等を行ってまいりました。現在、学校関係者自らが学年PTAや保護者会で意見交換を行うとともにアンケートを実施するなど、意見集約に向けて取り組んでいただいております。

また、高根地区の住民の皆さまへの説明・意見交換会も実施したところではありますが、区

長の方々へ機会あるごとに、地域の意見把握に努めていただけるようお願いをしているところであります。

今後は学校関係者、区長、地域委員、学校長等による検討会を立ち上げ、高根地区小学校統合計画案に対する意見集約を行っていただき、本年度中に統合計画を策定していく予定であります。

次に、中学校統合計画案に対する地域住民の意見集約の状況についてであります。

北杜市立中学校統合計画案に対する説明・意見交換会は、市広報紙および地区回覧により周知を図り、会議を開催いたしました。8つの町ごとの説明・意見交換会には延べ243人の市民の皆さまにご出席をいただき、多くの質疑や意見・要望等をいただきました。

現在、意見・要望等の整理を進めているところでありますが今後、区長の方々等に協力をいただく中で、さらなる意見集約に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校の廃校に伴う活用方法の検討についてであります。

統合により閉校となる学校施設の跡利用については、北杜市立中学校統合計画案において地域の中核施設としての役割に配慮しながら、有効活用を検討することとしております。

現在は学校統合へ向けた意見集約を行っておりますので、中学校統合計画を策定したのちに閉校となる学校施設の活用方法を地域のご意見も伺いながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

定住促進計画の策定状況と今後のスケジュールについてであります。

定住促進計画については、全国的な人口減少社会を迎える中で市民が安心して本市に暮らし続け、地域活力を維持できるよう人口減少の抑制を目的に策定するものであります。

策定状況については、これまでに庁内で組織する定住促進本部会議および作業部会において住民意向調査項目等の内容を検討し、8月に世代ごとに抽出した2千人の市民および市内企業の従業員を対象に、定住に向けた住環境等についてのアンケートを実施いたしました。

現在、首都圏在住者を対象としたインターネット利用によるアンケートを実施しており、9月中にはこれらの分析結果がまとめられることとなっております。また、子育て世代の市民の皆さまや移住者へのグループインタビューや市内企業代表者のヒアリング調査も実施しているところであります。

今後のスケジュールについてはアンケートの分析結果等に基づき、市民等のニーズを計画へ反映してまいりたいと考えており、年内に計画の概要を取りまとめることとしております。その後パブリックコメントを経て、本年度末には北杜市定住促進計画を策定してまいります。

次に、廃校になった跡地利用の現状についてであります。

平成24年3月に廃校となった旧増富小学校は公募により、学校法人に同年4月から貸付を行っております。

また昨年4月の長坂地区の小学校統合に伴い、廃校となった旧日野春小学校は公募により社会福祉法人に同年7月から貸付を行っているところであります。

旧秋田小学校については、市の公文書保管庫や防災備蓄倉庫として利用しております。旧小



泉小学校については敷地内の一部が民有地の筆界未定地となっており、解決には相当の期間を要することなどから該当地を除外の上、事業提案型の公募を行い、年内に利用者を決定してまいりたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

北杜市立病院の経営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市立2病院の経営状況と今後の改善策についてであります。

平成25年度病院特別会計の決算において甲陽病院においては赤字となりましたが、塩川病院、介護老人保健施設、訪問看護ステーションでは黒字となり、当年度純損失は1,500万円の前年度より減少しました。

甲陽病院の損失の要因としては、常勤内科師の確保ができなかったことなどによるものであります。しかしながら、本年4月から常勤内科医師の確保および5月から常勤整形外科医師が着任したことにより、入院ならびに外来患者が増加しております。

今後も常勤内科医師および看護師のさらなる確保と入院、外来収益の増加に向けて、第2次北杜市立病院改革プランに基づき、経営健全化に努めてまいります。

次に医師、看護師不足解消の具体的な対策についてであります。

医師の確保については、引き続き市民からの医療ニーズの高い常勤内科医師の増員に向け、県および山梨大学などの医療関係機関へ定期的に医師派遣要請を行うとともに、自治体病院協議会のホームページを活用し、医師採用情報を掲載することにより図ってまいります。

また看護師については毎年、年度途中で退職される職員が生じるため、ハローワークや山梨県看護協会主催の看護職員就職ガイダンスに出向き、確保を図ってまいります。

次に、第2次北杜市立病院改革プランについてであります。

患者の生活の質の向上を目指し、急性期患者の疾病後の生活の質が低下しないよう、リハビリにより早期離床に取り組み、身体機能の維持・回復に努めております。

また医療依存度が高く在宅療養の困難な患者の療養環境の提供、高齢者などの在宅復帰支援、施設入所希望患者の施設との調整なども行い、入院中の生活環境はもとより退院後を見越した慢性期患者の生活の質の向上への取り組みを行っています。

なおサービスの向上としては患者に対する言葉づかい、態度、心配りおよび待ち時間の短縮などに努めているところであります。

次に、職員の資質向上の取り組みについてであります。

市立病院職員としての意識向上のために、患者の視点に立ったサービスが提供できるよう外部機関で実施される各種研修への積極的な参加と接遇委員会が中心となって、市立2病院職員を対象とした合同の接遇研修を実施し、職員相互の交流の機会も図り資質の向上に努めております。

また甲陽病院においては初めての試みとして独自の行動計画を策定し、甲陽病院だよりの発行、病院まつりの開催を計画しているところであります。

次に、在宅医療への取り組みについてであります。

塩川病院においてはへき地医療拠点病院と指定されていることもあり、在宅医療として週3回の巡回診療、ならびに週2回の訪問診療を実施しております。甲陽病院においては医師などスタッフの不足などから在宅医療は実施しておりません。住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるよう、個人の開業医を含めた地域包括ケアシステムの構築を行う中で、医師会ならびに地域包括支援センターなど他職種の関係機関と連携を図る必要がありますので、地域医療連携室・訪問看護ステーションと連携を図りながら、在宅医療に取り組んでまいります。

次に広大な面積をカバーする、医師会等の連携についてであります。

開業医との連携については平成23年度から一次救急医療を確保するため、北巨摩医師会が当番医を確保し、休日・夜間診療を行う在宅当番医体制が実施されており、患者の症状や時間帯によっては、二次救急医療である市立2病院で受け入れを行っている状況にあります。また市立2病院には地域医療連携室が設置されており、開業医との連携も密になっております。

次に、がん対策推進計画における緩和ケアについてであります。

がん緩和ケアは、山梨県がん対策推進計画アクションプランに基づいた緩和ケアに関する啓発や講演会、拠点病院における研修会等に市立2病院の医師や看護師も参加していることから今後も県の研修会等に参加し、がん緩和ケアに努めてまいります。

次に、がん患者の就労支援についてであります。

国および県のがん対策推進計画では、がん患者が仕事と治療の両立を図れる職場環境を整備できる事業所を増やすことや、がん患者サポートセンターに社会的な問題に対応できる相談員を配置することとしております。

市では今後、環境整備がなされている事業所の把握と同サポートセンターの動向を把握するとともに市民への普及啓発を行ってまいります。

次に、肝炎などの薬害被害者についてであります。

国では平成23年5月に肝炎対策の推進に関する基本的な指針を示し、県では平成24年度から28年度の5年間で県肝炎対策推進計画を策定し、肝炎ウイルス検査の受検の促進、要診療者に対する保健指導の充実、肝炎患者の診療体制の整備などに取り組んでおります。

市ではB型およびC型肝炎ウイルスに感染した患者で、山梨県肝炎治療助成事業の対象者に対して肝炎患者治療特別支援事業を実施し、治療費の自己負担の2分の1を助成しているところであります。

今後も北杜市肝友会への活動支援を行うとともに、広く肝炎に対する知識の普及や制度の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

子育て支援住宅の入居条件と入居に向けてのスケジュールについてであります。

現在、子育て支援住宅須玉団地については、来年7月末の完成に向けて工事を進めております。この住宅は子育て世帯の暮らしやすさを考慮した仕様・設備としていることから、入居条件については対象者を就学前の子どもがいる世帯、婚姻世帯または婚姻を予定している世帯としてまいりたいと考えております。

また入居期間については最長10年間とし、さらに子育て世代の定住を促進するため、退去後、市内に住宅を建築できること等の条件を付けたいと考えていることから、住宅使用料や入居要件等について北杜市次世代育成支援対策地域協議会のご意見をいただき、本年12月には条例を制定してまいります。

募集等のスケジュールについては来年1月から募集案内を行い、3月から受付を開始し9月から入居を始める予定であります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

輿水良照議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道の活用と定住促進についてであります。

中部横断自動車道の整備促進に当たっては、地域と地域をつなぎ産業の振興や命をつなぐ道として地域を支え、自然や景観と調和する地域になじむまちづくり・みちづくりを行政と地域住民との協働で実践していくことを基本理念としております。

先に国の関東地方小委員会でのルート決定の際、石田委員長から「この道路により、この地域がより良くなるよう、より一層丁寧なコミュニケーションをお願いする」との発言を受け、市といたしましても今後、地域の活性化を踏まえたまちづくりビジョンの実現に取り組んでまいります。活力と魅力に溢れたまちづくり・みちづくりが実現することで、定住促進が図られるものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

輿水良照君の再質問を許します。

○5番議員（輿水良照君）

その子育て支援住宅の10年間の使用で退去後、今、市では市のいらなくなった資産とか土地を利用して住宅を建設しようというわけですけども、各小学校の中での近辺に農地とかそういうところを市のほうで用意して、改めてインフラ等を整備しながら住宅用地を確保するというお考えはないでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

輿水議員の再質問にお答えいたします。

たしかに小中学校の近辺に農地があれば、その農地の有効活用ということも考えられますけども、基本的には市有地等があればそれを有効活用ということで、具体的には老朽化した市営住宅等の取り壊しの跡地などが候補になるかと思っておりますので、それが小中学校の近くにあれば、なお理想的かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

再質問はありますか。

よろしいですか。

（ な し ）

それでは、輿水良照君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

加藤紀雄君の関連質問を許します。

○6番議員（加藤紀雄君）

定住促進計画について、関連質問をさせていただきます。

ただいま、企画部長のほうから定住促進計画につきましても人口減少社会を迎える中で市民の皆さまが安心して暮らし続け、地域活力を維持できるよう人口減少の抑制を目的に現在、策定しているとこんな答弁がありました。

人口減少は今、社会的に大きな問題となっております。将来を推定する中で国家の、日本国の存亡にも関わると、こんな大きな課題になっておるのが現状であります。北杜市におきましても出生者数の過去の経緯、またこれからの推計等を見ますと非常に厳しい数値が示され、将来に不安があるのが現状であると思います。

そこで今回、本年度定住促進計画を策定する、こんな段階で現在進めておるわけですが、当を得た形での計画だと思えます。そこで定住促進計画の策定にあたって、また今後それらの計画を推進するにあたって、北杜市として1つの市でやることももちろん非常に大事であります。もっと広い視点から近隣の町村との連携をとる。言ってみれば広域的観点からこれらについて検討して計画を考え、それを実施していくことが必要ではないかと考えております。

その中で今回、進めている定住促進計画の中で広域的観点からそれらの施策、また事業等についてどんなふうに取り組んでいるのか、また取り組んでいる場合はどんなふうな形でそれらを取り入れ、計画に反映し実施していくのかお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

加藤議員の関連質問にお答えいたします。

現在、策定しております定住促進計画の中で広域的なエリア、ならびに広域的な視点から捉えた施策として、それらを計画に反映していったらどうかというご質問かと思えます。

たしかに人口減少問題を抱える中で、本市が抱えております課題はたくさんございます。また先ほど議員ご提案の広域的なエリアということで考えたらどうかということでございまして、それに広域的なエリアとして取り組みということは、非常に重要なことだと考えております。

また国におきましてもそのような観点から定住自立圏構想というものを打ち出しております。複数の自治体が連携して定住促進に取り組むことを推進しております。またその推進した事業に対しましては、財政支援を行うということも伺っております。

本市といたしましても、そのような国が進める定住自立圏構想、この構想が人口減少に向けた取り組みとして非常に有効で有利な施策であると考えてございまして、すでに取り組んでおり

ます先進の自治体等の状況を把握しながら、市で策定しております計画にそれぞれ反映させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君の関連質問を許します。

○4番議員（福井俊克君）

北杜市の市立小中学校の統廃合について、関連質問を行います。

中学校の統廃合計画の策定については、現在各学校単位でそれぞれ意見の集約に努めているところであります。この意見の集約を、どのようにこの計画を策定していくかということでお聞きしたいと思います。

先ほどの答弁を聞きますと小学校においては各地域、あるいは保護者、学校関係者で構成する検討委員会において、最終の意見集約を図った中で教育委員会で計画の策定をしていくというお話がありましたが、中学校の統廃合計画においてもこのような方向でいくのか。また、いつ、どこでどのようにして策定されるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

福井議員さんの関連質問にお答えいたします。

中学校統廃合計画案、その意見集約についてということでございます。またそのいつ、どこで、どのような形でというふうな内容だと思っております。

中学校の統廃合計画案につきましては町ごとに小中学校の保護者、それから地域の皆さまに説明を行っているというところでございます。まだ説明を必要としている地域もあると思っておりますので、今後も必要に応じた説明をさせていただく機会を設けていきたいと考えております。

その上で意見集約予定であります来年度後半ということになりますけれども、各学校や地域の意見について方向性が当然示されてくると考えております。その結果を受けて小学校でも同様ですけれども、関係者からなります仮称でありますけれども、例えば 中学校区新しい学校づくり検討会といったようなものを設置して意見集約を図ってまいりたいと考えています。その結果につきましては、当然その検討会の結果を受けて最終的には市の教育委員会等で決定をみるものだというふうな手続きになろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君の関連質問を許します。

○7番議員（原堅志君）

私のほうから北杜市立病院の経営について、2点ほど関連質問をさせていただきます。

1点目は市立2病院のがんなどの高度医療に伴う体制や国立病院との連携について、まずお伺いいたします。

先ほど塩川病院では国立病院等、7月から週1回、外科外来を実施しているというご答弁が

ありましたけども、現在まで高度医療として利用した形の中でどんな事例があったか、もし分かればお伺いしたいと。

次に2点目として医師、看護師不足解消についてですけども、25年度の決算審査意見書でも恒常的な医師、看護師不足等による医療提供機能低下、従来の医療費抑制政策による診療報酬のマイナス改定に伴う減収、地方交付税の削減等の影響が病院経営に大きく押し掛かっていると指摘されております。先ほどの答弁は、従来から取っている方策とあまり変わらないように思われます。医師、看護師不足に向けて従来の対策に加えて、独自の解消策を考える時期にきているのではないかと思います。今後、北杜市の独自の解消策を検討するお考えがあるかどうか、お伺いいたします。この2点について、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

原議員の関連質問でございます。

最初の1点目の、塩川病院での高度医療での事例があるかということでございます。

がんの高度医療ではございませんけども、塩川病院で対応できなかった方につきまして国立病院のほうに手術をお願いし、その後、塩川病院のほうでフォローをしているという方と国立病院のほうに直接入院されてそちらで手術をしたあと、塩川病院のほう近く病院ですから、そちらのほうでフォローしてくださいというような関係で、こちらのほうに戻ってきたということで、今のところ国立病院については2件ほど事例があるというようなことでございます。

次に医師、看護師の不足に対する市独自の積極的な解消策があるかということでございます。

医師につきましては現在、県の医師就学金制度を活用しまして、本年度、3月で地域枠を利用された医学生が今回、卒業されて2年間の研修に入ったということで、今後その地域枠を利用した医学生が出てくるということで、その方々の動向を注視していきたいと期待をすることでございます。

看護師につきましては、市の看護学生の奨学金制度がございまして現在まで11人が利用されて現在8人が病院で勤務されているということでございます。今後もっとこの制度を積極的に周知した中で、利用していただけるような方策を積極的に考えていきたいと考えておりますのでよろしくお伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

明政クラブを代表して、質問いたします。

最初に8月の広島市の土砂災害から1カ月が経過、犠牲者となりました74名の皆さんに心から哀悼の意を表します。また被災に遭われました皆さまにお見舞いを申し上げますとともに一日も早く生活再建ができるようお祈り申し上げます。

さて先般、第2次安倍内閣が発足しました。来年の統一地方選挙を意識したのか、積極的に女性5人を大臣に起用し、ベテラン議員を配置した堅実で重厚な内閣に感じられます。

アベノミクス第2弾の経済政策は地方の再生、人口の減少、高齢化対策を柱として地方の活性化に取り組み、景気対策や人口減少が進む中で地方の元気を取り戻し、創生を図るとしています。ぜひこの政策が地方にとって、本市にとっても実効性のある政策でほしいと強く願っているところであります。

それでは、大きく4項目について質問に入らせていただきます。

最初に、人口減少社会に向けての新たな取り組みについて伺います。

全国的に人口の減少が進んでいます。先般、厚生労働省、人口問題研究所が発表した将来人口推計調査ではこれから2040年までの30年間で、47都道府県すべてで人口が減少することが明らかになりました。

本市においても同様に人口減少、少子化が進み2040年には3万2,880人と予測され、全国的に婚姻率や出生数の低下、若者層の都市部への流出が際立っています。

人口減少に少しでも歯止めをかけることは本市にとって最重要課題であり、特に人口の減少のプラス・マイナス面も含め、現状を把握し分析した上で今後の総合的な対応と早期の取り組みが必要であると考えます。

人口減少の影響は必ずしも悪い面ばかりではないと思いますが、生産人口の減少により地域経済が低迷し、市の財政に大きな影響があることは言うまでもありません。

先の日本創生会議の試算では消滅都市になる市町村が公表されましたが、市としての基本的な考えと人口減少対策の計画的な取り組みについてどのように考えているのでしょうか、以下伺います。

1点目として推計どおりにこのまま人口が減少することに対して、市としてどのように受け止めていますか。

2点目としてこのことがこれから先、市政運営にどのような影響があり、どういう事態が起きるのか想定していますか。市としてすべきことは何なのでしょう。

3点目、現在、市では人口減少社会への取り組みとして定住促進計画を策定していますが、どのような対策に重点を置くべきであると考えていますか。

4点目として長期的な視野に立ち人口減少社会に対応できる専門部署、ならびに委員会等、組織の立ち上げが必要であると思いますがその考えはありますか。

次に、介護保険制度の改正に伴う諸課題について伺います。

国会でこの6月に成立した介護保険制度の見直しでは、訪問介護と通所介護を介護保険の給付から外し、市町村において来年、平成27年4月から地域支援事業の中で介護予防日常生活

支援サービス事業として実施が予定されていて、平成29年度末までにすべての市町村に移管されることになっています。

このことにより訪問介護と通所介護は全国一律の給付ではなく、市町村の判断でサービス内容に応じて事業費の単価や利用料が決められていくことになり、市町村間の格差と利用者間の格差が生じることが大変、心配されています。

また新しい総合事業の事業費には上限を設け、伸びを抑制することが示されています。一定以上の所得者の利用負担は1割から2割になります。今回の改正は、従来の介護サービスの利用者がサービスを受けられなくなるケースが想定されるなど、利用者に影響を与えるとともに健康の悪化につながることを懸念されています。

今回の介護制度の改正による影響と市による新しい総合事業についての見解と対応について以下、伺います。

1点目ですが地域医療介護推進一括法がこの6月に成立しましたが、改正の考えを市としてどのように捉えているのでしょうか。

2点目として、予防給付の見直しにより利用料と保険料はどうなるのでしょうか。

3点目、要支援1と2の対象者への介護給付の地域支援事業化でケア、介護の維持が可能なかどうか。維持ができないという心配・危惧がありますが、どうでしょうか。

4点目、特別養護老人施設への入所基準が今回の改正により要介護3以上という改正が及ぼす影響はあるのでしょうか。

5点目ですが、介護認定者数と特別養護老人施設の入所待機者数の現状と今後はどうなるのでしょうか。

6点目として、来年4月から改正されるわけですが早期の対応が望まれますが、周知と体制づくりに向けての準備状況は万全なのでしょうか。

次に、災害防止対策について伺います。

昨今の地球温暖化によると思われる異常気象により7月は猛暑が続き空梅雨で雨が少なく、お盆を越しても真夏日が続きました。猛暑のあとは台風や集中豪雨などが続き、全国の各地で局地的に大きな被害が発生しています。

こうした中、市民を対象とした防災訓練が実施されましたが、地震や建物火災を中心とした訓練が多く見られ、雪害や土砂災害についての啓発活動は少ないように思います。県内においても2月に過去に例を見ない大雪による交通網の遮断、農業施設をはじめ大きな被害がありました。また、昨年10月には伊豆大島において土石流の発生による住宅の倒壊など大きな台風の被害、またつい最近では広島市内の山すそを造成した新興住宅地において局地的な集中豪雨により土砂災害が発生し、多くの尊い命が失われたことは大変残念であり決して他人事とは思えません。

特に本市は災害危険箇所指定されているところが多く、災害は市内のどこに起きても不思議ではないと思います。広島市の土砂災害の教訓から学び市内の急傾斜、土石流など危険箇所の総点検と市民への啓発活動、集中豪雨や台風等警報発令時の避難勧告や地域自らの判断で公民館等に避難できる体制づくりなど総点検が必要だと思い、以下伺います。

1点目ですが、市内災害危険箇所の緊急点検と定期的なパトロールの状況についてはいかがでしょうか。

2点目として、特に危険である急傾斜地等の現状と安全対策についてはいかがでしょうか。



3点目として、指定されていない土砂災害危険箇所等の指定についての考え方は、見直しについての考えはあるのでしょうか。

4点目ですが、災害危険箇所等への住宅建築や山すそへの宅地開発の業者等への指導の考えはあるのでしょうか。

5点目ですが森林の伐採などにより、すでに設置がされている太陽光発電施設で行政指導ができなかった太陽光設置事業者への災害防止対策を指導する考えはありますか。

最後に、教育委員会制度の改正に伴う本市の対応について伺います。

大津市での中学生いじめ問題や大阪の高校生体罰事件を契機とした教育委員会の対応のあり方について意思決定の迅速性に欠ける、責任の所在が明確でないなどをきっかけに自治体の教育委員会制度を改革するため地方教育行政法がこの6月に改正され、来年の4月から施行されます。

この内容は教育に対する市長の権限を拡大することや教育委員長を教育長に統合し、教育長に権限を一元化するのが主な目的であると思いますが、今回の改正で市長に権限が集中することにより、憲法で保障されている教育の政治的な中立性をどう守っていくのかを含め、問題点や課題もあると考え以下、伺います。

1点目として、今回の教育委員会制度の主な改正点は何なのか。

2点目として、総合教育会議を主催する市長の新たな役割とは何なのか。

3点目として、新たな教育委員会の教育長としての役割は何なのか。

4点目としまして、日ごろから学校現場と日常的に接している指導主事の育成と一層の充実を図ることが重要であると思いますが、市の考えはいかがでしょうか。

以上、明政クラブを代表しての質問を終わります。ご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

人口減少社会に向けての新たな取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、人口減少の受け止め方についてであります。

全国的に人口減少と急速な少子高齢化が進行し、本市においても昨年中の出生者数が224人で過去最少となり、高齢化率は33%を超える等ふるさと存続の危機といえるような深刻な状況にあると考えており、少子化による人口減少に歯止めをかけることは最重要課題と捉えております。

次に、市政運営への影響についてであります。

人口減少は地域活力が低下し、地域経済や市の財政にも大きな影響を及ぼすことから、これまでも人口減少を抑制するため、企業誘致やほくとハッピーワークなどの就労支援のほか保育料の第2子以降無料化や子育て支援住宅の建設など、さまざまな施策を実施しております。

引き続きより一層の子育て支援や結婚支援などを展開し、子育て世代を中心とした定住促進を図り、地域活力の維持に努めなければならないと考えております。

次に、定住促進計画における重点施策についてであります。

定住促進を進める中でも、地域の活力源となる子育て世代の定住が極めて重要な施策である

と考えておりますので、少子化対策に重点を置いた計画を策定してまいります。また市内から市外の企業等へ通勤する者より市外から市内へ通勤する者のほうが多く、年々増加傾向にあることから、これらの対策についても重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度改正への考えについてであります。

団塊世代が75歳以上となる平成37年には、介護保険料は現在の1.6倍になると見込まれております。このことから、今回の改正では介護保険の基本理念である自立支援が改めて重要視され、地域の支え合い機能の充実や社会資源となるさまざまな担い手の掘り起こしなどを通じて、介護予防を地域ぐるみで行うことが求められているものと考えております。

次に災害防止対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内災害危険箇所の点検とパトロールについてであります。

市では山梨県・警察・砂防ボランティア等と連携し、崖崩れ対策工事中の箇所および地域からの災害対策工事の要望箇所など危険箇所の点検を毎年実施しており、本年は6月11日に行ったところであります。また広島市の土砂災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内の新興住宅地などの調査を今月8日に県と合同で緊急に実施したところであります。

本年実施した点検により異常などは見受けられませんでした。今後も同様な点検を関係機関と連携して行ってまいります。

次に、急傾斜地の現状と安全対策についてであります。

県の土砂災害警戒区域には全県で7,089区域が指定されており、本市においては急峻な地形が多いことから424区域が指定されております。これらの区域は、県の砂防事業などにより順次整備を行っておりますが、長い年月と多額の費用を要するため災害から市民の命を守るためのソフト対策が重要であると考えております。

そのため被災する前に市民がよりの確に行動ができるよう、本年3月に北杜市土砂災害ハザードマップを作成し、全戸配布するなど市民への周知を図っているところであります。

また北杜市郷土資料館では企画展「忘るな、北杜の災害記憶」を開催しており、多くの市民の皆さまにご来場いただき災害を乗り越えた先人に学び、市民一人ひとりが防災意識を高めていただきたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

教育委員会制度の改正に伴う本市の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、教育委員会制度の主な改正点についてであります。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正は教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化および地方に対する国の関与の見直しを図るためのものであります。

主な改正点は教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置、教育に関する施策の大綱を首長が策定することなどであります。

次に、市長の新たな役割についてであります。

総合教育会議は市長と教育委員会が対等な執行機関として、教育に関する協議・調整の場です。市長は総合教育会議を招集し教育委員会と十分な意思疎通を図り、教育行政の大綱の策定、重点的に講ずべき施策などの協議・調整を行うこととなります。

なお、総合教育会議において協議・調整された事項については、市長と教育委員会は共にその結果を尊重することとされております。

次に、新たな教育委員会の教育長の役割についてであります。

教育長は教育委員会の第一義的な責任者であり、常勤の特別職として議会の同意を得て市長が任命することとなります。また教育委員会は教育長と委員をもって構成し、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。

次に、指導主事の育成と充実についてであります。

指導主事は、学校教育に関する専門的事項の指導などに関する事務に従事する職員で、本市では平成18年度から1名を配置しているところであります。

社会情勢が大きく変化する中で原っぱ教育の推進、特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、教育制度を導入するに当たっての学校現場への指導など指導主事の職務も多様化し重要度も増しており、小中学校の統合もありますので、指導主事の充実については今後、教育委員会において検討してまいります。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

人口減少社会に対応する専門部署等の立ち上げについてであります。

定住促進計画の策定を進めるため、5月に部局長等による定住促進本部を設置いたしました。併せて課長等による幹事会および作業部会を組織し、全庁体制で定住促進事業の推進に向け取り組んでいるため専門部署を置かず、今後もこれらの組織を中心に人口減少社会の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

介護保険制度改正に伴う諸課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予防給付の見直しによる利用料と保険料についてであります。

利用料については、予防給付で1割負担であった自己負担が見直しによる地域支援事業では予防給付より低い額の利用料という想定になっておりますが現在、検討の段階であります。

保険料についても今後見込まれる認定者数、介護サービス利用者数およびサービス提供のあり方を推計し、改定に当たっては北杜市介護保険事業計画策定委員会においてご検討いただき、平成27年度から29年度までの3年間の保険料を決めていくこととしております。

次に、地域支援事業化におけるケアの維持についてであります。

要支援状態とは、提供されたサービスを利用して心身機能の改善する可能性が高い状態を言います。状態が改善したあとの受け皿になる事業を地域支援事業として、市内各地で用意する

ことでケアを維持できるものと考えております。

次に、特別養護老人施設入所基準の改正が及ぼす影響についてであります。

現在、特別養護老人ホームに入所されている方は、現行のまま利用が継続されることとなります。今後は、限られた施設の中でより入所の必要性が高い方々が入所しやすいように要介護3以上の方を支える機能に重点化されます。

なお、要介護1または2の方であっても在宅生活が困難と認められる認知症の方やひとり暮らしの方、障害者等でやむを得ない事情がある場合には、特列入所が認められることとなっております。

次に、介護認定者数と特別養護老人施設の入所待機者数についてであります。

介護認定者数は本年3月末現在で1,772人であり、要介護3以上の認定者は854人です。特別養護老人施設の入所待機者数は本年4月1日現在404人となっております。そのうち在宅で待機している要介護3以上の入所希望者は111人となっております。

次に、制度改正の周知と体制づくりについてであります。

介護保険制度改正に伴い、市が実施する新しい総合事業の体制づくりについては、介護保険事業所をはじめNPO法人、ボランティア、民間企業などのさまざまな担い手になる方との研修会、意見交換会、アンケートなどを通じて地域支援事業における訪問型サービス、また通所型サービスの提供の仕方について現在、検討を進めている状況にあります。

新しい総合事業のサービス類型、利用料などが明確になりましたら、利用者の方をはじめ市民の方々への周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設設置事業者への災害防止対策の指導についてであります。

森林面積が1万平方メートルを超える場所への設置については、森林法第10条の2の規定に基づき、県の許可が必要とされていることから災害防止対策は図られているものと考えております。

1万平方メートルを超えない山林または林地以外に設置している施設につきましては、これまでも伐採届の提出時や、北杜市土砂の埋め立て等の処理に関する指導要綱等に基づき指導してまいりましたが、今後も本年9月1日に施行した北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱に基づいて、事業者の責務として土砂の流出や水害の防止に努めるよう指導してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

災害防止対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、土砂災害危険区域等への指定の考え方についてであります。

土砂災害警戒区域の指定につきましては、土砂災害防止法の規定により県知事が行うことと

されており、指定にかかる基礎調査の実施をおおむね5年ごとに実施することが定められています。これは住宅の立地が新たに予想され、土砂災害警戒区域等の指定が必要であるか改めて基礎調査を実施し、過去のデータの修正を判断するためであります。したがって、この基礎調査の結果に基づく指定範囲についても、おおむね5年ごとに見直されることとなります。

次に、災害危険箇所への住宅建築の指導についてであります。

土砂災害危険箇所につきましては、県が土砂災害防止法により警戒区域および特別警戒区域に区分し、特別警戒区域内においては建築物の構造の規制があるとともに宅地分譲等の開発を行う場合は県知事の許可が必要となります。

市内に建築物を建築する場合においては、北杜市まちづくり条例に基づき建築計画届を提出していただいておりますので、建築場所が土砂災害防止法の特別警戒区域に該当する場合は県知事の許可や構造の規制があることを指導しております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

最初に人口減少社会に向けての新たな取り組みについて、再質問をさせていただきます。

本市の状況、先ほど市長のほうから答弁があって人口減少は最重要課題であるという答弁がありました。そして北杜市においても子育て支援や施策はいろいろしていると思うんですが、保育料の第2子以降無料化、また子育て支援住宅、医療費の小学校6年生まで無料化としているんですが、昨年の出生数は224人。先ほども定住化の関係で答弁もありましたけども、20年前に比べて約7割になっているという、大変極めて厳しい状況であると思います。定住化促進本部を立ち上げて、課長幹事会とか先ほど答弁がありました。本年度中にはまとめるというふうなお話も聞きましたので、ぜひ、私、再質問の中では人口減少問題への計画的な取り組みは最重要課題であると私も認識しています。そして新たな取り組みをしていかなければならないと思っています。新たな取り組みとしてはさらなる子育て支援、例えばお母さん方が保育園に送迎をしないで済むような、ちゃんと勤める職場があるような、そういうフォローもしなければいけないのではないかと。これはまたもう一度質問させていただきますけども、そういう関係とか、やっぱり全国で先進的な市町村もあります。そういうところをやっぱり研修したりすることも必要ではないかと思えます。

そしてやはり雇用の創出、企業誘致でかなり努力はしていると思いますが、やはり非正規職員ではなくて正職員等を採用できるような職場づくり、前にも質問しましたが未婚者対策、これがすごく重要だと私は思っています。それで今まで努力はしているんですが、なかなか結果が出てない、さらなる特效薬を講じていく必要があると思いますが、それについての見解を伺います。

2点目としてマスコミ報道によると、地域によっては数年前から具体的な取り組みを行い成果が出ている市町村があります。そのような場所への職員の研修についての考えはあるかどうか。例を挙げれば長野県下條村では少子化を食い止めた奇跡の村と言われ、人口減少に一定の歯止めがかかっており、人口特殊出生率は1.86です。本市の場合は1.13、極めて厳しい状況、非常事態と思えます。また千葉県の流山市は人口減少時代に人口を10%増やしまし

た。しかも子育て世代の30代夫婦を中心としての人口の流入であるため、人口構成も若返ったとしています。ここ8年間で人口が1万6千人も増えていると言われていました。ぜひそういう良いところは見習って北杜市として独自の人口減少施策をしていただきたいと思います。そのへんについて見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。2点、質問をいただいております。

まず人口減少の要因であります少子化問題の対策として、なかなか成果が伴わないということで新たな取り組み、またさらなる子育て支援が必要ではないかというご質問でございます。

これにつきましては、答弁にもありましたように人口減少につきましては全国的な課題であるということは認識しておりまして、本市でも子育てしやすい環境を整備するためにさまざまな支援策を講じておりますが、なかなかすぐ効く特効薬というものはありません。

また国におきましても去る9月に少子化と人口減少の克服を目指し、まち・ひと・しごと創生本部という組織の設置を行いまして、国といたしましても総合的に施策を進めるということとしております。

本市におきましても今後の国の動向等を注視しながら、現在策定を進めております定住促進計画に基づく事業の展開を進めていきたいと思っております。

また2点目でございます。マスコミ報道等による先進自治体への研修が必要ではないかというご質問でございます。

これにつきましても現在、人口減少対策に先行して取り組んでおります自治体はさまざまございまして、私どもといたしましてもそれらの情報の収集に現在、努めているところでございます。

先ほど議員からお話もありました長野県の下條村、これにつきましても実際、国の補助に頼ることなく若者定住促進住宅の建設を行い、家賃を格安にするという少子化対策を進めておりまして、特殊出生率につきましては全国平均を上回っているというふうに伺っております。これらの先行事例につきましては、私どもが策定を進めております定住促進計画に非常に参考となる施策でありますので、今後必要に応じましてそれらの自治体に出向き、また事業実施における効果、課題等についての研修を行いたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

ありがとうございました。

では再々質問をさせていただきますけども、今回5月に定住促進対策本部を立ち上げて、部長等、課長を含めてそういう計画をまとめるというお話も答弁の中でありましたけども、それはそれでいいと思うんです。職員が横の連携を図って勉強をする、立ち上げていく。私は、1つはほかの学識経験者等からもそういう意見を聞く場が必要だと思っております。例えば予算的に

はなくても、今やはり各町に地域委員会が設置されていますね。お祭りも終わりました。やはり地域委員会の機能としては、支所の重要な問題に対して諮問するということが1つの大きな目的となっていますので、やはり8つの地区の地域委員会にこの人口減少問題、未婚者対策も含めて、子育て支援も含めてやはり知恵を出していただく、それは予算がなくてもできますので、活用していくことが私は必要であると思いますがそのへんについて答弁を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

学識経験者などを含めた組織の活用、ならびに地域委員会への諮問をしたらどうかというご意見でございます。

たしかに学識経験者などを含めた組織というものも非常に重要なものだと考えております。また地域委員会への諮問も今後、必要ではないかと捉えております。

ただ現在、私どもといたしましては、今年度中に計画は策定いたします。その策定にあたって今後の具体的な推進につきましては、専門部署を置かずに各担当が主となり進める方針でありますので、今後はそういった実施状況を確認する部署が必要かなと思っておりますので、先ほどの地域委員会の諮問、ならびに学識経験者等を含めた組織、これらについても同時に考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に介護保険制度の改正に伴う諸課題について、再質問をさせていただきます。

今回の改正は国の介護保険法の改正であり、国ですべきことを市町村へ丸投げしたのではないかと私は感じています。そうした中で、今まで介護保険の対象となった要支援1が本市には約80人ですか、そして介護要支援2が238人、合計で318人いると思うんです。この方たちが今回の改正によって、一番の心配は市町村間の格差と介護サービス利用者間の格差だと思います。今回の改正によって地域生活支援事業に移管されるわけですが、そのへん大丈夫というような答弁もあったと思いますけども、そのことについてのまず見解を伺います。

そしてすなわち要支援者1、2への支援がおろそかになるという危惧があります。そのへんについても、現状でも北杜市は面積が広く集落が点在しています。現状でも介護事業者やNPO法人、またボランティア等の要員が不足していると思いますが、そのへんについてはいかが考えているでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに市町村間格差、また市民利用者間の格差が生じるのではないかとのご質問でございます。

格差につきましては既存の訪問介護、通所介護につきましては格差がないと思っております。新たに提供するさまざまな、多様なサービスというものが生じてきますけども、これにつきましては、おっしゃるとおり市町村間格差が生じてしまうというようなことは考えられます。しかし北杜市につきましては、平成24年度から各種総合事業に取り組んでおります。その意味では先を走っていると思っておりますので、これからも多様なサービスを、ほかの町村に負けないよう取り組んでいきたいと考えております。

それから2点目の要支援者への支援がおろそかになるのではないかと、要員が不足しておるおろそかになるのではないかとのご質問でございますけども、包括支援センターの職員も含めて現在、提供してくれている事業者の数ですとかでございますけども、そういう意味で、どの程度のサービス、多様なサービスをどこまでするかによっても事業者の不足とかという問題も出てくるんですけども、そこはこれからいろいろNPO法人、ボランティアの方々を募りながらさまざまなサービスができるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

高齢化、先ほど33%ということで、2040年には49%、半分の方が高齢者になることが想定されています。今、答弁もありましたが、そういう要介護、要支援にならない方をいかに増やしていくか、維持するか、大変だと思います。そうした意味で、今回の制度改正の市民の周知について、行政区単位での説明が必要、特に各行政区の老人会に周知して、できるだけ要支援、介護にならないようにする説明、そういうことが必要だと思いますが、その考えはあるのかどうか伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

相吉議員の再々質問にお答えさせていただきます。

行政区単位、または老人会などを使った周知ということでございます。

現在のところは介護保険制度改正に伴うさまざまなサービスの提供につきましては、もちろん周知していかなければならないと思っております。ただ現在のところは詳細がまだ、利用料につきましても、どのようなサービスを提供するかにつきましても詳細が決まっておられませんので、決まったところで広報は行うわけですけども、行政区単位にというところまでは現在考えておりません。さまざまな何か、具体的には提案のありました老人会というのもございますけども、行政区よりももう少し広い単位での周知などは考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。



相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に災害防止対策について、再質問をさせていただきます。

今回の質問は広島市内で土砂災害があったから、あえて質問させていただきました。本市では市全体の土砂災害のハザードマップが作成され、すでに全戸配布されていますけども、このマップにおいてはこの付近とは分かりますが、具体的にどこなのかよく分からない面があります。そして先ほど答弁で市内に424カ所の危険箇所があるということでしたけども、広島の実害を教訓として、具体的に各地区のどこなのか特定できるような場所が分かるなど、例えば写真の配布等を求められますが、その考えはあるのかどうか。

せっかく作りましたけども、具体的に分からない市民が多いと私は思います。そして災害、市の責任だけではなく自助、共助が必要だと思っています。啓発や意識の高揚を図ることが必要だと思います。できれば分かりやすいものを全戸ではなくて各行政区や各自主防災会、消防団に配布することによって、例えば深夜に災害警報、特別警報が発令された場合には各地域において自主的に危険箇所の緊急点検、パトロールができ、被害を最小限に防ぐことができると思いますので、その考えがあるのかどうか伺います。

そして2点目として、今、集中豪雨ではなくて猛烈な雨といって、1時間に100ミリ前後の雨を言っているそうです。北杜市、葦崎市周辺では30年確率で50ミリを想定したとなっておりますが、2月の大雪では140センチ降りました。ですから温暖化現象によって100ミリも今後起きるのではないか、そうした意味で質問させていただいているんですが、深夜に猛烈な雨により特別警報が発令した場合の市民への伝達、もちろん防災無線で放送すると思いますが、また連絡方法についてどのようになっているのか確認の意味でお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の再質問でございます。

ハザードマップの関係ということでございますので、総務のほうから、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

ハザードマップに表示された区域がどのへんなのか、具体的に分かる写真等の配布ができないかというまず最初のご質問ですけども、ハザードマップにつきましては土砂災害が予想される場合とかが発生した場合に、市民の方々が適切な避難行動を取ることを策定したものでございます。

また防災の観点から隣の家は危険ですけども、自分の家は安全というような明確な区域設定をしているものではございません。この地域は大雨の際に危険な地域ですので日ごろから備えを心掛けていただきたいというために活用してもらおうものと考えております。

したがって、写真等の具体的な資料の提示は考えておりませんが、今後も各町の行政区長会議や自主防災組織、消防団、各分団への引き続きの周知・啓発に努めてまいりたいと、かように考えています。

そして2点目の特別警報が発令された場合の市民への伝達方法等でございますけども、すでに防災行政無線の保管資材はいくつかご用意してございますけども、土砂災害等が発生する恐

れがある場合には、市の広報車や消防団等による車両の呼びかけを行うこととしております。  
以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。  
相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

災害防止対策について、再質問をさせていただきます。

1点目は、先ほど土砂災害について5年に1回見直しという答弁がありました。そういった意味ですが、北杜市には424カ所、危険箇所があってまだそれに準じる箇所もあると思います。それは市独自で、もしあればそういうことを準じて、指定までしなくてもここは厳しい地区ですから、地域の皆さん、大雨、猛烈な雨のときは水害等に注意してください、そういうようなことも啓発として必要だと思います。その点1点。

もう1点は太陽光の設置指導要綱が9月1日から施行されていますけども、今現在までで何件、そういう指導をしたのかどうか。

そして今回の私の質問の趣旨は、要綱ができる前に設置された比較的大きいところで土砂、急傾斜で大雨が降ったときに危険のある太陽光発電所は現地をぜひ見ていただいて指導すると。先ほど伐採届のときに指導をしているということですが、やっぱり現地を見た中で危険と思える場所で災害が生じる可能性もあると思いますので、そのへんはぜひしっかりと現地確認をした中で災害予防指導の徹底を図っていただきたいと思いますが、そのへんについて見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。  
神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

相吉正一議員の再々質問にお答えをいたします。

市で独自に警戒区域等の指定をする考えはないかということでありますけども、先ほども答弁させていただいたとおり、県が指定をするという大原則になります。今後、県と協議をいたしまして、もしそういうところがあれば、県の指定にさせていただくというものが大原則だと思います。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

相吉正一議員の再々質問にお答えします。

要綱が9月1日に施行されて以来、市ホームページ等、事業者等へは要綱が制定された旨、周知はしております。

まず9月1日以降の届け書につきましては、事業者等にも理解・協力をいただいております。先週末現在16件の届け出書の提出をいただいているところであります。また要綱施行前にすでに発電設備を設置している事業者等に対しましても、要綱の周知と事業者の責務、各項目の確認も併せて届け出書の提出を依頼しているところであります。

また大規模の太陽光発電危険箇所等について現地確認等を行うことに関してですが、太陽光の中でメガソーラー、非常に大きい太陽光に関しての設置済み、また建設中、または計画されている件数は北杜市、現在のところ21件。うち山林においてがほとんどでありまして、約69ヘクタールということで、市の全体の多くを森林の中で占めていると。メガソーラーの規模になりますと、先ほど答弁でも申し上げましたが1万平方メートルを超えることになり、森林法における林地開発行為に該当します。これらの開発行為においては、許可基準において土地に関する災害防止の機能、水害防止の機能、またさらに水源涵養の機能等々が基準となっておりますが、議員のご指摘のとおりそれ以下の面積の山林等における太陽光の設置については、今後とも大きいものからまずは現地のほうへ赴いて、またあと危険であるかどうか。またあとフェンス等の設置についてもこれも確認をしたいと。太陽光の要綱を設置して半月が経過しておりますが、今後ともこの事業所等、電気事業法を所管する国ともよく協議しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最後に教育委員会制度の改正に伴う本市の対応について、再質問をさせていただきます。

今回の改正は、評価としては地方独自の教育委員会改革を市長の主導で進めやすくなったこと。欠点としては各自治体間において教育格差を招く懸念があります。一方で教育の自由、自主性の侵害、市長の権限強化で教育の政治的な中立性は守れるかとの声も一般的にはありますが、これらについての見解を伺います。

2点目として、市長が主催する総合教育会議の議論の基礎となる情報を収集し円滑な進行を支えるのは、学校現場と日常的に接している指導主事の育成と一層の充実を図ることが特に必要だと思いますがいかがでしょうか。先ほどは検討するとの答弁でありましたが、ぜひ今回の教育制度改革によって学校現場を分かっている人がそういう会議において意見を述べる、このことが私は大切だと思っています。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。2点お伺いをいたしました。

まず1点目でございます。教育委員会制度改正における教育の中立性ということで、その見解ということだと思えます。

今回の改正につきましては教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ責任の明確化を図るとしており、その基本として教育委員会は現在と同じように残るということ。また地方教育行政法に定められている学校の管理等に関する事務も引き続き教育委員会の事務であるということでありまして。

その上で首長であります市長の教育行政の関与のあり方を積極的にして、役割を明確化するという内容となっております。最終的な執行権限は教育委員会に留保されているということ

が謳われております。そうしたことが大前提になるかと思っております。

次に2点目の指導主事の育成ということで一層の充実を図れないかという質問だと思います。

先ほど、答弁でも充実については検討してまいりたいということをご掲げておりますけれども、やはり今回の改正の中で教育長および委員が適切な判断を行えるよう、また適切な情報提供ができるように教育委員会事務局の資質向上と体制強化というものも求められているという状況であります。その一環といたしまして指導主事が配置されていないという教育委員会もございます。そうした教育委員会、また配置されている教育委員会でも学校指導が十分行き届くよう対応が求められているということでございますので、引き続き指導主事の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

もうお昼休みになりましたから、あと1問だけ。再々質問で教育は本当に大事だと思っております。人口減少社会を迎えて、やはり子育て、教育もセットでしていかなければいけないと思っております。そうした意味で、そういう先生方も含めて人材の育成が大事だと思っておりますが、そのへんについて一言だけ見解を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

人材の育成ということでございます。

先ほども申し上げたとおり当然、教育委員会事務局方の育成、当然充実というものも必要でしょうし、指導主事という立場での人材の育成というものもやはり必要になってきます。併せて教育現場である学校の先生方というものも今回、国においても教育制度改革に併せて来年度に向けて中教審で先生方の充実ということも謳われておりますので、また今後、国からの方針も出ると思っておりますので注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

相吉正一君の質問が終わりました。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時40分といたします。

休憩 午後12時13分

再開 午後 1時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、輿水良照君は一身上の都合により退席する旨の申し出があり、これを承認いたしましたのでご報告いたします。

関連質問はありませんか。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

介護保険制度のことについて、お聞きしたいと思います。

介護保険の給付が来年の3月で終わりをまして新しい制度に変わります。介護事業が今度は、新しい制度では個人でもグループ化すればできるような制度になっておりまして、それもすべて市町村に移管されていくということですが、この給付が3月ということで、あと半年しかありません。総合事業化で頼りとされる介護事業者や福祉ボランティアの状況と市の協力体制、これはとても大事だと思うんですが、先ほどの答弁ではサービスをどこまでするか、どのようにしていくかという問題があるということなんですが、この協力体制の構築を急ぐべきだと考えますが、現時点での考えを再度お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂議員の関連質問にお答えいたします。

介護ボランティアだとかNPO法人との協力体制について、これからの協力体制ということでございます。

介護保険制度、来年の4月から改正されまして現在の要支援1、2の方々が受けている訪問介護については市町村の総合事業に移管してくるということで、今現在、提供されている事業自体はそのまま既存の事業者が行いますので、そのサービス自体には特に影響はないんですけども、これから市町村が行うという、新たな新しいサービスですね。これについてはボランティアだとか、新たにNPO法人だとかという方々が手を挙げてもらわなければならないんですけども、それには国が示す基準、これから国がそれぞれのサービスについてどのくらいという基準を定めてくれるんですけども、その基準以下で市町村は料金を設定しろということでございますので、その料金を設定したところでそれをお示しして、これでやってくれる方がいるのか、いないのかということも大事ですけども、それでやってくれるという方が出ればいいんですけども、その場合それではできないということもあるかもしれません。そこではそれ以外に、新たに市町村がその方々にどんな支援ができるかということも重要なことだと考えておりますので、いずれ4月以後、どういう状態になるかというのはまだ見通せないんですけども、そのしやすい環境をつくってやるというのも市の役割だと思っておりますので、どのような支援ができるかも含めて今後の課題だと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今、しやすい環境をつくっていただけるというふうなご答弁をいただきました。訪問介護とか通所介護が保険給付から外されて、今からのサービスを考えていくということですが、北杜市は高齢化が進んでこの介護ということが非常に大事になります。先ほど提案した場合ど

うなるか、できやすい環境をつくってくださるというふうな答弁もございましたが、それに向けて29年度末までには、これがすべて移管されることになっていきます。

介護を受け持つ側、今、介護をされる側と受け持つ側の話になるんですが、介護を受け持つ側の質の向上というか、人材を育成していく必要もあるのではないかと思います。もうちょっと先の3年後というふうな話にもなりますが、こういったことには時間がかかります。それからまた制度の整備ということも必要になってくると思いますが、それについてのお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

新しいサービスを提供する上で、もちろんボランティアの方、それぞれ個人ですので、いろいろな方がおると思います。したがって、ある一定の研修とかみたいな、こういうサービスを提供する上でこういうことをしなければいけませんよというような研修はするのかなというふうに、今の段階でははっきりは言えませんが思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

坂本静君の関連質問を許します。

○14番議員（坂本静君）

それでは相吉議員の防災、災害防止についての関連質問をさせていただきます。

先ほど来、相吉議員からも話があったように、最近は本当に全国どこでどんな大雨が降るか分からないというような状況にあるわけですが、幸い北杜市にはそのような被害が今のところは少ないという状況下にあります。そんな中で防災マップはつくられているということを聞いておりますけども、ため池が市内には数十カ所あるというふうに言われてございます。なおかつ、この間の決算審査でも報告を受けたわけですけども、25年にため池の防災マップが作られているというようなことをお聞きしました。今のところ、その配布等々がされてございませんが、この大雨が先ほどのようにどこでいつ降るか分からないような状況下の中で、数十カ所あるため池で危険なため池はないのか。大雨によって決壊するようなため池はないのか。田畑、それから住宅等に対して被害が及ぶようなことがあってはならないということで、そのような状況下があるのかどうかを伺うと同時に、その防災マップにつきましてはいつごろ、またどのようなところに配布されるか、その点をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

坂本議員の関連質問にお答えいたします。

ため池の件でございますが、危険なため池があるのかということとハザードマップの公表についてでございます。

昨年度、市内ため池の56カ所のうち受益面積が2ヘクタール以上、かつ想定被害額4千万

円以上の48カ所について今後も大地震が危惧される中、新たな被害を出さないために現状を把握する必要があり、緊急時の対応や今後に向けた施策の検討に役立てることを目的で作成したものであります。その中で、とりあえず緊急に危険なため池はございません。

それであと公表の方法についてでございますが、現在、関係課と協議をしております。協議が整い次第、速やかに公表する予定でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、12番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

今、市内は稲穂が黄金色に輝き美しい景色が広がっております。穏やかな暮らしの象徴であり、この夏、各地で起こった災害でその穏やかな暮らしを突然奪われた方々のことを思うと大変心が痛みます。

北杜市もこの美しい景色を将来に受け継いでいくためには、災害に対する備えはもちろんのこと、農業をはじめとする産業、地域コミュニティの維持、景観保全など多様な取り組みが必要です。それらの思いを込めて、この代表質問では5つのテーマについて質問をいたします。

最初のテーマは、平成25年度決算です。

- 1．北杜市の財政運営において実質公債費比率、将来負担比率など大きく改善がなされていきますが、もう一方で27年度からの交付税縮減に向けて、さらなる自主財源の確保と歳出削減が求められます。このことを踏まえて25年度決算に対する市の総括的な見解をまず伺います。
  - 2．公営企業経営改善に積極的に取り組んでいますが、平成25年度決算で事業収支の赤字補てん（基準外繰出）を行った会計名とそれぞれの補てん額はいくらでしょうか。また前年度との比較での改善額と今後の見通しを伺います。
  - 3．病院事業において経常収支が赤字となっています。特に甲陽病院の経常収支の悪化がその要因となっています。医師不足の中で努力をされていることは理解していますが、病院改築等が業績改善に結びつかないのはなぜでしょうか。
  - 4．指定管理者制度において適切な施設管理を行うため指定管理者制度運用指針を設け管理運営が行われていますが実施状況は。過去、指定管理者制度については、市民フォーラムの代表質問で何度も取り上げて課題等を指摘してまいりました。今までの経緯も踏まえてまとめられたものと思いますので、25年度の状況もこの運用指針に沿って伺います。また利用者や市民から苦情が寄せられた業者もいましたが、その後の改善状況について伺います。
- 2番目のテーマは、土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置についてです。
- 1．北杜市太陽光発電設備設置に関する要綱の制定に至る経緯を伺います。また要綱制定の趣旨および効果をどのように考えているのでしょうか。

2. この要綱では最大出力10キロワット以上のものを対象とすることにより市内の土地に自立して設置する太陽光発電設備のほとんどを掌握することが可能となりますが、その意義と狙いはなんでしょうか。
  3. この要綱は法令、条例に該当しない事柄について事業者の努力規定を設けていますが、その運用と効果について市はどのように考えているのでしょうか。
  4. 要綱が規定する地区住民等は行政区長と隣接する土地および家屋の所有者、または居住者に限られていますが、水源涵養や防災の観点で影響が予想される下流域の住民、あるいは隣接以外の近隣住民への説明は必要ないのでしょうか。
  5. 北杜市まちづくり条例は秩序ある土地利用および市民参加によるまちづくりを推進し、もって優れた自然と美しい風景に調和した北杜市の創造に資することを目的に制定された条例です。その第2条、定義にある工作物および開発事業に太陽光パネルや太陽光発電設備設置事業が該当するのではないのでしょうか。市の見解を伺います。
  6. 北杜市景観計画は北杜市らしい良好な景観づくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として作成されたものであり、必要に応じて計画の見直しを行うとともに成長型の計画として景観形成への取り組みを通じて内容を充実させていくと書かれています。乱立する市内の太陽光パネルの現状を考えると、景観形成基準の工作物に太陽光発電設備を加えるなどの見直しがぜひとも必要と考えます。市としてはどのように考えているのでしょうか。
- 3番目のテーマは、公共施設に求められることです。

公共施設は住民の福祉を増進する目的で設けられたものであり、安全性の確保はもちろんのこと厳しい財政状況から管理費等のコストダウン、また設置目的に沿った新しい住民ニーズに応えるものであることなど多くのことが求められています。これらの観点から以下、伺います。

1. 施設の複合化、共用、空きスペースの利用等がコストダウンや利用率を高めることにつながりますが、市はどのような施設の複合化や利用形態の変更を今後、考えていくのでしょうか。
2. 複合化施設に支所が一体となった大泉総合会館や生涯学習センターこぶちさわがありますが、建物の管理は誰が行い災害時の指揮は誰がとるのででしょうか。
3. 複合化施設の休館日はどのように考えられているのでしょうか。
4. 利用者の利便性を考えた申し込み方法や休館日の設定になっているのでしょうか。
5. 元気に暮らすためには人との関わりが欠かせません。子どもの居場所、高齢者が集う場所としての公共施設の役割はますます大きくなっており、多くの人に活用されるように市としても設備や運用を考えていかねばならないと思います。例えば公共施設に気兼ねのない会話ができたり、飲食ができるフリースペースや談話室を設けることを考えているのでしょうか。

次に4番目のテーマである市立病院の経営および役割について伺います。

地域医療の中核を担う市立病院は今後の在宅医療の分野でも大災害が起こった場合にも、大きな役割が期待されます。その体制づくりと第2次病院改革プランに基づく病院経営について以下、伺います。

1. 第2次改革プランが目指すものは。
2. 第2次改革プランの平成28年度までの数値目標は塩川病院ではほぼ横ばい、甲陽病院では経常収支が改善され、外来・入院の患者数が増加するとなっています。これら数値目



標の根拠はなんですか。

- 3．医師、看護師の確保のための採用情報の掲載や要請だけでなく、積極的なリクルートや環境整備が必要と考えますがいかがでしょうか。
- 4．第2次改革プランの進捗を管理するため、市立2病院におけるそれぞれの代表者会議等を開催するとありますが、経営についてのアドバイスができる専門家ほか外部の目を入れる必要があるのではないのでしょうか。
- 5．医療について国が示している方向は在宅医療であり、今後、市内全域をカバーする在宅医療体制を整えていかねばなりません、その際の市立病院の役割をどのように考えているのでしょうか。1人開業医の夜間対応の支援や急変時の一時入院受け入れなどは検討されているのでしょうか。また個人の開業医の先生方との連携が欠かせませんが、協議はなされているのでしょうか。
- 6．大規模災害発生時には、救急医療とはまったく異なる病院の受入態勢が必要です。大規模災害への備えや住民も巻き込んだ病院での訓練、市立病院と開業医の先生方が連携した全市的な災害医療体制はできているのでしょうか。また平常時でも北杜市からの救急搬送が多い富士見高原病院などと災害医療協定を結ぶ考えはありませんか。

最後のテーマは、子ども・子育て支援新制度の開始に向けてです。

平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、市はどのような現状分析と検討を行ってきたのでしょうか。またその検討結果について伺います。

- 1．北杜市子育て支援ニーズ調査の結果から見てきたことはなんですか。
- 2．上記調査の自由回答欄に記載された内容とその分析は。
- 3．平成25年度北杜市次世代育成支援後期行動計画の取り組み状況についての中で放課後児童クラブ、児童館、つどいの広場事業について子ども・子育て支援新制度の実施に向け、あり方等についての検討を行うとありますが、どこでどのような検討がなされたのでしょうか。
- 4．教育・保育事業の提供区域はどのように考えられているのでしょうか。小学校区との関係が重要と考えますが、どのように検討されてきたのでしょうか。現在、各地区には保育の必要性がある2号認定、3号認定の子どもを対象とする保育園しかありませんが、1号認定の子ども、つまり3歳以上で保育の必要性がなしと考えられている子どもたちの受け皿はどうするのでしょうか。
- 5．4との関連の中で認定子ども園の検討はなされたのでしょうか。検討結果について伺います。
- 6．市は教育・保育事業および放課後児童健全育成事業を除く、その他の地域子ども・子育て支援事業は市全体を1つの提供区域とするという方針のようですが、つどいの広場事業や児童館の運営は小学校区を提供区域とするのが望ましいのではないのでしょうか。そのビジョンはないのでしょうか。
- 7．放課後児童クラブの対象が小学校6年生までとなりますが、各地区施設の拡充はどのように考えられているのでしょうか。小学校区ごとに提示をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成25年度決算に対する総括的な見解についてであります。

平成25年度における本市の普通会計決算総額は歳入314億円、歳出298億円、繰り越すべき財源2億円を除いた実質収支は14億円となりました。平成24年度と比較すると決算規模は歳入2%程度の減、歳出5%程度の減となっております。

歳入の減少は長坂統合小学校建設などの大型事業が終了したことにより、市債の借入や繰越金が減となったことが主な要因であり、歳出の減少は給与の特例減額等による人件費や長坂統合小学校建設などの大型事業終了に伴う普通建設事業費の減が主な要因となっております。

また健全化判断比率については実質公債費比率が2.6ポイント、将来負担比率は26.6ポイントの大幅な改善が図られているところであります。財政の健全化の成果は着実に表われており、今後もこの取り組みを積極的に推進することにより後世に負を残さない、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、公共施設の複合化や利用形態の変更についてであります。

本市では、これまでに総合支所などのいくつかの公共施設で必要に応じて耐震化と併せて施設の複合化・効率化を図ってまいりました。施設の複合化は施設全体の休館日がなくなるため住民サービスの向上と施設運営の効率化につながるものと考えております。

来年度以降、策定を予定している公共施設等総合管理計画等をもとに市民の皆さまのご意見を伺いながら、公共施設の多機能化や多用途での活用等を行うことで効率のよい行政運営を目指してまいりたいと考えております。

次に、市立病院における大規模災害発生時の受け入れ態勢についてであります。

大規模災害時における対応については、山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき傷病者受け入れのための体制づくりが構築されております。このことから個人開業医との連携を図るため、北巨摩医師会と市が本年1月28日に災害時医療連携に関する協定を締結したところであります。また長野県富士見高原病院とも本年1月24日に医療連携協定を締結し、平常時の医療連携および大規模災害時の相互間の医療連携を図っております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

公共施設に求められることについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、複合化施設の休館日についてであります。

市内のホール、図書館などの社会教育施設、児童館、放課後児童クラブなどの児童福祉施設や総合支所と複合化している施設は附属機関等の答申や意見を踏まえ、それぞれの施設の設置目的に応じて休館日を定めております。

次に、利用者の利便性についてであります。

社会教育施設の利用申し込みは、現在各教育センターと各施設の窓口において対応しております。また休館日については昨年度に社会教育委員会議の答申を踏まえ、定例教育委員会にお

いて審議し、昨年12月定例議会でご議決いただき本年4月から休館日を統一して運営しているところであります。

次に、フリースペースなどの設置についてであります。

現在、各社会教育施設などでは、誰もが自由に集うことのできる場所としてロビーなどを開放しております。また改修工事中の生涯学習センターこぶちさわでは、ライトプラザ内に子どもたちが安心して過ごせる場所として談話室を新規に設置するなど配慮をしております。

今後も、市民が気兼ねなく利用できるフリースペースや談話室などの設置と運用を要望や状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

総合会館・生涯学習センターこぶちさわの災害時の指揮者等についてであります。

両施設とも条例上、社会教育施設として位置づけられておりますので、施設管理の所管は生涯学習課となりますが、災害時には両施設とも各総合支所があることから総合支所長が指揮を取ります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

平成25年度決算について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基準外繰出についてであります。

平成25年度において、基準外繰出を行っておりますのは簡易水道事業特別会計3億5,046万3千円、下水道事業特別会計2億6,536万9千円、農業集落排水事業特別会計1億8,470万8千円、土地開発事業特別会計3千円となっております。

次に、前年度との比較と今後の見通しについてであります。

基準外繰出の前年度との比較では、簡易水道事業特別会計2億9,608万7,999円の減、下水道事業特別会計496万7千円の減、農業集落排水事業特別会計1,292万8千円の増、土地開発事業特別会計44万円の減となっております。

今後の見通しについては、第3次行財政改革アクションプランにおいて公営企業の経営改善として掲げております基準外繰出の数値目標の達成に向け、削減を行ってまいります。

次に、指定管理施設の管理運営についてであります。

指定管理者制度は公の施設の管理運営について民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上を図るとともに、業務の効率化および経費の削減などを目的としております。

この制度の導入や更新手続きが円滑に行われるよう、平成18年度に指定管理者制度運用指針を定めたところであります。この運用指針により、指定管理者選定から指定の手続きおよび施設の管理運営の実施状況の評価を行い、公表しております。

次に、利用者等からの苦情に対する改善状況についてであります。

指定管理施設にかかる利用者からの苦情、要望等については施設管理上のもの、社員等の電

話や窓口対応などがあります。

苦情等への対応は施設所管課が窓口となり、管財課と協議の上、指定管理者への改善指導等を行うとともに改善状況を確認しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

はじめに、平成25年度決算における甲陽病院の改善等についてであります。

甲陽病院の損失の要因としては、常勤内科医師の確保ができなかったことなどの医師不足による医業収益の増加ができないことにより赤字となりました。

また平成23年度に療養病棟の改築を行い、利用患者へのサービスの向上と良質な医療の提供はできたものの、改築当時の特別損失額が大きかったことも原因と考えております。

次に市立病院の経営および役割について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次北杜市立病院改革プランについてであります。

平成21年度から23年度までの第1次北杜市立病院改革プランは、平成25年度まで2年間延長してきたところであります。目標数値が一部未達成でありますが一定の成果は得られ、経営努力はできたものと評価しております。

しかしながら今後ますます高齢化が進み、さらなる医療制度の見直しが予想されることから第2次北杜市立病院改革プランは、市民の医療ニーズに応えられる良質な医療の提供と地域において安定かつ持続的な病院経営を目的に策定したところであります。

次に、平成28年度の目標数値についてであります。

塩川病院においては、第1次北杜市立病院改革プランで経常収支比率が100%を超え目標を達成していることから、第2次北杜市立病院改革プランにおいてもこの数値を維持することを目標にしたところであります。

甲陽病院においては本年度、常勤内科医師の1名を確保できたことから入院患者数の増加を見込んだ数値目標となっております。

次に医師、看護師の確保についてであります。

引き続き常勤内科医師の増員に向け、県および山梨大学などの医療関係機関へ定期的に医師派遣要請を行うとともに自治体病院協議会のホームページを活用し、医師採用情報を掲載することによって確保を図ってまいります。

また看護師の確保については、ハローワークや山梨県看護協会主催の看護職員就職ガイダンスに出向き、確保を図ってまいります。

次に、外部専門家の起用についてであります。

市立2病院においては全職員が病床利用率、患者数の確認など目標値を達成するための情報を共有し、職員一人ひとりが経営効率化の意識付けを図るよう院長や各部門代表者等をメンバーとする代表者会議を設置し、全職員に周知しているところでありますので外部専門家を入れることは考えておりません。

次に、在宅医療体制についてであります。

厚生労働省は、団塊世代が後期高齢者に達する平成37年に向けた地域包括ケアシステムと

同時進行の医療計画の中で、将来的な在宅医療の担い手はかかりつけの医師と訪問看護師であると位置づけております。

市立2病院においては、在宅療養者の急変時における一時入院の受け入れ体制の整備が必要と考えておりますので、個人開業の医師や関係機関との連携体制については今後、協議してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度の開始に向けてについていくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て支援ニーズ調査の結果についてであります。

調査結果では、子育てに関して未就学児がいる母親の35%が仕事と子育ての両立に悩んでおります。就労状況についてはフルタイムで働いている父親が86.4%に対し母親は27%に留まりパート・アルバイトでの就労、もしくは以前は就労していたが現在は就労していないが62%でありました。全体として子育てについて母親が担っており、負担が大きいことがうかがえます。

また市に期待する子育て支援策では、安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備が約64%、手当の増額など子育てのための経済的支援の拡充が約40%となっており、医療体制に対して不安があること、子育てに関する経済的負担が大きいことがうかがえます。

次に、ニーズ調査の自由回答欄についてであります。

主なものとして認定こども園、幼稚園の設置、病児・病後児保育、保育士の増員、ならびに放課後児童クラブおよび子ども医療費無料化の対象年齢拡大などがありました。働きながら子育てができる環境および経済的支援の充実等を望んでいることがうかがえます。

次に、各事業のあり方の検討についてであります。

次世代育成支援行動計画は来年度から任意計画となることから、子ども・子育て支援法に基づく北杜市子ども・子育て支援事業計画と一体の計画として策定するため、北杜市子ども・子育て会議においてご検討をいただいているところであります。

なお放課後児童クラブ事業、つどいの広場事業および児童館事業についても北杜市子ども・子育て支援事業計画の中に位置づけております。

次に、教育・保育事業についてであります。

児童人口の推計や市の教育・保育の現状分析、子育て支援ニーズ調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に北杜市子ども・子育て会議においてご検討いただいた結果、教育・保育事業の提供区域は小学校区ではなく、市全体を1つの設定としたところであります。

1号認定の子どもの受け皿については現在、北杜市外の幼稚園に通う子どもの数は15人ありますが、保育を必要としない3歳以上の1号認定の子どもの受け皿となる幼稚園や認定こども園は現在、市内にはありません。

少子化に伴う子どもの数の減少もありますので、当面の間は他市との広域利用を利用させていただきたいと考えております。

次に、認定こども園についての検討と結果についてであります。

子育て支援ニーズ調査の結果、少数ではありますが市内に幼稚園を設置してほしいとの要望がありましたので、市立保育園を認定こども園へ移行することなどについて北杜市子ども・子育て会議でご検討いただいているところであります。

次に、つどいの広場事業や児童館の運営についてであります。

つどいの広場事業や児童館についてはそれぞれ対象者の規定はありますが、地区に関係なく自由に利用できる事業でありますので、北杜市子ども・子育て会議においてご意見をいただき市全体を1つの提供区域としたところであります。

次に、放課後児童クラブの各地区施設の拡充についてであります。

放課後児童クラブについては子ども・子育て支援法の施行に伴い、対象年齢が拡大される予定となっております。市では各学校区のニーズ量を推計し、その対応について北杜市子ども・子育て会議でご意見を伺っているところであります。

基本的な考え方として現施設で年齢拡大に対応できない明野、須玉、泉、小淵沢の各小学校区の施設については、学校の余裕教室等の活用について教育委員会と協議しているところであります。長坂、白州、武川の各小学校区については支援員の増員等により現施設で対応できると考えております。高根地区の4小学校については現在、学校統合が計画されていることから、その動向を注視し対応してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、要綱の制定に至る経緯と効果についてであります。

国では環境負荷の低減等その設置を促進する必要性が高いとして、再生可能エネルギーの利用拡大に向けた動きの中、農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律の施行など、その設置に関しては規制緩和の方向に向かっております。

このため太陽光発電設備の設置状況について、市ではその情報の把握が難しく、地区住民等においても、その情報を知ることなく進められている設備が一部に見受けられます。

そこで太陽光発電設備の設置に当たっての条例化などを検討してまいりましたが、規制に関する国の法律等がないため、条例化は困難と判断したところであります。

このような状況の中、太陽光発電設備の設置に当たり、地域環境との調和と地区住民等への周知を促し、円滑な導入が図られることを目的に要綱を制定したところであります。

次に、要綱による取り扱い対象についてであります。

10キロワット未満の設備については主に住宅用であり、現在も北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金により設置状況は把握できております。このため、要綱においては10キロワット以上の設備を対象とし、市内の設置状況を把握するとともに太陽光発電設備の円滑な導入が図られるために、必要な基本事項を定めたところであります。

次に、事業者への努力規定についてであります。

一定規模未満であるため、許認可の該当とならない事業について地区住民等への周知、また施設内外の防災対策に留意することなどを事業者の責務として定めたことから、地区住民等と事業者が協調を保ち、共生していただけることに期待しております。

次に、要綱が規定する地区住民等についてであります。

地区住民等の定義については、北杜市まちづくり条例第22条第2項における関係行政区および同条例第23条における近隣関係者に準じたものであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

土地に自立して設置する太陽光発電設備の設置について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市まちづくり条例の見解についてであります。

太陽光パネルについては建築基準法施行令第138条に規定する工作物、また太陽光発電設備については、建築基準法第2条第1項に規定する建築物に該当しないものとされていることから、関連法令に基づく北杜市まちづくり条例における工作物および開発事業の対象とはしておりません。

次に、北杜市景観計画の見直しについてであります。

太陽光発電設備につきましては、建築基準法の建築物に該当しないものとされております。したがって、景観法に基づいた北杜市景観計画および北杜市景観条例の対象とすることには適当ではないと考えますので、北杜市景観計画の見直しは必要ないものと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

まず再質問として、平成25年度決算について伺いたいと思います。

決算の各種数値が大変よくなっており、それからいろいろところで抑制をされているということは十分承知しているんですけども、1点、歳出総額の中の性質別のところで物件費が伸びております。ほかのところは、積立金が増えるなりは歓迎すべきことですし、除雪に経費を要したことで、その他の項目が上がっていることは分かりますが、物件費がどうして伸びているのかについて、ここで伺いたいと思います。

2番目として公営企業については、市債残高が一般会計を大幅に上回る状況にあり、この改善のためには繰上償還が必要です。その手立てを具体的にどうするのか、ここで伺いたいと思います。

3番目として病院の特別会計に関連することですが、甲陽病院の収支の悪化の原因としてはもちろん医師不足が第一だとは思いますが、それ以外にも看護師の減員もサービスという意味ではないのでしょうか。看護師の退職に採用が追いつかない理由が何なのか。また科別の患者数増減を平成23年度と比較すると小児科が約30%減少してトップとなっております。

その要因について伺いたいと思います。

また4番目は指定管理についてですけれども、財政状況が各種改善され、さまざまな努力がなされている中で指定管理者制度の運営については、まだまだ改善の余地があるんじゃないかと私どもはみています。例えば市内にある温泉施設ですけれども広告宣伝費が例えば400万円とかを使っているところがあります。この施設については昨年度の予算、24年度の予算は1,200万円だったところがそこまで圧縮されましたので、私どもが言ったことでこれだけ改善がなされた努力は認めますけれども、やはり総額の中でどれほどの広告宣伝費が妥当なのか。それからまたケーブルテレビの事業などでは管理経費ということで、3千万円ほどの数値が計上されております。これも内容が、私どもには何に使われたということが分かりません。こういうことについて、やはりもう少し分析をする必要がある。また運用指針をそちらでつくられましたけども、この各所管課が見るだけではなく、やはり横断的に収支報告書を見て、この広告経費だとか、それから管理経費についてのバランスを取って各種比較して、その指定管理料とかの額を算定するということが必要だと思います。この視点が、所管課と管財課との関係の中で欠けているのではないかと思いますので、その部分についてのご答弁を願いたいのと、それから2年続けて大変、市民から苦情が続いた施設、アグリーブル武川ですけれども、これについてどのような措置を取るのか、具体的にお答え願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。歳出の物件費、性質別の物件費が増えた要因ということでございます。

これにつきましては、25年度実施いたしました固定資産全棟調査委託の増が原因でございます。

2点目でございます。公営企業の起債残高を削減するための繰上償還の実施、これについてのご質問でございます。

繰上償還を実施いたしますれば当然、起債残高は縮減されます。ただし、公営企業への一般会計からの基準外繰出、これが一時的に増加するものと思われれます。

3点目でございます。指定管理者の広告宣伝費が多額な件、またケーブルテレビのその他経費の多額な理由ということでございます。

広告宣伝費につきましてはそれぞれの施設の立地条件等、違いがございますので、そのへんは広告宣伝費が一概に高い低いというのは、施設ごとの違いがありますので一概に申し上げることはできないというふうに考えております。

またケーブルテレビのその他経費でございますけども、これにつきましてはその他経費の内訳といたしましては租税効果と一般管理費がございます。一般管理費については番組制作上の必要経費であります。主なものといたしましては経理顧客管理の委託料、センター装置への自主放送の送出費等でございます。

次に指定管理制度の運用指針、これに基づきまして報告書を横断的に見る必要があるんじゃないかということでございます。



これにつきましては、指定管理料につきましても市への納入金、これにつきましても所管課と管財課がそれぞれ協議して定めております。

最後でございます。苦情が多いアグリーブル武川、これへの対応ということでございますけれども、これにつきましては実際、度重なる苦情等に対しましてその都度、指示を行ってまいりました。また結果的に時間は費やしたと思われませんが、こちらのほうからの指示には従ったというふうに捉えております。

また所管課と管財課でそれぞれ協議を行いまして評価を行い、その指定管理者に対しましては業務改善指示書を送付し、そののち業務改善計画書を受理いたしました。またそののち責任者に対しましては、過去の状況説明を行いまして今後の適正管理に対しては厳しく指導したところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

病院の決算の関係で、看護師の退職に採用が追いつかないということでございます。

現在、塩川病院においては看護師は基準いるんですけども、甲陽病院において今回の改革プランの病床利用率を目標値に近づけるためには7人が不足するという現状でございます。それぞれ看護師の都合もありまして途中退職してしまうということがありまして、途中採用がなかなか難しいというのも現状でございます。

あと小児科の減少についてでございます。

昨年10月にいづかこどもクリニックが開業いたしましたことによりまして、甲陽病院の小児科の患者数でございますけれども、昨年と比べると1日平均では現在5.6人ということで昨年は16.5人でしたので、およそ6割ちょっと減少しているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

決算について再々質問をいたします。

歳出総額の性質別ですけども、物件費の伸びは物件費の中の人に関わる部分ではなく、固定資産の全棟調査がすべてというふうに考えてよろしいのか、1点確認させてください。

それから病院の会計についてですけども小児科が大変減ったと。それは近くに開業医ができて、それに対しても市は補助を出していますね。やはり補助を出しているということもありますし、共存する方法を考えていかなければいけないと思うんですが、25年度決算を受けてそのことについても伺いたいと思います。

それから指定管理施設についてですけども、この所管課と管財課の関係ですけども、この運用指針について指定管理者に関わる議会対応に関することということで、管財課は年度決算評価に関わる議会報告をする。それから所管課は、補足説明をするということになっているんですけども、実際、決算の特別委員会とは違う形が取られたのではないかなと思っているんで

すが、そのことについての見解を求めたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどの物件費の内訳でございますけれども、先ほど答弁いたしました固定資産の全棟調査の委託料の増が主な要因でございます。

2点目でございます。指定管理につきましての所管課と担当課のすみ分けというか、それぞれの立ち位置ということでございますけれども、指針にはそれぞれ書いてございますけれども、それぞれ所管課といたしましても、管財課といたしましても議会对応等はその指針に則って行っているものと理解しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

小児科の共存ということでございます。

民間の診療所ですから、週2日の休みがございます。そこであちらが休んでいるときに、こちらのほうでは診療ができるというような共存の仕方があると思いますので、検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、続いて太陽光発電施設について再質問をいたします。

まず太陽光発電設備設置に関する要綱についてですけれども、要綱の制定の柱として届け出制度の創出、関係法令等の確認を促すために留意事項を規定、それから事業者の責務を明記したということが挙げられると思いますが、これに沿って1つずつ尋ねていきたいと思っております。

1つ目ですけれども、届け出制度の創出をした。この台帳作成については、すでに設置してある太陽光発電については、どのように調べるのか。具体的な方法を示した上でどの程度、それが網羅できるものと考えられているか、伺いたいと思っております。

次に関係法令の確認ですけれども例えば第4条1項、電気事業法の関連ですが、この要綱の中には自家用電気工作物についての規定というか、これはほかのところでも守りなさいと、電気事業法の中で守りなさいということが書いてありますが、出力50キロワット未満の太陽光発電施設はほとんど一般用工作物になると思っております。この中でもやはり安全を確保するためには柵とかそれから堀、堀などが必要と思うんですけれども、このへんの指導、それからお考えはどういうふうに考えていらっしゃるか、伺いたいと思っております。

それと第4条の6、まちづくり条例に関わるところでございますけれども、まちづくり条例の規定の工作物が何に当たるかは議論の余地があると思っております。しかしまちづくり条例は少なくとも開発

区域が1千平方メートル以上であれば、開発事業と規定して、これによる指導とか届け出、それから協議が必要ということになっていきますけども、この第4条6の規定は事業区域に建築物がある1千平方メートル以上の土地を一帯利用とする場合ということで、まちづくり条例とは違う建築物があるということが規定されている。これはそのまちづくり条例との整合性がとれていないことを示しているんですが、この見解を伺いたいと思います。

それと事業者の責務についてですけども、事業者が責務を果たしているかどうか。これはお願いとか配慮を求めるといことですから、たしかに強く出られない。この要綱の中では強く出られないというのは私どもも分かっております。しかしこの責務、お願いごとが果たせられたかどうかの確認ぐらいは当然するべきであるし、できるものだと考えております。

例えば第5条にある2項から8項については工事中や設置後のこととなりますけれども、地区住民への説明とかということは、その届け出のときにしたか、しないかを確認することはできると思います。やることで、文書で提出していただいたり、どんなことをやったかを確認する、またそれに基づいて逆に地区住民の方にそれが本当に行われたかどうかを確認することも可能になるわけです。ですからこれをどの程度、実施するつもりでいらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

続いてまちづくり条例のことですけども、先ほどの答弁の中で太陽光発電施設、4メートル以上の設備が建築基準法から今回、外されたということは私どもも知っています。しかし、だからといって工作物ではないということはどこにも言えないはずで、工作物の規定がそもそもない、いろんなところはないはずですので、工作物ではないということを書けない限り、まちづくり条例の中の工作物、要するに鉄塔とかと書いてありますけども、ここから太陽光が外されるということを確認には決して言えないのではないのでしょうか。そうするとまちづくり条例の中の工作物に太陽光が規定されるとすれば、これに基づいて開発協議も必要ですし、それから近隣住民への説明もこの条例の中でできるという解釈になると思います。そのへんについての市のお考えをいま一度、伺いたいと思います。

それとここが一番、議論になるかと思いますが、いろいろ国が推進しているから条例化はできない、制限はできない、そういうふうに市はおっしゃいますけれども、景観条例の中でその景観計画の中の景観形成基準にこの太陽光発電施設をしっかりと位置づけて届け出制度の対象にしたり、意匠についての、色とか形についての指導が行えるようにしたり、またはさらに広く見て、その景観維持のために、具体的にはきつと緑地帯とか少し隠すようにするとか、そういうことも含めて、やろうと思えばできることがあるはずなんです。それをまったく、やろうという意思を感じることもできないですし、そもそもこれができないということはあり得ない。そのことについて、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まず、届け出関係についてであります。

北杜市内ですでに稼働している施設へは事業者には要綱の概要について随時、現在、通知しているところであります。通知の内容については太陽光発電設備設置に関する、まずは要綱を施

行したことのお知らせと届け出制度を創設したため、届け出書の提出、また要綱第5条による事業者の責務について、アンケート方法による調査の協力依頼をしております。これにより地区住民への周知内容や災害防止対策および施設の管理方法について、把握および指導が可能となると考えております。

2つ目の電気事業の関係ですが、太陽光発電設備に関しては先ほど野中議員が申し上げたとおり、出力の規模が50キロワット以上となる場合には電気事業法に規定する自家用電気工作物に該当し、保安水準を確保する技術的内容が示されており、発電所等への取扱者以外の者の立ち入りの防止として柵、塀、フェンス等を設けることが明記されております。

しかしながら出力の規模が50キロワット未満の太陽光発電設備については、省電力発電設備として自家用電気工作物の対象とならないことから、フェンス等の設置義務は生じないものでありますが、発電所にあることに変わりはありませんので、安全対策のため、フェンスなどを設けるよう事業者に指導をしているところであります。またこの要綱の届け出書の中で事業者に対しての責務のチェックシートを作成してあります。その中で指導・協力を求めていますと考えております。

次に4番目の事業者の責務の中で地区住民等への配慮ということですが、これに関しても、住民への説明についてはこの要綱の中で事業者の責務、第5条の中でまず最初に事業者に対して地区住民等に対して事業内容の周知に努めていただくよう求めています。またこの中で先ほども申し上げましたが、チェックシートなどをつくりまして事業者に提出していただき、またその中でこちらもチェックして事業者の一部住民等に対しての説明をするよう求めています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

まずはじめに要綱の4条の第6号関係でありますけれども、事業区域に建築物がある1千平方メートル以上というところでありますが、まちづくり条例の2条第6号に建築基準法第2条第1項の規定する建築物ということ謳ってあるわけですが、これにつきましては喚起を促すための留意事項でありますから、今言ったように建築基準法、あるいは等々の工作物等に当たらないということがあっても建築物を造る前、あるいはその第8号に工作物、鉄塔でありますとか、あるいは金属柱、こういうものがある場合にはまちづくり条例に該当しますので、まちづくり条例の届け出を出してくださいというものであります。

続きまして工作物から除外をされる、除外がされていないのではないかということですが、平成23年3月25日付けの国土交通省の住宅局建築指導課長からの事務通知でありますけれども、太陽光発電設備等を建築基準法が適用される工作物から除外する改正に関して平成23年10月1日から施行することになりますということの、解釈から除外がされるものだということになります。

続きまして緑地等ということですが、ご承知のとおり北杜市の景観条例であります。木竹の伐採というところがございますけれども、再三説明をさせていただいているとおりに景観条例の木竹の伐採ということで届け出が必要だということに、既存の高木および樹種

の優れた樹木はできるだけ残すとともに、まとまりを持たせて残すよう努める等々の基準があります。緑地ができないということではないと思います。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

再々質問ですけども、まず要綱について、今あるすでに設置されたところはどこが、誰が所有者か、誰が責任者が分からないような状態のところはたくさんあります。そうした中で設置者を調べる具体的な方法をどのように取っているかということを知りたいと思います。

あと責務についてはチェックシートを作成するということですが、住民が逆に確認するというのもやっていただけるのかどうか知りたいと思います。

あとまちづくり条例、景観計画について関連することですけども、太陽光発電施設が工作物ではない。これは4メートルを超えるか、超えないかでまったく扱いが変わっているはずですが。先ほど部長がおっしゃった23年10月の省令、これは4メートルを超える太陽光発電施設を建築基準法から外すというもので、工作物ではないという規定ではまったくありません。その解釈が異なっているから、景観法もできないとかそういうことになっています。4メートルを超えるか超えないかでまったく扱いが違うし、工作物であることには変わりないんです。このことをしっかりと庁内でも検討された上で、景観基準にこれが載せられないとか、景観計画は作れないとかという、そのようなことは絶対ありませんので、いま一度、そここのところの答弁をお願いしたいのと、その解釈は間違っておりますので、ぜひ庁内でその検討の上に条例化を進めていただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

まず、もうすでに設置してある調査の件についてであります。本年の25年度中、本年の4月までに市内の事業者、すでに設置してある箇所については調査委託に出しまして、その時点で調査をしております。

また議員さんが市民からの情報ということも当然、その4月の時点で調査はいったん終了しておりますので、それ以降についてもこれからまた市内の把握について、要綱の中で把握をしていきたいと考えております。

とりあえず、以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

野中真理子議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどの4メートルを超えると太陽光発電設備が建築基準法に該当しないかというご質問でございますけども、太陽光発電設備等にかかる建築基準法の取り扱いについてということでは

っております。太陽光発電施設等の工作物に関する建設基準法の適用除外ということで22年の9月10日に閣議決定をされておりますけれども、4メートルを超える太陽光発電設備の建築基準法の取り扱いについては、建築事業法法令で必要な安全装置を講じられていることを条件に建築基準法の工作物の対象外とすることを検討し、結論を得た上で平成22年度中に措置を講じるという通知がまいっております。これによって、やっているということであり  
ます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君、なんでしょう。

○12番議員（野中真理子君）

いいですか。私の質問したことは4メートルを超えている太陽光発電については、建築基準法の該当から外れたということは私どもも承知しています。けれども4メートル以下の太陽光発電はいっぱいあるわけで、それが工作物ではないということには、その施設の対象にならない。だからその認識をきちとした上でその工作物と認めてまちづくり条例なり、それから景観計画、それから景観形成基準に入れるべきだというのが私どもの主張ですので、4メートルを超えるか超えないか、4メートルを超えた部分はたしかに建築基準法から外されたということです。けれどもそれ以下のものも工作物ですから、そのところをしっかりと分けて、きちと答弁してください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

野中議員の再々質問にお答えします。

先ほどの考え方なんですが、景観そのもの、景観条例、景観計画の考え方の中では従来、景観法の中で求めているのはその地区ごと、そのエリアごとにどういう景観を守っていくんだということを整理するためにできた法律です。それに基づいて各自治体のほうで景観条例、景観計画を定めております。それで北杜市の景観計画において、現在、届け出等をしていただいているものについては、その景観計画を定める中で決めてきたものでございますので、新たにものを追加するということは、その太陽光パネルだけではなく、工作物という定義でいった場合、当然、工作物は1つの工作物です。そのほかのものもいろいろあると思います。それらのものをすべて整理した中で景観に影響があるかないか。そういう形の中で、その該当にしていってという作業になってくると思います。現時点では、私どもの解釈では今、北杜市の景観計画というのは北杜市の面積の約7割が森林になっております。そのうち6割が公有林等で、山岳景観についてはそれら公有林等の規制等により守られていて、北杜市らしい景観というのは担保されているというふうに考えております。現在、問題になっているのは可住地、人が住んでいる集落周辺における小規模民有山林における開発が現在の太陽パネルの問題だと思っています。これらの民有山林についての景観というものは大きな景観、眺望景観等を守るという概念とはまた別に、その地区ごとにおいてその地域に住んでいる方々、またその土地を持っている方々、それから事業者、それから行政が一体となって考えているものであって、すべて北杜市全域に対して該当するものとは考えていません。それを行う場合はその守らなければならないその周

辺の景観というものの定義を定めまして、その範囲を定めた上でその部分において、その区域においては太陽光パネルを造っては駄目だよとかというふうな規制をするべきものだと思います。現時点での条例の中で、新たに太陽光パネルを規制対象として全域を対象となっている景観条例の中でやっていくのは、ちょっと乱暴すぎるという言い方はおかしいんですが、それらをもう少し絞り込んだ形の中でやるべきものだと考えています。そういう状況の中で、現時点において太陽光パネルについては現在、市のほうでは景観条例における工作物というものには該当しないという判断をしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

太陽光については再々質問まで終わっていますので、次の公共施設についての再質問に入ります。

公共施設について言いたいことは、主に会議室についてなんですけども月曜日がほぼすべての市内の会館がお休みで、月曜日に会議等ができないので非常に不便であるということと、あと複合施設化すると月曜日でも職員の方はいる。でも市民の目から見れば、なぜ使えないかということになりますので、そういうことも含めて改善が可能かどうかということ伺いたいのと、先ほど談話室とかフリースペースのことで、例として小淵沢に造っていただく子ども談話室の話が出ましたが、何も子どもに限る必要はないわけで、日中は子どもが学校に行っているわけですから、大人も使えるような有効なスペースにすべきと考えますが、そのへんのお答えをいただけたらと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

2点お伺いをしたと思います。月曜日が休館日ということでございます。これについての改善ということでもありますけども、まず社会教育施設に関して休館日が月曜日というふうな状況ではございます。こちらにつきましては昨年度、社会教育施設の利用状況等を鑑みて休館日については統一をさせていただいて、4月からはその運用を行っているというふうな状況であります。

今現在まで休館日ということで、たしかに月曜日に統一させていただいております。ただ休

館日につきましては、どうしても利用者が快適に過ごしていただくために施設の清掃、それからメンテナンスというふうなものも当然、必要な部分と考えてございますので、今回運用をした4月1日以降の動きとしては、こちらのほうに直接、異議の申し立てといたしますか、お問い合わせのほうはいただいているというふうな状況でございますので、今後また動きを見ながら必要な部分に対応していきたいと考えております。

次に2点目の例でいただきました生涯学習センターこぶちさわということでございます。

こちらのほうは今現在、工事をしているというふうな状況の中で、そのエントランスといたしますか、そちらのほうにライトプラザという形で子どもたちが利用できるような施設を考えております。そうしたものはご質問のとおり当然、子どもたちに関しては学校があるというふうな状況もありますので、そうした調整をしながら一般の方、大人の方にも利用していただくということは当然、必要なものと考えておりますので、そうしたものについての調整はまた、今後していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、4項目めの市立病院の経営および役割についての再質問です。

1つは医師、看護師のリクルートについてですが甲陽病院に内科医、整形外科医が常勤で入ったと。これはどういう経緯で入ったんでしょうか。今までなさっていた掲載とか要請とかということに基づいて入られたのかどうかということを伺うのと、それから経営改善に外部の目というのは必ず必要だと思うんですけども、そのあり方についてももう1回。

それからあと地域医療連携室というのができたということが前のご答弁であったと思うんですが、そこが地域医療や災害医療、要するに市内全域での在宅医療も含めた医療体制にどのように関わっているのかをご説明していただきたいと思います。

それから災害医療というのは特殊、救える命を救うという大変厳しいものであるし、軽症者は病院には入れずに外で、重症者だけを中で診るとか、それから医師や看護師はいつもの、ある意味で治療に専念するけども、そのまわりの調整員とかの動きが大変重要であるということを私も学んできました。そういうことも含めて災害医療体制がどのように考えられているか伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中議員の再質問にお答えいたします。

4点ほどあります。最初に医師ですね、甲陽病院の内科医師と整形外科の医師の経緯でございます。

ちょっと内科医師の関係ははっきりとは分からないんですけども、おそらくこれは院長が富士見高原病院とのつながりがございまして、お願いした中で来てくれるということになったんだと思います。整形外科医の先生ですけども、これはご自分の希望で、甲陽のほうにちょっと



異動したいという希望がございまして、そちらのほうに人事異動で行ってもらったということになります。

次に外部の専門家を入れたらどうかというご質問でございますけども、まずは職員の意識改革、ここが一番重要だと思います。それぞれ自分たちがまず何をしたらどのようになるか、収益が上がるようなことになるか、それは患者さんへの接遇も当然ですし、そういう意味でまず職員がどのように意識を改革していくかという、公立だから公務員だというふうな意識を持ってもらっては困りますので、そのへんの意識改革が必要ですので、まずは意識改革が必要ということで、当分の間は専門家を入れるという考えは持っておりません。

次に地域連携室でございます。

地域連携室につきましては現在、社会福祉士さんと看護師さんがおりまして、その方々が具体的には先ほどの医療連携の中で、こちらのほうでフォローするとか退院後の行き先ですね、どこか施設に行くとか、そういうところの調整をしてもらっているところであります。個人開業医を含め、その連携室が病院とそれぞれの機関をつなぐ役割を持っているということです。

次に災害医療でございます。

現在、大規模災害が発生した折には今度、北巨摩医師会とも協定を結びましたけども、北杜市の災害対策本部から医師の派遣を要請して、救護所に医師を派遣してもらうというふうな中で行うわけでありまして、これらの訓練について現在、県のほうでこの大規模災害時の医療救護マニュアルというものに基づきまして研修を行っております。それらの研修のほうに先生たち、また看護師などが行って研修を受けているというような状況でございます。

ちょっと一番最後のが回答になっているのかどうなのか、質問のほうがよくあれでしたので、一応そういうことでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

医師、看護師のリクルートですけども、今のお話から聞いても、昔の本当に医局ですべてやっていた時代とずいぶん、本当に変わってきたんだなというのを私どもも感じるわけです。いろいろなところからいろいろな先生が入れる。そういうことであれば、例えば北杜市はこれだけの景観で、この景観を求めて新しく来る方たちもいっぱいいるから、そういう積極的なもっとリクルートができる可能性があるのではないかなと。採用情報の掲載や要請だけではない、何かもっと踏み込んだリクルートができるのではないかなと思っているんですが、そのへんをできるかどうかということについてと、それから災害医療については大変特殊であるので、本当に訓練とかそういうことが重要、そこをやはり病院とかお医者さまたちにも認識していただいて、北杜市の市立病院ですから市立病院として、市からもしっかりとそういうところを言っていく必要があるのではないかなと、ここで取り上げさせていただきました。ぜひ市のほうからも働きかけなりをお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

野中議員の再々質問にお答えいたします。

看護師等のリクルートにつきましては、そういう意味で、コネではないですけどもそういうところを使った中で積極的に呼ぶようなこともしていきたいと思っています。

それから災害時ですけども、住民を巻き込んだような救急のときの医療の連携等も今後、課題にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

それでは、最後の項目の子ども・子育て支援新制度の開始に向けてについての再質問をいたします。

まずニーズ調査の結果と放課後児童クラブ、児童館、つどいの広場、主に関連なんですけれども、ニーズ調査の結果の中で子育て支援センターやつどいの広場の今後の利用意向については新たに利用したり、利用日数を増やしたいと思わないという方が52%だと結果に書いてあります。しかしこのニーズ調査は保育園に行っている子どもたちも同じ対象になっていまして、保育所に通っている子どもたちがその半分以上にのぼる中で、同じ平日に開催されているつどいの広場とかに行かなくてもいいという数字がこれだけ出てくるのは、当たり前といえば当たり前です。ですから、例えばつどいの広場事業とか子育て支援センターについてのニーズというのは保育所には通っていない人たちがどう考えているか、どういうニーズがあるのかということを考えなければいけないんですけども、このことについてアンケート調査をどういうふうに分析して、つどいの広場事業、今後考えていくのかをまず伺いたいと思います。

同じようにニーズ調査の中で放課後の子どもの居場所づくりをどうするかというのは、大変これから大事なことだと思うんですが、例えば小学校高学年の親の意向を見ると放課後児童クラブの希望よりも校庭開放や、それから児童館の希望が多いです。ということは親としては完全に管理された状態よりも、ある程度、先生とか地域とか指導者の見守りの中で自由に子どもたちに行かせたいと思っているのかもしれない。ただ、学校の管理のこととか、それから子どもたちの親の意向とか、それから児童館があるなしとか本当にいろんなさまざまな要素がこの居場所づくりには検討されなければいけないと思っています。こういうことを核家族が進んで家に帰れば子どもだけだとか、それから学校としては集団下校を基本にしている。それから地域で子どもはなかなか子ども同士では遊べるような、地域には子どもがいなくなっているとか、それから子どもの安全とかを考えて地域、放課後の子どもの居場所づくりをどうしていくのか、そういうことが議論されたか、どういうことが議論されてきたかを伺いたいと思います。

それからニーズ調査の結果ですけども、自由回答欄は大変重要な、資料の宝の山だと思います。このことについて、もう少し活用していただきたい。それから結果を公表していただきたいのと、この子育て支援事業の中で一番大事なことは、支援新制度に向けて考えなければいけないのは、北杜市の子どもたちをどのように育てていくかだと思います。今は保育所が中心ですから、保育所に行く子がほとんどで、それからその他のところからぼつんぼつんと小学校に上がる時に入ってくるというような状況だと思います。こういう状況は、例えば認定子ど

も園にすれば、すべての子どもを地域で預けられるわけですからなくなりますし、それから今まで、北杜市は保育所だけでしたから、幼児教育についての議論というのはほとんどなされていないと思います。北杜市では森のようちえんとか特色のある幼児教育をされているところもありますので、そんな例も参考にしながらどういうふうにしていったらいいかの議論を進めていただきたいんですけども、そのことについてのご見解を伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まずにニーズ調査の結果、つどいの広場ですとか児童館、センターの子どもたちの利用ということで、なかなか利用したいという希望があがっていないのではないかと、それは保育園に行っている子どもたちを対象にしたから、こういう結果が出たのではないかとということですが、見えないニーズというものがあると思っております。そのためにつどいの広場ですとか、児童館の親御さんたちが集まったところで、グループインタビューによりまして意見を聞くとか、そういったことをしながら意見を集約したところでございます。またそれらについては子ども・子育て会議で検討をいたしまして、新制度の計画に盛り込んでいきたいと考えているところでございます。

それから児童館の、放課後の居場所についてということでございます。

児童館等を設置してほしいというニーズは非常にあったところでございます。現在、市内に5カ所の児童館を設置しておりますが、そのほか8地区に設置されている図書館ですとか、放課後の安全な居場所、図書館についても放課後の安全な居場所でございます。また社会教育施設などのロビーなどを開放しておりますので、これらの施設も活用していただきたいと思っております。また地域の方々にさまざまな協力をいただきながら、子どもたちとともに学習やスポーツ、文化活動の取り組みとして放課後の子ども教室、北杜わくわく教室も8カ所で開催しておりますので、このような事業を充実させながら子どもの居場所というものを確保していきたいと考えております。

それから自由回答でございますけども、これの公表をというようなご質問だったと思います。

自由回答につきましては、先ほども申し上げましたが主なものとしては幼稚園、または認定子ども園の設置や病児・病後児保育の実施、産婦人科や小児科などの医療機関の充実ですとか子ども医療や放課後児童クラブの年齢拡大、また通学路の整備ですとか公園を整備してほしいというような意見が出ております。これらにつきましても子ども・子育て会議の意見を聞きながら事業のほうへ反映できるかどうか、検討してまいりたいと思っております。また公表につきましてもホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

それから、北杜市の子どもたちをどのように育てていくかというご質問でございます。

今回の新制度については、保育園のみならず地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう放課後児童クラブですとか一時預かり、延長保育ですとか地域子育て支援事業、妊婦健診など事業の充実を図ること、また子育て支援に関する相談の受け付けや施設サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指して

いきたいと考えております。

それから認定子ども園、市内の保護者においては幼稚園がほしいという意見も出ているところでございます。現在、それらの人たちは他市の幼稚園へ預けている保護者が仕事をしていない保護者から市内に幼稚園、あるいは認定子ども園の設置を望む声もありますので市立保育園を認定子ども園に移行することについて、子ども・子育て会議で検討をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○12番議員（野中真理子君）

ニーズ調査は12月末に行われて、もう9月の末です。早い公表を望むので、そのスケジュールだけ伺って質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

早急に調査結果を公表したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

ただいまの質問の中で、子育てに関してだけ1点伺いたいと思います。

そもそも論になりますけれども、今回の子育て支援の関係で条例が3本出てきていますけれども、これは今に限らないんですけども、乳幼児期の教育、あるいは幼児教育という言葉が盛んに出てまいります。

改めて伺いたいんですけども、この幼児教育という言葉に対する基本的な概念を北杜市としてはどういうふうに考えておられるのかをまず、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡野議員の質問にお答えいたします。

幼児教育でございますけれども、今回の新制度におきましては主に保育園のあり方というか、制度が変わってきているところでございます。子ども・子育て新制度の具体的な内容ということになると思いますので、説明させていただきたいと思います。

子ども・子育て新制度は、幼稚園や保育の利用方法が変わるというようなことでございまして新制度を簡単に申し上げますと介護保険制度とよく似た利用方法で、介護保険ではお年寄りが要介護の認定を受けて要介護ごとに決められたサービスを利用できるというものでございます。

新制度では幼稚園や保育園に入れようとする子どもの保護者は、市から保育の必要性の認定を受けることになります。その後、保育の必要性の有無や保育の必要量など一人ひとりの子育て環境の状況に応じて認定内容に基づいて希望する幼稚園や保育園や認定子ども園、地域型保育事業の中からそれぞれのニーズに合った施設を選択していただくというものでございます。

本市にある施設は現在、私立の保育園と認可外の事業所内保育等がありますので、選択する施設が少ない状況にあることをご理解いただきたいと思います。

また子ども・子育て家庭等を対象とする事業については利用者支援、つどいの広場事業などの地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業や放課後児童健全育成事業などの13の保育園の事業を充実させて、より地域のニーズに応じた子育て支援を推進していくというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

私が今、伺おうとしたのは制度の説明ではなくて幼児教育という言葉の持つ意味とか意義のことだったんですけども、実は乳幼児精神保健という考え方があって、これは小さな学会があります。ここではもうだいぶ前から、これは前にも申し上げたかもしれませんが、小さな子ども、特に3歳ぐらいまでの子どもの育つ家庭では特にお母さんとの関係、母子関係が非常にあとあと大事になってくるということが分かっています。

それで今回の制度で言うところの3号認定がそこにあたるわけですね。そうですね。つまり3歳までの子どもをどう預かるか、どういうふうでそこで育てていくのか、お母さんに代わる存在というのはあり得ないわけです。ただども女性が社会参加するというのもう当たり前の話ですから、そこをどういうふうで持っていかというのが一番大事な考え方の根底だと思っております。どこかの町が待機児童がたくさんいたのに今年になっていなくなったという報道もありましたけども、それは子どもたちが預けられる場所、行き先ができたという、受け皿ができたということだけで、そういうことを言われても困るのであって、そこで子どもたち、特にこの3号認定の3歳未満の子どもたちがどういうふうにお母さんの代わりに預けられるか、育てられるか、その考え方がしっかりできていないと、ただ預けられるというものではないという、その考え方をしっかり理解していただきたいと思います。あえて伺いました。そこらへんについての考え方をもう一度お聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

岡議員の再々質問にお答えいたします。

3号認定の子どもたちの受け皿ということで、現在、北杜市は保育園を運営しております。0歳から3歳未満児の乳幼児をお預かりしている。それは今までと同じ、変わりなくお預かりをするということでございます。また今回の新制度では地域型保育事業ということで、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業ですとか居宅訪問型保育事業が0歳から3歳の子どもたちの受け入れる事業所というようなことになるわけですけども、これは今から北杜市

内で事業所内が開設されるかどうか、今のところこのような事業をやるということで、市のほうに申し出てきているところはありませんので、現在の保育園におきまして3号認定の子どもたちをお預かりしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

もう再々になってしまうんですけども。二度終わっています。

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

太陽光発電施設の件で野中議員の代表質問の関連質問をさせていただきますが、大変大事な部分ですので改めて関連で確認をさせていただきますが、この太陽光施設が工作物として位置づけられるかということで従前、市の見解は建築基準法で除外されたということをもって工作物ではないがごとな発言であったわけでありますが、先ほど最後の答弁、清水次長の答弁でその部分についてはおそらく認められたと。ただし、北杜市が景観条例の中へこれを謳うかどうかは、北杜市のさまざまな事情の中で考えていくべきというふうな答弁であったやに思うんですが、その手の確認をまずさせてください。

○議長（渡邊英子君）

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

篠原議員の関連質問について、お答えします。

まず工作物の考え方なんですが、再度の説明になりますが従来、景観条例で定められている工作物の定義というものが、ご承知のように柵等、煙突とかいろいろございます。これらの中に現在は太陽光パネルというものがございません。そういう形の中で、新たに景観としてこの部分について、取り扱いとして必要ということであれば、そういう工作物としての該当というのは可能だと思います。

ただ、今、申し上げますのは景観条例ですので、景観に対してその必要な工作物とはなんぞやというものが当然議論として必要になってくると思います。現在、この景観条例の中になく工作物の中で、当然人工構造物というものはたくさんございます。例えばビニールハウスとか、そういうさまざまなものが南麓の原野といったらおかしいんですけども、そういうところにある状況の中で、現在、景観条例で定めたのはその中で現在の北杜市の景観に要はある程度、配慮していただきたいというもので定めたものが現在の決まった項目になっています。

今後、それらの項目について追加するには当然それが景観にして、どのような形の中で必要なのかという議論を得た上での追加という形になりますので、それらの議論を経て、それらの総和が成り立ったところで、改めて景観条例としての対象としてなり得るという解釈であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

ですから、まさしくそこそが北杜市が景観行政団体として景観形成をどう考えていくかというところで、従前から説明されていますとおり景観計画がつけられた、あの厚い冊子の中の冒頭の市長のお言葉の中にもありますけども、この北杜市は環境創造都市を謳いました。自然環境景観、これは北杜市にとって大変重要なものであるというふうに位置づけたからこそ、あの計画を立てられたわけであります。それに基づいての景観条例の中で工作物と位置づけて、景観あるいは自然環境への影響を排除していく、現にこれだけ自宅のまわりにパネルが造られて、そしてそのことで生活環境の影響を恐れている皆さんの声がこれだけ挙がってきております。ここそ市が、言われているとおりの実情の中を踏まえて、しっかりと条例の中へ謳っていくことが大事ではないでしょうか。すでに先行している自治体は、例えば富士宮市等をはじめしっかりと工作物として位置づけて景観計画の中で指導をしております。ぜひそれをやっていく、そのために、例えば景観条例をつくったときの審議会の皆さん、あるいはまちづくり条例をつくったときの審議会の皆さん等にもお諮りをして、しっかりとここを検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

篠原議員の再々質問について、お答えします。

まず景観の中で該当していくのを早急にやるべきかどうかというところの判断になります。まず北杜市の景観計画については、全市を対象にしております。全市を対象にしているということは、すべての地域に対してその規制関係が及ぶという形になります。その中で今、景観の中で太陽光パネルというもの、そのものを全市の中で対象にしているものかどうなのか。例えば規制が必要でない地域があるのではないのか。それともそのほかに例えば山林という問題になっていますが、その山林の活用を考えたときに現在、松くい虫で荒廃している山林もございします。そういう荒廃している山林についての利用形態が今ない中で、こういう太陽光という利用形態が新たに出たということも、ある面においてはメリットだと思っています。それらのものについての利活用についての環境との調和、それらを含めた形の中で対応になると思います。ただ取り扱いとして、山梨県内の場合においては景観条例を定める団体の中では、景観条例の中で太陽光パネルを項目として該当しているところは、現時点ではございません。今、行っているのはやはり本市が今回、行ったと同じように要綱に基づいて太陽光パネルについての計画的な誘導、それから調和、それを図る形の中での取り扱いを行っているのが県内の状況になっております。その中で、条例であえて北杜市がやらなければならないものということについて、景観というものの定義をもう少ししっかり定めなければ景観条例の中で工作物の中に入れていくところは、ちょっと今の段階では難しいかと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、18番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

代表質問をいたします。

質問は子ども・子育て支援新制度本格施行についてと地域包括ケアシステムについての2項目を行います。

はじめに子ども・子育て支援新制度について、いくつか質問します。

今年5月、民間の有識者らでつくる日本創生会議の人口減少問題検討分科会が2040年時点で896もの自治体で若年女性、20歳から39歳が半減し、523自治体が消滅の可能性が高いとの独自の推計を発表され、全国に衝撃が走りました。急激に進む少子高齢化社会が地域にどのような影響を与えるかが具体的なイメージとして提示されたからです。止まらない少子化と東京一極集中にあると思われれます。要因は進学と就職で転入者の多くは15歳から29歳の若年層で、その分だけ地方から若者が流出していることになり、地方の高齢化がより加速化するため、地域の活力確保は喫緊の課題であります。

これらの要因を受け、政府は6月の閣議で2013年から2014年で約20万人分の保育の受け皿整備と2017年で約40万人分整備し、2017年度末までの待機児童解消を目指すとなりました。

保育所希望者全員に保育所を完備することであり、韓国では2004年、乳幼児保育法の全面改正で保育は親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが利用できるものへと転換し、2013年には0から5歳の全所得階層で保育無償化が実現しています。3歳未満の保育利用率は2005年時点では日韓ほぼ同水準であったが、2012年、日本25.3%に対し韓国は6.2%に達しており参考にすべきであります。

全国知事会は7月に少子化非常事態宣言を出し近い将来、地方はその多くが消滅しかねず、その流れは確実に地方から都市部へと波及し、やがて国全体の活力を著しく低下させてしまうと訴えました。

こうした背景から政府は人口減少社会の克服を目指し、首相を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、対策に本腰を入れ始めました。

こうした流れの中、平成24年8月、子ども・子育て3法が成立し、子育て支援の充実が本格的に進められることになり、平成27年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度はわが国のすべての子育て家庭への支援を行うことにより、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支援するための重要な施策であり、子どもや保護者の置かれている環境に応じ保護者のニーズ等に基づいて幼稚園、保育所、認定子ども園などの多様な施設、事業者からそれぞれの特性を生かした良質かつ適切な教育、保育、子育て支援を総合的に提供することを目的とされています。これはわが国の子育て支援策において、画期的な取り組みで子どもを大切にする社会への転換ということであり、認定子ども園を中核として幼稚園、保育所の一体化を図ることですべての子どもたちの保育ニーズに応じるとともに、その質を確保していこうとするものです。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つに分類されております。

以下、質問をいたします。

1. 新制度への取り組み等について、住民や保護者への周知、説明およびニーズ調査はどの



ように行ったか、お伺いします。

2つ目、ニーズ調査の結果と今後の取り組みについてを伺います。

3つ目、ニーズ調査の中には幼稚園を希望する保護者もあることから、認定子ども園へ移行する考えがあるか、お伺いいたします。

次に地域包括ケアシステムについて、いくつか質問します。

最も人口の多い1947年から1949年前後に生まれた世代、いわゆる団塊の世代が2025年には75歳以上となり、医療・介護の需要の急増が見込まれ、厚生労働省では2025年には75歳以上の高齢者人口は2,197万人、全人口の18.1%にのぼると推計しています。

ちなみに北杜市では現在、高齢化率は33.4%、こうした超高齢社会に対応するため医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスなどを高齢者が地域の中で一体的に受けられる地域包括ケアシステムを全国的に構築することが求められております。

政府は社会保障財源を安定的に確保するために、消費税率引き上げを柱とする社会保障と税の一体改革を進めています。この財源を活用して社会保障制度の維持、強化を進めることにしていますが、持続可能な制度とするためには給付の重点化や効率化も避けて通れません。

一方、今年6月には在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整えることなどを柱とする医療・介護総合確保推進法が成立し本年度、県に基金を創設。このシステムの構築に向け、さまざまな環境整備を進めることとなります。また都市部と地方では高齢者を取り巻く環境が大きく違うように地域の実情に即した取り組みが必要です。こうした問題意識から当推進本部では、全国の地方議員との意見交換や現地調査などを精力的に重ねてきました。地域の医療、介護などの公助、共助の体制整備とともに自助、互助の体制強化を含めたシステム構築に向け国民運動としていく必要があると考えています。

地域包括ケアシステムとは言葉を変えれば支え合いと共生社会の実現です。また介護人材の確保の必要性が課題となっています。人材を養成する専門学校などでは、定員割れが進んでいます。2012年度の介護職員数は約150万人ですが、2025年度には250万人が必要とされ100万人も不足すると見込まれています。

しかし介護職に対するイメージを聞くと夜勤などがありきつい、給与水準が低いなどのマイナスイメージが上位に挙げられています。超高齢社会を目前に控えた今、さらなる処遇改善と介護人材の確保は国家戦略として取り組むべき課題であり、具体的には学校教育の中で介護の仕事の深さ、尊さを学んだり、現場での体験学習を進めるなど介護の仕事に興味を見出せるような取り組みが必要です。またイメージアップを図るためにヘルパーの名称をケアサポーターに変更するなどの提案もしています。

また認知症の対策ですが2010年時点での認知症高齢者は約280万人、2025年には約450万人まで増えると推計され、近い将来、医療・介護の両面に重い負担がかかることが予想されています。対策の鍵は早期からの適切な診断と対応です。認知症への対応力があるかかりつけ医や患者本人、家族への支援は保健師や社会福祉士などの専門職が家庭訪問して初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活をサポートする認知症初期集中支援チームと各地域で関係機関との連携支援や相談業務を担う認知症地域支援推進員の配置や認知症を理解し、患者、家族を手助けする認知症サポーターの養成や加えて患者や家族らが地域住民や医療、介護の専門職と交流したり、悩みを共有し合える認知症カフェの設置などが必要です。そして認知

症高齢者の増加に対応するために、高齢者の資産管理などを行う青年後見人制度についても市民後見人の育成や活動を支援する体制の整備促進なども必要となります。また高齢者が訪問診療や介護サービスを受けるには安定した住まいが欠かせない。低所得の高齢者が手ごろな家賃で入居できる高齢住宅には限りがあり、民間の賃貸住宅で高齢者は敬遠されがちであります。これには社会福祉法人と協力して空き家の活用なども考えておく必要があると思います。

以上、述べてきましたがこの地域包括ケアシステムと医療・介護確保推進法とはうまく連携し評価され、高齢者も暮らしやすいまちを目指すことです。わが市の地域包括センターはかなり先進的な取り組みをしており、他市からも先進事例での視察が相当あると聞いております。県の介護予防日常生活総合事業の取り組みとして、通所型予防サービス、ふれあい処ほくとが紹介されております。住民ボランティアの協力による事業が市内7カ所で実績を挙げています。高齢化は決して悲観的に捉えるべきではなく、長い間、望んできた長寿を私たちが手に入れた証拠でもあります。これからの社会では毎日、明るく楽しく元気よく健康で幸せに暮らしながら積極的に社会の中で活躍していくことが欠かせません。

以下、質問をいたします。

- 1．国が推進している地域包括ケアシステムの今後の対応と考え方。
- 2．市の高齢化率の見通しと医療費の状況について伺います。
- 3つ目、ケアシステムの構築について市の展望をお聞かせください。
- 4．現状での在宅サービスの充実度はどんなものでしょうか。
- 5番目、認知症の対策と保健師、社会福祉士などの充実はどうなっておりますでしょうか。
- 6番目、認知症サポーターの養成と活動はどうなっておりますでしょうか。
- 7番目、サービス付き高齢者向け住宅は食事などで15万円程度の利用料がかかるかとされておりますが、こういった低所得者への支援策はあるでしょうか。

以上、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴う、認定こども園への移行についてであります。

本市においては、保育園の入園基準に満たない保護者は子どもを預けられない状況にあります。今回のニーズ調査においても、少数ではありますが市内に幼稚園の設置の要望があったことから、市立保育園に幼稚園機能をもたせる認定こども園の設置については、北杜市子ども・子育て会議のご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

次に地域包括ケアシステムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域包括ケアシステムの今後の対応などについてであります。

地域包括ケアシステムについては、介護予防や生活支援を重点に置きながら、地域にある人材やサービスなどの社会資源を生かしつつ、必要とされる介護サービスの充実や在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進により北杜市の地域包括ケアシステムを構築してまいります。

システム構築に当たっては高齢者本人と家族の意思を尊重しつつ住まいや医療、介護、保健が一体的に提供されることが重要だと考えております。

次に、ケアシステム構築に対する市の展望についてであります。

地域包括ケアシステムの構築では、住み慣れたわが家において24時間体制で支えるシステムが重要であり、医療と介護の見直しを一体的に行わなければならないと考えております。従来の病院完結型の治す医療から、地域全体で世話をしていく地域完結型医療へと転換されていく必要があります。治療後は在宅でその人らしい生活を継続させていくために病院と連携した診療所機能、訪問看護、介護サービスの充実・強化に努め、最期まで自宅で暮らし続けられる体制づくりを構築してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

地域包括ケアシステムについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに市の高齢化率、医療費についてであります。

高齢化率は本年9月の住民基本台帳によると33.8%で、10年後の平成37年には約41%になる見込みであります。

医療費の状況については、昨年度の後期高齢者医療は1人当たり74万3,384円となっており、年々上昇をしております。

次に、現在の在宅サービスの充実度についてであります。

市では、市民を対象に行った日常生活圏域ニーズ調査等により全国に先駆け平成24年度から介護予防・日常生活支援総合事業を取り入れ、高齢者が身近な地域で利用でき、本人の生活の質を向上させる生活支援を行っております。このことは、国が進める介護保険制度改正の中でも先駆的な取り組みとして全国に紹介されたところでもあります。

次に認知症の対策と保健師、社会福祉士などの充実についてであります。

市では保健師、社会福祉士などが認知症の方およびその家族への支援、医療機関との連携や認知症高齢者の権利擁護などの対応を地域包括支援センターを中心に実施しております。専門職員の充実については、介護保険制度改正への対応と地域包括支援センターの機能強化への対応のため、必要な人員体制を検討してまいりたいと考えております。

次に、認知症サポーターの養成と活動についてであります。

現在、市では認知症の理解を深めていただき、地域で見守りなどを行う認知症サポーターの養成を平成21年度から行っており、昨年度末の認知症サポーターの登録者数は3,849人となっております。特に大人だけでなく、その対象の範囲を拡大し、小中学生に向けた認知症の正しい理解の普及を図るため、希望のある小中学校に出向き、またキャラバンメイトの方にもご協力いただきながら認知症サポーター養成講座を実施しているところであります。

このような取り組みにより正しい認知症への理解を深めていただくとともに、認知症になっても安心して暮らせるまちを市民の手でつくっていくことが必要であると考えております。

次にサービス付き高齢者住宅等への低所得者支援策についてであります。

サービス付き高齢者住宅等の利用料は、食事代など生活費も含め月約13万円程度と言われております。低所得の高齢者の方では費用負担ができず、利用できない方があることも事実でありますので、所得の低い高齢者の方の住まいにかかる支援策については、住まいのあり方も

含め、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えします。

子ども・子育て支援新制度本格施行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民や保護者への周知と説明の方法についてであります。

制度については、市広報紙や子育て情報サイトやまねっとに掲載するとともにリーフレットを市役所や各総合支所の窓口配置して、市民への周知に努めております。

今後もリーフレットの配布や新入園児の保育園見学会、保護者会等において説明を行うこととしております。

次に、子育て支援ニーズ調査の方法についてであります。

生活の実態や教育・保育・子育て支援の利用状況について、昨年12月に市内の小学校就学前児童および小学生のすべての保護者を対象に行いました。

次に、子育て支援ニーズ調査の結果と今後の取り組みについてであります。

ニーズ調査では子育てに関する悩み、就労状況、市が行っている子育て支援事業、市に期待する子育て支援策等について調査を行いました。母親は仕事と子育ての両立に悩んでいること、子育ては母親が担っていること、市の子育て制度の認知度はあるが利用に結び付いていないこと、医療機関の充実や経済的支援の要望などの調査結果が出ております。

また幼児期の教育の充実として認定こども園、幼稚園の設置、病気の子どもを保育する病児・病後児保育施設の整備、ならびに放課後児童クラブおよび子ども医療費無料化の対象年齢の拡大などがありました。

共働きの世帯においては安全・安心な環境での子育ての実施、医療費負担の軽減による経済的支援の充実などを望んでいることがうかがえます。

一方で子育てが楽しい、北杜市は子育てをしやすい、これからも北杜市で暮らしたいと感じている保護者が多数おります。

今後も北杜市子ども・子育て会議で調査の結果をご審議いただき、北杜市子ども・子育て支援事業計画に盛り込んでまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

○18番議員（小尾直知君）

では、再質問を行います。子ども・子育てについて再質問をいたします。

現状では市内から市外への幼稚園に行かれている方も10数人いるということで聞いておりますけれども、いずれにしても市内では保育園しかないということで幼稚園がないということで聞いておるんですが、具体的には市の保育園の一時預かりという部分を行っていると思うんですが、このへんの利用状況とかそういうものについてちょっとお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

一時保育の利用についてということで質問をいただいております。

本市の一時保育につきましては保育に欠けないため通常、保育園に入園していない児童について保護者の傷病、入院、冠婚葬祭等により緊急または一時的に家庭で保育できない場合、半日を単位として保育園において一時保育を実施しております。

平成25年度につきましては実施人数が21人、半日預かりの延べ人数が15人、1日預かりの延べ人数が53人でございまして、一時保育の理由といたしましては就業、傷病、引っ越し、家事、通院等でありました。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

再々質問をしますけども、非常にこれは一時預かりといっても多いんですね。だから3歳以上になると一時預かりができないということで、仕事している場合は行かれないと、こういうことになるわけですね。そこらも含めて、先ほども市内には幼稚園がないわけですね。それでどうしても、全部をやる必要はないと思うんですが、認定子ども園というのを当然、検討していかなければならない。そういうふうになると思うんです。例えば1カ所ないし2カ所になると思うんですが、現状は保育園はまだ統合しておりませんので、かなり施設的に老朽化している場所があったり、整備しなければならぬというようなところもあると思うんですが、このへんの市の保育園の現状というのはどうなっているんでしょうか、お伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

認定子ども園の施設整備というようなことで、ご質問をいただいております。

本市の保育園は昭和50年代に建設された施設が多く、施設面や設備面で老朽化が進んでおりますので計画的に施設の補修等を行い、安全でよりよい保育環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成22年度に策定いたしました北杜市保育園充実プランにおきましては、各地区に最低1園が存在するような形での保育園配置ということになっておりますので、このプランを基本といたしまして認定子ども園の移行、統合、分園のあり方などを視野に入れながら施設整備を行う必要があるかと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

それではケアシステムについて、再質問をいたします。

まずはじめに、いずれにしても今、消費税の問題が話題になっておりますけども、いずれにしてもこの社会保障給付費の増大というのは当然、生まれてくる。お金も先ほども聞きましたけども相当にお金がかかってくる。こういうことからすると持続可能な制度とするためには、高齢者が要するに私たちも含めて、ここにいるほとんどの方がそうだと思うんですが、要するに高齢者自身がセルフケア、要するに健康管理に努めることが非常に重要になってくる。要介護状態にならない予防体制が一番ポイントになってくると思うんですが、こちらへんについて計画とか、この現状を先ほど聞きましたけども、非常に先進的な部分でふれあい処ほくとみたいなところが7カ所あるということですけども、こういうものの計画体制とか整備状況についてお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小尾直知議員の再質問にお答えいたします。

要介護状態にならないようにするための予防体制、計画および体制の整備ということだと思います。

おっしゃるとおり、これから高齢者がますます増えていく中で、高齢者の方が元気であることが一番大事であります。介護予防にならないためにいることが一番大事でございます。介護保険の認定申請の理由で最も多いのが脳血管疾患により体が動かなくなってしまう。あとは転倒や骨折による機能障害というものがございまして、したがってそれらの予防に努めることが一番大事だというふうに考えておりますので、これから健康診断の受診だとか運動の習慣からとか、外出や人との交流を積極的に実施するような予防策を積極的に推進していきたいと考えております。

現在もはつらつシルバーとかふれあい広場だとか、ふれあい処なんかでそれぞれ要支援の方々、また健康な高齢者の方が事業をしているんですけども、より一層そこに参加してもらうようなことで高齢者の健康増進を図っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

再々質問をします。

もう一方で先ほどもちょっと触れましたけれども、要支援1、2の方のサービスの設定というのは自治体の実情に応じて柔軟に任せられるわけですけども、現状、先ほどどなたかの質問でも聞きましたけども、今後の取り組みについては、これらの方々についてはどんなように考えているか、お伺いしたいと。

それともう1つは先ほど認知症の患者さんや患者本人、それから家族への支援策ということ

で質問の中でも言いましたけども、認知症の初期集中支援チームとか認知症の地域支援推進員とか、それから認知症カフェ、こういったものの取り組みについて現状ではどのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

小尾直知議員の再々質問にお答えいたします。

まず要支援1、2の方のサービスの設定、市の実情と今後の取り組みということでございまして、現在の介護保険事業者、また日常生活支援の事業者につきましては新しい日常生活事業に移りましても継続してサービスを提供していただけるというふうをお願いをして、了解を得ているところでございます。その上でこれから新たなサービスを展開していくわけですけども、その事業主体、さまざまな事業主体の掘り起こしを今後はしていかなければならないかなというふうに考えております。

2番目の認知症の高齢者の方の家族への支援ということで、3つほど事業が示されたわけですけども、国が示しております認知症施策の推進5カ年計画というものの中で認知症初期集中支援チームですね、これは認知症の初期から家庭訪問を行い、認知症のアセスメントや家族の支援などを行うチームということでございます。平成27年度以降、制度化が検討されておりますので現在、それに向けて検討中でございます。

また認知症の地域支援推進員につきましても、今後地域支援事業の必須事業に位置づけられますので、うちにあります地域包括支援センターのほうに設置していきたいと考えています。

最後に認知症カフェですけども、この取り組みにつきましては認知症高齢者のご家族や介護経験者を含みます市民の皆さまに広くご意見を伺いながら、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

地域包括ケアシステムについて、関連質問をさせていただきます。

日本の高齢化社会はこれからますます進行いたしまして、2030年には高齢化率32%、つまりちょうど今の北杜市の状況が日本国内に起こるという状況になっております。そしてまた2025年には151兆円の社会保障費、社会保障給付費を支払わなければならないという、今、試算も出ている現状にあるわけでありまして。そういった意味で、地域包括ケアシステムを構築していかないと、この介護保険制度も、またこの長寿社会も乗り切れないという現状に今、われわれは直面しているわけでありまして。

そういった意味で、私どもの北杜市をそれではどのような関係でみていけばいいかということになりますと、厚労省のホームページを見ましてもふれあい処とか、いろいろな総合事業につきまして紹介されているのが今の現状であります。つまり私たちの今、している地域包括ケ

アに向けての北杜市の取り組みは先進的な地域であり、誇りを持っていいと思っております。

先ほど来、市民部長が汗をかきかきずっと答弁をしているわけですが、それらについてはよそよりもはるかに進んでいる現状の中で、これからではこれをどうやって充実していくかということが私は問題になると思っております。

そして市民後見人やまたカフェなどもしているわけですが、今、介護ボランティア制度も含めてそうなんですが、芽出しが終わったところで、これから充実していくところなので、非常に今お答えづらい現状にあるかと思えます。そういった意味で、私はこれから今までやってきたことを確実に、着実に、そして医療連携もしながら進んでいくことが家族や地域が老人を見守り、また見守られ安心な長寿社会に向けていくと思うわけであります。

そういった意味で今やっていることについて、部長はもっと自信を持っていいと思えますけれども、それらについて今後どうするのか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

内田議員の関連質問にお答えさせていただきます。

厚労省が提唱しています地域包括ケアシステムの構築についてということで、これは全国的にしなければならないと。おっしゃるとおり平成25年には、団塊の世代の方が75歳を迎えて認知症の高齢者の方も増えるし、一人暮らしの高齢者の方も増えるという中で、医療についても介護についても受け皿がとてもないということの中から地域に出て、地域がみんなで支え合うというのがこの地域包括ケアシステムでございます。

市長が申しますとおり人口構成が悪いという中で、このようなシステムが構築しなければならない、もう見ていけないと。とても消費税を上げるだけでは見きれないという中でこのシステムでございます。課題は大変ありますけれども、地域特性に応じまして北杜市としてできるところから着実にシステムの構築をしていきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時30分といたします。

休憩 午後 4時21分

再開 午後 4時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、21番議員、中村隆一君。



中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

日本共産党を代表して、4項目について白倉市長に質問します。

質問の第1は、市長の政治姿勢についてです。

まず、国政について。

安倍政権は7月1日、国民多数の反対の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行した。閣議決定は憲法9条の下では海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものとなっている。こうした憲法改定に等しい大転換を与党の密室協議を通じて、一片の閣議決定で強行するなどというのは、主権者国民が権力を縛るという近代の立憲主義を根底から否定するものである。

60年前に創設された自衛隊は陸・海・空軍その他の戦力はこれを保持しないと謳った憲法9条に反する違憲の軍隊としてつくられた。それでも60年間、自衛隊は他国の人を一人も殺さず一人の戦死者も出すことはなかった。それは憲法9条が存在し、その下で海外での武力行使をしてはならないという憲法上の歯止めが働いていたからにほかならない。閣議決定はこうした戦後日本の国のあり方を否定し、日本を殺し殺される国にしようというものである。

国政について、以下2点について質問します。市長の見解を求めます。

1. 安倍政権は7月1日、集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行した  
ことについて。
2. 長野県中川村村長 曾我逸郎さんは新聞赤旗に「黙ってはいられない」という談話で「安倍政権が集団的自衛権の行使を容認する限り、私は積極的に自衛隊員募集をすることはできない。若者がアメリカの戦争の下働きをさせられ、命の危険にさらされることになるから」と語っています。

次に県政について、以下2点について質問します。

1. 東日本初となる米海兵隊MV22オスプレイによる離着陸訓練が北富士演習場で8月20日、21日と強行されました。演習場使用協定の当事者である山梨県は訓練を監視する体制も弱く、東日本の訓練拠点にされようとしている認識もない。県民の誇り世界遺産・富士の麓で今回のような危険な訓練が繰り返されることは絶対に許せません。山梨県は北富士演習場全面返還・平和利用を県是としています。それなのにオスプレイについて知事はコメントすら発表していません。
2. 知事は重度心身障害児者の医療費助成を窓口無料から償還払いにするなど、障害者福祉に冷たい態度です。

以上2点について、市長の見解を求めます。

質問の第2は、重度心身障害児の医療費窓口無料の存続を求めることについてです。

重度心身障害者医療費とひとり親家庭の子どもの医療費を含めて、2008年4月から子どもの医療費が窓口無料になり、子どもが安心して医療機関にかかれるようになりました。全国的にも誇れる制度です。

ところが今年の11月から重度心身障害者医療費を償還払いに戻す動きがあります。重度の障害を持つ経済的にも生活の上でも困難な方の制度が後退することは許せません。最優先されている重度心身障害者医療費が償還払いに戻ることで、子どもの医療費窓口無料の権利まで奪われてしまいます。こんなことは許せません。

障害児を育てるために親が働けず低収入の家庭も多いので、償還されるまでのお金を工面するのは大変です。受診のたびに保護者が障害児を連れて病院と薬局の会計に並ばなければならなくなり、大きな負担になります。

以下2点について、市長の見解を求めます。

1. 健常な子どもは窓口無料、障害を持つ子どもは会計が必要。なぜこんな理不尽なことが起こるのか。しかし県は助成があるから我慢しろという態度です。
2. 北杜市として山梨県知事に対し重度障害を持つ子どもの親の立場に立ち、窓口無料の制度の存続を求めてください。

質問の第3は、高齢者が使いやすい介護保険を。

来年の4月から医療・介護総合法により医療や介護の制度が大きく変わります。介護分野では要支援1、2の人が利用する通所介護、訪問介護は介護保険給付から外し市町村が行う総合事業に丸投げされます。要支援1、2の方にはがん末期、認知症やうつ病など精神疾患を抱えた方など疾病に対する専門知識を踏まえた支援が必要な方が多く存在します。ヘルパーは高齢になって病気や障害を抱え、生きる意欲が損なわれている利用者の葛藤を受け止めながら、これまでの生活や意向を尊重し、生きる意欲と生活の再建に向けて粘り強く支援しています。この働きかけにこそ専門性があります。専門職による支援とボランティアによる支援は役割が違い、それぞれお互いに補完しあって効果を発揮するものです。

以下、何点が質問します。

1. 市の計画の進捗状況はいかがか。3年間の移行期間、平成30年4月までを待たずに来年4月から実施する予定なのか。
2. 保険料を天引きされ、要支援と認定されても介護サービスを受けられないのは、まるで詐欺との声があります。支給権の侵害、国の責任放棄ではないか。
3. 市の総合事業の担い手が確保できない可能性についてはどうなっているのか。
4. 北杜市の介護認定率は2014年11.4%で周辺の市と比較して大変低い。どんな理由からか。

質問の第4は太陽光発電と景観・環境を守る取り組みおよび設置に関する要綱についてです。北杜市の要綱第5条、事業者等の責務について。

1. 地区住民等に事業内容の周知に努めることとありますが、これを近隣住民への事業内容の説明だけでなく、住民の同意を工事開始の一定期間前に得られることを義務付けるべきではないのか。
2. 土砂の流出や水害の防止に努めることとありますが、これを造成が不備で、また排水路が完備されず大雨時に道路に流れ込み轍ができたたり、土砂の流れ込みはないか。被害が出てからでは遅いので事前申請での指導・チェックが必要ではないのか。
3. 市の優れた自然環境、美しい風景および個性ある風土を重視し、これらの環境と共生するよう努めることとありますが、これを事業者の責務に留まらず、要綱を制定する本旨とすべきではないのか。

次に、北杜市の要綱への提案として2点挙げました。

1点目は飲料水の水源地域。2点目として、土砂災害の危険区域。この2つを制限区域として設定することを提案します。

市長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

市長の政治姿勢について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、集団的自衛権の行使容認についてであります。

防衛、安全保障の分野については国の専権事項であり、その決定手続きをも含め、市長の立場としてお答えするべきものではないと考えております。しかし集団的自衛権の行使容認は安全保障政策の大きな転換点となるものでもあり、国では引き続き国民に十分な説明を行うとともに、さらに掘り下げて議論を重ねていただくことを望んでおります。

次に、長野県中川村村長の談話についてであります。

他市町村の自治体の長の談話に対して、市長として見解を述べることは適切ではないと考えております。

次に、オスプレイによる離着陸訓練についてであります。

山梨県知事が8月26日および9月3日の会見の場において、オスプレイによる離着陸訓練の見解を述べており、市としてもこれを尊重したいと考えております。

次に、県の障害者福祉に対する見解についてであります。

重度心身障害者医療費助成制度は障害のある方々が安心して病院等を受診できるよう、県と市が共同して医療費の窓口無料方式を実施しております。しかし、国はこの窓口無料方式が医療費の増加を招くとして、市の国保会計に対し本来国が負担すべき国庫負担金を減額しており、この減額分について現在、県と市で補填をしております。その金額は北杜市分として年間約5千万円、県全体では年間約9億円となる状況にあります。しかしこのような国の減額措置は、助成方法を窓口無料方式から自動還付方式に変更することで回避することができることから、山梨県では医療費をいったん窓口でお支払いただくことになりました。

医療の重要度が高い障害のある方々を守り、医療費の無料制度を今後も維持していくための移行措置であると考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

高齢者が使いやすい介護保険について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市の計画の進捗状況と移行期間についてであります。

介護保険制度改正により、市町村が行う新しい総合事業については本年度中に策定する北杜市介護保険事業計画に定めることから、北杜市介護保険事業計画策定委員会において現在ご審議をいただいているところであります。

次に、要支援者の介護サービスについてであります。

予防給付の通所介護と訪問介護については、全国一律の基準に基づくサービスから地域支援事業に移行しますが、ケアマネジメントに基づき適切な支援として、既存の介護サービス事業

者による専門的サービス提供も可能であります。地域支援事業も介護給付と同じく保険料が財源となっており、公費の助成も現在と変わりません。

次に、総合事業の担い手の確保についてであります。

新しい総合事業の担い手は介護保険事業所、ボランティア、NPO法人、民間企業などのほか、すべての人々を前提に地域での支え合い体制づくりをご理解いただき、地域ぐるみの助け合い、支え合い活動になるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護認定率が低い理由についてであります。

市は、平成24年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする介護予防事業を積極的に取り組んできた成果と考えており、元気な高齢者が多いと認識しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

重度心身障害児の医療費窓口無料の存続を求めることについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、県の態度に対する見解についてであります。

子ども医療費助成制度は子育て支援を目的とした制度であります。山梨県重度心身障害者医療費助成制度は障害がある限り、年齢を問わず一貫して障害者の健康を守るための制度であります。障害のある方々には障害が続く限り、継続して同じ制度で助成させていただくことが望ましいと考えております。このような状況の中、県は病院・薬局で混乱が生じないように医療機関向けの説明会を各地で開催したところであります。

また市では対象者に昨年の受給者証更新時にリーフレットを配布し、周知に努めたところでありますが、本年度につきましても現在行っている受給者証更新手続きの折に制度移行の説明を行っております。

次に、窓口無料制度の存続についてであります。

重度心身障害者医療費助成制度は県の制度として実施されており、市町村が足並みを揃えて実施することが将来にわたり安定した持続可能な医療費助成制度となるものと考えております。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

太陽光発電と景観・環境を守る取り組みおよび設置に関する要綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、事業者等の責務についてであります。

太陽光発電設備の設置について近隣住民等への事業内容の説明、同意を現行の法令等において義務付けることはできません。

法令等では一定基準を設け、これに適合する設置については許可しなければならないものとされており、これは必要以上に財産権を侵害する過剰な規制を行わないとする趣旨であります。このため、要綱においても事業者に対して義務付けはできないことから、太陽光発電設備の円

滑な導入が図られるために必要な基本事項を規定したところであります。

次に、土砂の流出や水害の防止についてであります。

要綱において第4条の対象となる太陽光発電設備を設置する場合、事業者等は該当する法令等により、適正に処理することと規定していることから災害防止対策は図られているものと考えております。

なお、法令等で規制を受けない設置を行う場合においては、第5条により事業者等への責務を規定したところであります。

次に、環境と共生についてであります。

北杜市景観計画は市の優れた自然環境の景観形成の方針等を定め、地域住民・土地所有者と市がお互いに協力し合い、次の世代に引き継いでいくことを目的とした計画であります。このことから要綱第1条では市内における太陽光発電設備の設置に関し、地域環境との調和と地区住民等への周知を促し、円滑な太陽光発電設備の導入が図られることを目的として定めております。

次に、制限区域の設定についてであります。

国の指定する砂防指定地、県が指定する保安林や土砂災害警戒区域など、それぞれ災害対策に関する法律により制限された区域があるため、本要綱に飲料水の水源地域等、また土砂災害の危険と思われる制限区域として設定することは原則として必要がないものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

再質問をさせていただきます。

1つずつやっていきたいと思いますが、先ほど市長がよその町村の首長の発言だと言いましたけども、市長は日本の平和市長会に加入している。そういうことで、そういう立場で、今の自衛隊員は憲法9条を認めて入っていると。そういうことで本当に戦争すると思っていない、そういうことで動揺が広がっている。このことについてはどのように考えるのか、見解をお示してください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私は先ほど私なりの平和観で説明をさせていただきました。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは次に第2点目ですけれども、重度心身障害者医療費窓口無料。これは横内知事が選

拳の公約として実行したと。これが2008年ですね。非常に高く評価されていたわけですが、ここへきて国のペナルティを恐れて窓口無料をやめようということです。北杜市ではこの重度医療費の対象者になっているのが1,800人いると。そのうち今度10月から子どもの医療費、6年生まで無料になりますので障害のある子どもたちが33人含まれていると。この33人を乳幼児医療費の助成の対象にできないのか、このへんをお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の質問にお答えいたします。

窓口無料化を同時に実施した乳児医療等の事業は、なぜ見直さないかというようなことだと思います。

乳児医療やひとり親の医療事業については、重度心身障害者と比べて国民健康保険の加入が少ないことから、ペナルティの額が少ない状況でございます。その一方で自動償還方式で移行することによって発生する新たな経費が大きく、減額効果が期待できないので乳児医療やひとり親医療の助成については、現行の制度を継続するというところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

では、ここの項目で再々質問をさせていただきます。

非常に健康な子どもたちが小学校6年生までは病院の窓口で無料になると。それなのに障害のある家庭の子ども、33人該当になっているわけですが、これが病院の窓口でお金を払うと。薬局でお金を払う、非常に矛盾をしているわけです。これを北杜市独自で助成ができないか、このことについて質問します。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中村隆一議員の再々質問にお答えします。

北杜市が独自に窓口無料を継続する選択肢はないかという質問でございます。

県内の一部の市町村が独自に窓口無料化を継続した場合、医療機関の窓口では住所地により処理方法を変えなければならないため混乱が生じます。また受給者が別の市町村に転居した場合にも混乱が生じることになります。受給者をはじめ関係者の混乱を避け、分かりやすい制度にするために県内のすべての市町村で足並みをそろえ実施することが将来にわたり継続可能な制度となるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

傍聴人は静粛にお願いいたします。

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

それでは次の項目に移ります。

介護保険について、再質問をさせていただきます。

今年の北杜市で要支援1という人が80人、要支援の2という人が238人、318人、今年の4月時点でいたわけですが、この人たちがどんな通所サービスを受けていたのか。どんな訪問サービスを受けていたのか。これは1割の負担でできるわけですが、その内容についてお知らせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中村議員の再質問にお答えいたします。

要支援者の方々が通所サービスと訪問サービス、どのようなサービスを受けていたかということでございます。

訪問サービスとしましては訪問介護が一番多くございまして、そのほかに訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導などでございます。通所サービスにつきましては、通所介護が一番多くございまして、そのほかには通所リハビリテーションでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

今、サービスの内容が説明されたけれども、この通所サービス、これは何人受けたのか。訪問サービスは何人受けたのか、このへんを再度お聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中村議員の再々質問にお答えいたします。

現在、手元の資料で、ここに持っている資料ですと居宅介護、サービス受給者につきましては要支援1、2を含めまして260名。それから介護予防サービスの地域密着型の受給者は9人ということです。ちょっと居宅介護予防サービスの分しか資料がございませんので、申し訳ないですけれども以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

分かりますか。すぐに分かりますか。

中村隆一議員、のちほど報告するということでもよろしいでしょうか。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

介護認定のことについてお聞きしますが、非常に北杜市は認定率が低いと。元気な老人が多いと・・・。

○議長（渡邊英子君）

中村隆一議員、再々質問が終わったのではないのでしょうか。

○21番議員（中村隆一君）

はい。次の項目に移ります。

太陽光発電についてですね。先ほど要綱の5条、業者等の責務ということで、2のところで土砂の流出などの防止に努めるということがありましたけども、私どもちょっと巡って見たところ、非常に危うい場所に設置されているものがあります。そういう点で、事前申請でチェックができない場合には、日常的にパトロールをして危ないところを監視する、そういう姿勢を示してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中村隆一議員の再質問にお答えします。

答弁でも申し上げましたけども、国の指定する砂防指定地、繰り返しになりますが県が指定する保安林や土砂災害警戒区域などが、それぞれ災害対策に関する法律により制限された区域があるため、設定することが原則として必要がないものと考えておりますと申し上げました。

しかしながら議員のおっしゃった、もう少し面積の小さい太陽光を設置した、例えば森林等においても多少、市民からこれまでこういう現状であるという連絡を受けて現場にも赴いた経過があります。それで市民フォーラムから出ましたフェンス等の関係もそうです。そこらについて、今後この要綱に沿って、なるだけ届け出とそのチェックシートを活用して今後、市内の太陽光発電の状況が徐々に把握できてきますので、市としてもその点については今後考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

先ほどの中村議員の質問の中で、利用実績のほうで人数をとということで回答いたします。

介護予防の訪問介護でございますけども、これは758件。介護予防の訪問看護のほう256件。訪問リハビリテーションが70件。通所介護のほうになりますけども、通所介護が1,960件。訪問リハビリテーションが380件というふうになっています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中村隆一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）



以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、17番議員、千野秀一君。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

北杜クラブを代表して質問を行います。

まず最初に、防災・減災について伺います。

今年の日本各地での気象現象はまさに未曾有、いまだかつてあらずの災害の多い年でありました。本市においても、まだその被害のあとが残っている大雪の災害。2月4日、60センチ。2月15日、市内ほぼ全域で140センチ。被害は県下全域に及んでおり、激甚災害となりました。

一方、雨による被害も日本各地で発生。想像すらできないほどの大雨が山あいの集落を、そして大都会でも、またこれまで聞いたこともなかった北海道にまで、とてつもない雨が降り多くの尊い命が奪われ、多くのケガ人も出た大災害になりました。改めて心よりご冥福をお祈り申し上げます。

これらの災害を受け、国・県においても想定外を想定内とすべく防災計画の見直しに着手したとのことであります。

「山梨は」とか「峡北地方は自然の災害の少ないよいところだ」とつい口にしてしまいが、先の大雪も含め急峻な山岳地帯が多い北杜市であります。明治以降、雨風による大きな災害は何回も起きています。決して他人事ではありません。

ちなみに昭和41年の旧足和田村で起きた鉄砲水、山津波を土石流と呼び、以来土石流という言葉が一般的に使われるようになったということでもあります。

そこで漠然とした防災・減災ではなく、今日盛んに言われている自分の命は自分で守るの意識の醸成を防災・減災の原点とし、行政の最も重要な仕事と位置づけ、今後、災害の起きる可能性の高い場所、ハザードマップによる急傾斜地の崩壊、要するに崖崩れ区域と土石流の発生区域、その双方の警戒、特別警戒の区域の対応について特化して以下お伺いいたします。

区域内居住者の把握は。

居住者に区域の周知の徹底は。

防災行政無線難聴対策は。

防災行政無線の増設の検証は。

戸別受信機の対応は。

2番です。防災行政無線設置済みの町での聞こえの調査をしておりますか。その対策は。

3番、自主防災組織の市内全区設置の取り組みについて伺います。

4．風倒木、枝等の対策について。

として地権者、所有者への勧告は。

次に地域委員会制度の見直しについて伺います。

第2次行政改革大綱の取り組みにおいて、地域委員会制度の見直しは結果として地域の声を聞く仕組みとして、さらなる活用を図る必要があると判断をして地域の取りまとめや提言など積極的にいただけるように依頼したいとしていますが、以下お伺いします。

合併して10年、地域の自主性は市の活性化の原動力として重要性が増してきています。特に学校統合をはじめとする公共施設の統廃合等、再編の取り組み、お祭りなどコミュニティの維持、存続、向上等々、地域の多くの提言の窓口となるよう諮問を増やすべきだと思いますがお考えをお伺いいたします。

次に3番です。子育て定住支援について伺います。

まず北杜市になんとしても子どもを増やす、そのための北杜市定住促進計画を策定中とのことでありますが、以下伺います。

この問題については以前にも提案も含め、お聞きしておりましたが子育て支援、転入者新築助成は。

子育て支援の転入者のためのリフォーム助成の考えはについて、お伺いいたします。

次に、空き家対策について伺います。

まず最初に通告の20.5%という数字は22%の間違いでした。訂正をお願いいたします。

山梨県は空き家率が全国1位の22%、全国平均13.5%を大きく上回っています。これは5軒に1軒が空き家ということでありです。空き家の定義は売却用新築の空き家、賃貸用の空き家、別荘の空き家、そしてその他の空き家に分けられ、一般民家の空き家はその他の空き家の分類となります。一般民家の空き家は全国平均で5.3%、山梨県は8%と発表されていますが、本市の状況を見たときもっと多いような気がいたします。

今、北杜市に転入希望の方に借家の希望が多い状況を考えてとき、空き家は北杜の大きな財産であるというふうに思います。その活用について、より積極的に取り組む必要があると考え以下お伺いいたします。

本市の空き家の状況は。

本市の空き家バンクの実績は。

本市の空き家バンクの取り組みの推進は。

賃貸用リフォームへの助成は。

次に5番目として、市民バスの運行についてお伺いいたします。

デマンドバスの立証実験終了を受けて路線の一部延長の変更を行い、平成25年4月より現状運行をしていますが、以下伺います。

1年半の利用状況の検証は。

運行経費の推移は。

通学利用のバスダイヤの検証は。

高齢免許返納者へのバス料金優遇策は。

6番目です。学校統合について伺います。

進む少子化に伴い学校の統廃合は市民の理解のもと進められていますが、以下伺います。

1. 中学校統合の進捗について。

今後の対応スケジュールについて。

新しい学区、コミュニティとしての、あるいはまちづくりに伴う道路整備の考えは。

2. 長坂小学校、通学路の整備状況は。

またグリーンベルトが大変有効です。このグリーンベルトの増設についてお伺いします。

3. 高根小統合に向けて通学路、バス停等の整備計画について伺います。

7番目です。学校給食について伺います。

本市では食育の視点から地産地消に取り組み、独自の助成を行っています。これらを維持、推進するために以下、伺います。

消費税の改定、諸物価の変動に伴う給食の質、量への影響が懸念されていますがその対応について伺います。

値上げの検討はされていますか。

値上げではなく、助成の考えはありますか。

最後です。8番目、八ヶ岳の川俣川大橋の遊歩道整備について伺います。

山岳景観日本一を誇り、自然資源を観光誘客の武器としている北杜市においては、日ごろより地元山岳会との連携を図りながら安全確保に努めていただいております。しかし近年のゲリラ豪雨などの異常気象により予期せぬ事態も発生しています。そこで遊歩道整備について今後のご計画をお伺いいたします。

1. 川俣川遊歩道における橋の設置についてであります。

平成23年度の台風により流されて修繕をいたしました。再び平成25年度の大雨により流失してしまいました。その後、一時的に飛石という形で対応していますが、もとより周辺の観光施設や数多くある学校寮、林間学校等で訪れる人数も多く安全に渡れる対応をしていただきたいという要望があります。

そこで昨今の異常気象も加味した中で、災害にも強い橋の設置についてお伺いいたします。

以上、大きく8項目でありますけれどもよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

防災・減災について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、土砂災害警戒区域内の居住者の把握についてであります。

土砂災害警戒区域は山梨県の指定によるもので、全県で7,089区域が指定されており、市内には424区域の土砂災害警戒区域があり、そのうち374区域が土砂災害特別警戒区域に指定されております。区域に含まれる戸数は把握しておりますが、居住者の把握までは至っておりません。

次に、土砂災害警戒区域等の居住者への周知徹底についてであります。

市では今年3月に土砂災害の前兆現象や土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域のほか、災害時の避難地や避難所の位置を掲載した北杜市土砂災害ハザードマップを作成し、行政区、自治会を通じて配布、周知したところであります。各総合支所等に常備して自由にお持ちいただける体制を取っているほか、市ホームページにも掲載しております。

次に、地域委員会制度の見直しについてであります。

地域委員会は合併以来、各町の住民意見の集約機関として現在も地域の個性や特色を生かすために活動を行っております。地域委員会の役割は、市長が諮問する事項について審議・答申することや市の処理する事務について、市長に意見を述べること等となっております。

地域委員会は団体を代表する者、学識経験者、公募といった方々から組織構成されていることから、住みよい地域を形成するために必要な知恵や意見を出し合い、市長に対して意見を述

べるといふ重要な役割を担っていただいているところであります。

今後も市民と市が協働してよりよい地域づくりを行うため、市全体や各地域に関わる政策等について市から具体的に提示し意見をいただけるよう、地域委員会連絡協議会において協議してまいりたいと考えております。

次に、子育て定住支援についてであります。

定住促進計画を策定する中で、地域の活力源となる子育て世代の定住促進が極めて重要な施策であり、現在、少子化対策に重点を置いた計画を策定しております。

これまで定住促進本部会議において住民意向調査等の内容を検討し、市民アンケート等を実施しているところであります。

子育て世代に重きを置いた転入者新築助成、リフォーム助成などの住宅支援策は定住促進に取り組む自治体の先行事例として、実施しているところもあります。

本市においても市民等のアンケートで定住を前提とした土地の購入、住宅建設に対する支援の制度化についてニーズ調査を行っているところでありますので、これらの分析結果等を参考に助成等について検討してまいりたいと考えております。

次に空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、賃貸用リフォームへの助成についてであります。

空き家を希望される方からのニーズは中古の賃貸物件が大部分を占めており、市への問い合わせもその大半が「中古の家を貸してほしい」というものであります。しかしながら賃貸する場合、建物自体の修繕や家具の片付け、また水周りの整備など貸すことができる状態にするには物件所有者に多くの負担が生じる場合が考えられます。

このことから、空き家のより一層の活用を促すためにも新規就農希望者など定住促進につながることを前提として、修繕や片付けなどに対し助成制度を定住促進計画の中でも検討してまいります。また空き家見学会や移住者交流会などを開催し、北杜市をより深く理解した方々が希望を持って移住・定住できる環境づくりを行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

学校統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校統合の対応スケジュールについてであります。

中学校統合については北杜市立中学校統合計画案において「平成26年度から平成27年度にかけて学校関係者や保護者、地域住民等に対する説明会・意見交換会を開催し、意見集約をした中で決定し、平成27年度末までに統合計画の策定に努めます」としております。

これまでに学校関係者や市民の皆さまへの説明・意見交換会を延べ47回開催し、多くの質疑や意見・要望をいただきました。学校統合へ向けて慎重な意見もあることから、引き続き学校関係者や区長の方々にご協力をいただき、さらなる意見集約に努めてまいります。

次に、高根地区小学校の統合に向けての通学路等の整備計画についてであります。

高根地区小学校統合計画案については学校関係者、地域における説明・意見交換会を終え、学校を単位とした学校関係者等により、意見集約を進めていただいております。

今後、学校関係者、区長、地域委員、学校長等による検討会を立ち上げ、意見集約を行っていく予定となっております。この意見集約を受けて通学路の見直し、スクールバスの導入や乗降場所等の確保、学校周辺の通学路整備、必要となる学校施設の整備などを計画的に進めてまいります。

次に学校給食について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食費の値上げの検討についてであります。

学校給食を実施するために必要な経費については、学校給食法により学校の設置者と給食を受ける児童生徒の保護者が分担することが定められております。

これにより、小中学校の保護者には給食に必要な食材購入のための経費を負担していただいておりますが、子育て支援および地産地消推進を図ることを目的に約1,500万円を市が助成しているところであります。このため合併以来、1食単価を小学校240円、中学校280円に据え置き給食の充実と子育て支援、市内の農産物生産者の育成に努めております。

今後の学校給食費については、子育て支援等の観点から慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、学校給食費の助成についてであります。

給食については、学校給食法の中で給食1食当たりの栄養摂取基準が満たされるよう努めなければならないと定められております。給食の原材料確保につきましては、4月以降の食料品の値上げや天候不順による野菜の高騰などにより、予算内での仕入れに苦心している状況が続いているところであります。こうした状況を踏まえ、児童生徒に安定した給食の提供と必要な栄養素が摂取できるよう、予算確保につきましては前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

防災・減災について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、土砂災害警戒区域における防災行政無線の難聴対策についてであります。

すでに防災行政無線の補完手段はいくつか用意しておりますが、土砂災害等が発生する恐れがある場合には、北杜市災害対策本部や消防団による車両での呼びかけを行うこととしております。

次に、防災行政無線の増設の検証についてであります。

防災行政無線は災害時の情報提供手段として大きな力を持っております。現地で調査を行った結果、子局を設けるのが最も効果的である場所には子局の増設を行い、改善を図っているところであります。

次に、戸別受信機の対応についてであります。

緊急情報は防災行政無線がすべてではなく、他の手段と組み合わせて提供するものと考えております。防災行政無線を補完するものとして防災行政無線電話自動応答システム、ほくとほつとメール、緊急放送エリアメール、ツイッターを使用しているところであります。

今後、エフエム八ヶ岳を利用した緊急防災情報も予定しており、緊急の際にはテレビ・ラジオを通じた周知も可能なことから、戸別受信機の設置は考えておりません。

次に、防災行政無線の聞こえの調査についてであります。

防災行政無線が聞こえにくい、あるいは音が大きいなどの連絡をいただいた際には、現地で区長等に立ち会いをお願いし確認を行い、音量やスピーカーの向き、種類の変更といった対策を取っているところであります。

次に、自主防災組織の市内全区設置の取り組みについてであります。

自主防災組織は、住民の自分たちのまちは自分たちで守るという理念を育て災害に強いまちづくりを推進することを目的に現在50組織が活動しており、災害時には大きな力となる組織であります。各町で行われる区長会において設立のお願いをしている状況にありますが、防災についてのお問い合わせをいただいた際にも組織の設立を促しているところであります。

今後も県で行う防災リーダーの研修等の参加をすすめ、地域でのリーダー育成にも取り組みながら自主防災組織の設立を周知してまいります。

次に風倒木、枝等の対策についてであります。

台風・強風等のあとには市民等からの連絡や職員が巡回を行い、道路の通行の支障になる倒木については除去を行っております。平常時には道路交通に支障があるものについて、所有者に処理を依頼し、緊急性を認めたものについては、所有者に確認を得た上で総合支所等で除去を行っているところであります。また北杜郵便局とも、配達の中で確認した道路の異常等を市に連絡してもらえよう連携しております。

次に空き家対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、本市の空き家率の状況についてであります。

総務省の平成25年度住宅・土地統計調査の速報値が公表されましたが統計調査上、別荘も空き家の調査対象となるため、山梨県においては別荘を含めた空き家率が22%と全国1位となっております。別荘を除いた率は17.2%となりますが、依然高い率であります。

北杜市においては、今回の統計調査の市町村別数値がまだ公表されておりませんが、平成20年度と同調査では別荘を含めた空き家率は43%であり、別荘を除いた率は11.2%となっております。別荘が点在している北杜市において統計的に空き家率が高くなりますが、別荘ではない集落内の空き家も増加傾向にあります。

次に、空き家バンクの実績についてであります。

空き家情報登録制度、通称空き家バンク制度を北杜市では平成19年度から実施しており、これまでに成約数は売買9件、賃貸9件の18件、取り消しや期限切れなどが7件となっており、現在の登録件数は2件となっております。一方、空き家を希望される方の登録は新規就農希望者等を含め104名であります。

次に、空き家バンクの取り組み推進についてであります。

空き家バンク制度の目的は、集落内の空き家の有効活用を通して、地域活性化を図ることにあります。物件の積極的な登録を進めていくことはもちろん、特に集落内の空き家への移住を後押しすることによって、その地域のコミュニティに新たな活力を与えられると考えておりますので、空き家を希望される方からのニーズが高い賃貸物件の掘り起こしを最優先に空き家所有者へ市広報紙やホームページ、区長、地域委員の皆さまを通じて積極的な呼びかけを実施してまいります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

市民バスの運行について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用状況の検証についてであります。

市民バス等については、平成24年度は市民バスとデマンドバスの併用により、平成25年度からは市民バスにより運行をしております。利用状況については、平成24年度の延べ利用者数は市民バスが10万4,169人、デマンドバスが2万1,419人で合計12万5,588人でありました。また平成25年度は11万7,335人となっており、対前年度比較で8,253人の減少となっておりますが、デマンドバス利用者の約6割が市民バスを利用しているものと考えられます。一方、本年度の7月までの延べ利用者数は4万4,345人对前年度比較で738人の増加となっており、自由乗降の定着や路線の延長など利便性の向上を図ってきた成果であると考えております。

次に、運行経費の推移についてであります。

平成24年度は市民バスとデマンドバスの合計額で使用料等の収入合計が2,324万円、運行経費が1億5,864万5千円となっており、1億3,540万5千円が市の負担となっております。また平成25年度は収入合計が2,388万8千円、運行経費が1億1,488万9千円となっており、市の負担額は9,100万1千円であり、平成24年度対比で4,440万4千円が改善されたこととなります。

次に、清春地区の通学利用のバスの運行時刻についてであります。

長坂小学校および長坂中学校へ通学する清春地区の一部児童生徒は、小淵沢・長坂線を利用しております。スクールバスと併用している市民バスの運行については、可能な限り小中学生の登下校に合わせた運行としておりますが、すべての時間帯において合わせることは難しい状況であります。市民バスについては、利便性の向上と効率的な運行体系の確立を目指しておりますが、登下校時に市民バスを利用している小中学生のスクールバスへの切り替えも含め、教育委員会や学校と協議し、公共交通の見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢免許返納者へのバス料金優遇策についてであります。

高齢化社会を迎え自動車運転免許を返納する高齢者が増加していることから、これら高齢者の受け皿として公共共通のあり方を検討しなければならないところであり、高齢免許返納者へのバス料金優遇策についても北杜市地域公共交通会議で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

川俣東沢大橋の遊歩道整備についてであります。

川俣溪谷遊歩道については獅子岩橋が平成23年度の台風で流されたため、平成24年度において新たな橋の整備を行ったところでありますが、昨年度、台風被害を受け流されたところであります。このため、溪谷等の遊歩道整備を専業にしている業者に工法等の検討を依頼しま

したが、渓谷が急峻であること、橋の建設場所に適当な岩場がないこと等、多くの課題が示されました。

このような状況の中、当面の措置として流された橋の撤去と利用者の多い獅子岩橋付近の遊歩道を簡易的な置石で整備を行ったところであります。

災害に強い新たな橋の設置については工法や管理方法、河川管理者である県との協議等の課題を整理し、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

千野秀一議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

学校統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、道路整備についてであります。

中学校統合計画案でも示されておりますとおり、学校統合に当たっては生徒の通学の安全を確保するため、通学路の見直しを行うこととなっております。また遠距離通学においては、スクールバス等による通学支援を行うことから、スクールバス乗降場所の確保および保護者による送迎等も想定し、統合中学校として活用する学校周辺における通学路整備を住民説明会でのご意見を参考に教育委員会と協議し、計画的に実施してまいります。

次に、長坂小学校の通学路整備の状況であります。

長坂小学校周辺の通学路整備につきましては本年度、市道渋沢・長坂上条1号線、市道長坂上条1号線、市道大八田2号線の拡幅改良および歩道設置を実施するなどし、児童生徒の通学の安全確保を図っているところであります。

これらの整備と並行して、歩道のない通学路等の路側帯へのグリーンベルトについても学校等関係機関と協議しながら継続して取り組み安全・安心な通学路の整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

千野秀一君の再質問を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

それではちょっと項目が多かったり、時間も気になるんですけども再質問をさせていただきます。

まず防災・減災の件です。

一番最初、区域内の人数が把握できていないという話でありました。戸数の把握はできているということですが、その中の空き家とか別荘などがこの戸数の中に含まれているかどうかをお伺いいたします。

いずれにしましても災害が発生したときは、どこに誰がいるかということが確認されていなければいけません。それを確認するのが初歩的な作業だというふうに思いますので、今後の対応について再度お伺いいたします。

次にハザードマップで周知ということで答弁がありました。重要な情報がハザードマップに



載っておりますけども、高齢者ですとか地域の未加入者には伝えたいことが伝わっていないというふうな気がいたします。大変疑問であります。そこで普段、行き来をしている、目につきやすい場所に特別警戒ですとか、警戒区域を示す看板の設置が最も有効かなというふうに考えますが、お考えをお伺いいたします。

そしてもう1つ、子局を増設したと先ほどの答弁でありましたけども、その数はどのくらいあったかどうか、お伺いします。

また子局の調整をしたということでもあります。設置してもなかなか聞こえないという意見の中で、調整をしたということでもありますけども、その調整はどのくらい、何力所ぐらいやったのかをお聞きします。

そして自主防災組織でありますけども、設置がなかなか進んでいないという状況であります。その理由について、お聞かせください。

また本来であれば全区にあるべき組織だと思えます。その組織を地元の地区の皆さんにお任せをしているだけでは、なかなか進まないというのが現状だと思えます。そういう意味で今後、もっと強力な指導・支援の必要があると思えますけどもそのへんのところをお伺いいたします。

もう1つ、風倒木のことがありますから、これもついでにお聞きしておきます。

風倒木の質問でありますけども、答弁では当然のことでもありますけども、台風等によって台風のあとに転んでいる木があったりすれば、それを片付けるというのが通常の手立てだと思えますけども、転ぶ前に転びそうなものを撤去するということが当然なければいけないと思えます。電線等を切ってしまうと停電になれば、あるいは緊急車両が通行するにつけても、そういうふうなものがあることによって人命に関わる、そういうふうなこともありますので、倒れそうな木、垂れ下がって危なくなるような木、枝等について全市で取り組むべきと思えますが、そのへんのお考えをお聞きします。

処理については所有者にその危険性をしっかりと伝え、そして理解を求めるようなそういう取り組みをしなければいけないと思えます。北杜市は大変広いですから、該当する箇所もたくさんあると思えますが、北杜市だからこその取り組みをぜひお聞かせ願いたいと思えます。

まず防災・減災について、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

千野秀一議員の再質問をいくつか頂戴しております。

最初に土砂災害区域への人家、戸数の数でございますけども、区域に含まれる戸数につきましては4,194戸を確認しております。またそのうち特別の警戒区域内の人家戸数は521戸という状況でございます。

そして子局の増設の状況でございますけども、1カ所、子局を増設しておりますして、その他、難聴対策の関係でございますけども、音量調整につきましては20件。またスピーカーの方向調整ということで10件。増設箇所を含めまして31件の難聴対策の対応をしております。

それから自主防災組織の件につきまして、ご質問がございました。

自主防災組織の市内への取り組みについて市担当課、地域課になるわけでございますけども、積極的な呼びかけをしたらどうかということだと思えます。

なかなか自主防災組織すべての行政区に設置はできないわけですが、今後とも自主防災組織の設置の推進については区からの要請を待つだけではなくて、今後担当職員が未整備の地区、区域に積極的に出向いて全行政区に設立できるように今後も努力してまいりたいと考えております。

それから台風とかの災害時の風倒木の処理といいますか、心配なその処理の対策についてでございますけども、先ほども答弁しましたけども、一刻も早くそういったものは危険性を除去しなければならないということでございますけども、今後とも区長、また近隣住民からの通報によった倒木が心配される、枯れた木とかそういったものは、先ほど議員のほうからも申し上げましたけども道路や電線に支障が出るということでございますので、市から地権者へ連絡を取りまして伐採をお願いしていきたいと、かように考えております。

区域の看板等につきましては、建設部長のほうからお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

地区の居住者、あるいは別荘の所有者に周知のために集落入り口などに看板の設置をする考えはあるかということだと思います。

本年度、山梨県の県土整備部におきまして土石流の溪流、あるいは急傾斜地崩壊危険箇所などの表示看板といたしまして27基を設置しているところであります。土砂災害の特別警戒区域等へお住みの居住者への周知は重要なことと考えておりますので、ハザードマップなどの活用を図りながら、県および関係部署と協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

先ほど人数を把握しているかという話をしたんですけども、今、答弁がなかったんですけども、その特別ですとか警戒区域の中に住んでいる人数の把握は、何か起きたときには一番大切だと思います。そういう意味で今後、今、把握していないにしてもどういうふうな形で取り組むかを教えてください。

これは再々質問になりますけども、先ほど看板を県で立てるという話。これは22カ所ということになりますけども、先ほどの危険区域というところ、特別危険区域が500カ所もあるという形の中で、人が住んでいるところ、あるいは人の目につきやすい場所がたくさんあると思うんですけども、この22カ所というのはあまりにも少ないような気がするんですけども、市が独自に指定されている場所でもありますから、市が独自にそれを市民に知らせるために看板を設置するというふうな、そういう考え方はございませんか。

もう一つ、これは再々質問ですけども、全区に自主防災組織をつくるように努力するという話でありますけども、いつごろまでというふうな、ある程度目標、用途を立てて、市民に働きかけをしてもらいたいと思うんですけども、そのへんのお考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

千野秀一議員の再々質問でございます。

土砂災害区域内の居住者の人数の把握ということでございます。

現在、把握はしておりませんが、今後早急に地域委員の皆さんとか区長の皆さま方のご協力を得ながら、また至急、この居住者の人数等の把握に努めてまいりたいと思います。

それから自主防災組織等をいつごろまでに設立したいかということでございますけれども、常に行政区のほうには呼びかけをしております、中には行政の中ではいっぺんに自主防災組織をしなくて、まず自分たちでできることをまずやってみようという組織も今ございます。例えば自主的に避難場所をそれぞれ確認したり、備蓄品等についても自分たちで検討しよう。そういう自主的な動きも出ておりますので、そういった動きも大切にしながら、なるべく早く、これはまだ50行政区しか設立されておりませんので、残りの行政区についても積極的に、先ほど答弁しましたけれども、こちらのほうから職員が出向いて設立に向けて協議、努力してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

千野秀一議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほども答弁の中でお話をさせていただきましたが、北杜市には424の警戒区域ということになっています。そのうち特別警戒区域といたしまして374カ所が指定をされているという状況であります。こんな状況でありまして、先ほど私の発言がまずかったのかどうか分かりませんが、27カ所設置をさせていただくというお話をさせていただきました。これにつきましては、県が保管するというので設置をしていただけるという話であります。先ほど議員のおっしゃったように374カ所の特別警戒区域がありますので、県と協議しながらどこまでできるかちょっと分かりませんが、早急に看板設置については協議をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は6時5分といたします。

休憩 午後 5時56分

再開 午後 6時05分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

先ほど答弁漏れといいますが、27カ所、県が看板を立てるといふ、県がということだったんですけども、まだまだたくさんそういう警戒区域があるわけでありますから、そういう皆さんにその地域がどういう場所かということを知するための手段として、看板は非常に効果があるということで、県が指定したものであったとしても市がその看板をつくることはできないかという、こういう質問をしたと思うんですけどもその答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。  
神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

大変申し訳ありません。千野秀一議員の再々質問にお答えいたします。  
設置につきましては、先ほど言いましたように非常に件数も多いということで、県の設置を待っていたのであれば遅くなってしまうということもありますので、県と協議をしながらできるものはしていきたいというふうに考えております。  
以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。  
千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

それでは、次に地域委員会のことについて再質問をさせていただきます。  
先ほど答弁の中では、地域委員会の連絡協議会においていろんな課題を協議していくというふうな答弁がありました。そんな中ではありますけども、特に今、直面している地域の問題としまして中学校の統合というふうなものはですね、2つの町境を越えた大きな課題になろうかと思えます。そういう意味で、この中学校の統合のような2つの町が1つのエリアになるというふうな、そういうことでありますから双方の地域委員会で協議をする必要があると思えますけども、こういうふうな問題を地域委員会のほうで取り上げていくというお考えはありますか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。  
伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

地域委員会の活動といいますが、その中で学校の統合についての意見を聞くとか、聞いたかどうかというご質問でございます。  
当然、地域にとっては小中学校の統廃合につきましては、大変重要な事項でございます。そのへんのことについても地域委員会を全体で連絡できる地域委員会連絡協議会というのがございますので、そちらのほうにこういった地域の意見を積極的に吸い上げてもらいたいということとをこれからの協議会において協議してもらいたいと、かように考えております。  
以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。  
千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

続けて3番目です。子育て定住支援について、先ほど大変前向きなといいますが、助成制度を検討しているという話でした。土地の購入ですとか新築、リフォームについても取り組んでいきたいという、こういう話でありますけども、一刻も早くこのことについては取り組んでもらいたいということでもあります。今、かなり具体的な話が出てきたわけでありまして、いつごろを目途にということが分かりましたら教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

子育て支援のための助成ということでございますけれども、現在、定住促進化計画を進めておりますので、その中に助成等を盛り込んだ支援策というものを計画に反映していきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

次に空き家対策について、再質問させていただきます。

先ほど空き家の状況ですけれども、平成20年度の統計調査というふうな話でした。別荘も含めて43%という数字でした。別荘を除いても11.2%とのことでその後5年、6年経っているわけでありまして、現状はもっと増えているということで大変、この数字は驚きであります。

これまで平成19年にバンク制度が施行してから、先ほどの答弁ですと話が成立したのは18件ということになります。現状、登録が2件ということ。104人も希望者がいるという状況からして、そしてまたわれわれが目にする空き家があるという、こういう状況を見たときに、あまりにもミスマッチな状況になっているな、そんな気がしています。なんとかしなければいけないという気がしています。しいて言えばバンクが機能していないというふうな、そういうことかと思えます。

先ほど市長の答弁の中で、修繕ですとか片付けなどについても助成制度を検討するというふうな答弁がありました。期待をしているわけでありまして、こういうふうな施策の中で取り組んでいかなければいけないわけでありまして、まず一番先にしなければいけないのは空き家の実態の把握をしなければいけないと思うんですけども、今、業者に一任をしている。あるいは民間の方がそのバンクに登録をするのを待っているという、そういう状況でありますけども、行政が率先して空き家の実態の把握をすべきだと思いますが、お考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

千野秀一議員の再質問にお答えいたします。

空き家対策の空き家バンク制度を有効的に活用して、各地域にある空き家を調査・把握すべきだということでございますけども、先ほども答弁させていただきましたが、やはり借りたい人は賃貸で借りたいということございまして、それに伴いまして貸せる人につきましては、中のリフォームをしてもらわないと空き家を賃貸することができないというようなことでございますけども、この地域の空き家を減らすことによって、またその地域への移住が増えることによって地域のコミュニティが増設できるということでございますので、今後ともこの空き家を希望されるニーズが高い賃貸物件を、私どもも一生懸命掘り起こして空き家対策につなげていきたいなと。それも先ほど言いましたけども、市の広報紙やホームページ、また区長さんや地域委員の皆さん方の協力を得ながら積極的に呼びかけをしまいたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

前向きな答弁だと思います。いずれにしましても、行政が後押しをすることによって日本の各地でこういう空き家対策に取り組んで成果を挙げているということもありますから、そんな取り組みをぜひしてもらいたいと思います。

そして定住促進計画の中でなんらかの補助を出す、付けるということでもありますけども、いずれにしましても待っている人が相当数いるということ、一刻も早く空き家を流動化するような、そういう施策をとってもらいたい。先ほど子育て支援策のことについても明確なお答えは難しいかもしれませんが、策定をしていただいて、そしてそれに対して予算づけもしっかりしていただくということの取り組みを一刻も早くやってもらいたいと思いますけども、そのへんのお考えをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

千野秀一議員の再々質問にお答えいたします。

空き家対策の一刻も早い対策をということでございます。本市には新規就農の希望者も多数あります。その方々のためにも定住促進につながることを前提としまして、先ほど言いましたけども、建物の修繕や家具等の片付けに対してもどのような助成制度があるか、今後定住促進計画の中で真剣に検討してまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

市民バスのことについて、5番目ですけどもお伺いいたします。

先ほど答弁の中、デマンドバスの経費がなくなったということと、そしてデマンドバスの利用者の6割が市民バスを利用してもらったということで経営状況が多少改善された、4,400万円余の改善が図られたということであります。当然、大変よいことだと思うわけでありますが、まだまだ多くの人の目には利用者が少ない状況が見られます。極端に少ない路線も便もあるようでありますが、運行経費の削減という形の中から、このバス、まだ1年半でありますけども、今後の取り組みについてどのような方向でいくのかをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

市民バスの運行ということでございます。

先ほどの答弁にも述べさせてもらいましたが、これだけ広域な北杜市内をくまなく公共交通でカバーするというのは財源的にも物理的にも多少、限界というのが見えております。そういった中でも先ほどの答弁でも言いましたが、スクールバス等で利用している路線もあります。そういったところは教育委員会とか学校等と協議いたしまして、スクールバスとのすみ分けを行うと。それに伴いまして、市民バスのほうの例えば小型化というものを図りながら、これから利便性の向上と効率的な運行体系の確立というものに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

6番目の中学校の統合ということで、再度お伺いいたします。

先ほどちょっと話をしましたけども、中学校の統合というのはこれまで町境を越えて市内を大きく4つに分けるといふ、そういう4つの学区に分けるといふことであります。このことは住民の意思からしますと、やがては8つの新しいコミュニティをつくるんだ、あるいは4つの新しいまちをつくるというふうな、そういう感覚にこの学区の統合というものは波及していくという、そんなふうなことも考えられます。そのためには先ほど言いましたが、両町の住民の思いがほぼ同等の思いがあって、同じような思いがあって、そしてそのことについて納得がされたものでなければ、その地域の発展ですとか進展というものにはつながらないと思えます。なんらかの主張がもしあるならば、事前に十分な手立てをする必要があると思えます。

今の案からすれば、原案は規模の大きな学校へそれぞれの学校が移るといふようなものがありまして、合理性はありますけども移る立場からしてみますと、いくつもの不安があると思えます。そんな中で例えば武川、長坂の統合の場合なんかですと想定されている通学路として武川と長坂を結ぶ通称、野猿返しといいますが、その整備なんかは多くの、あそこを利用している住民からしますと北杜高校の通学を含めて、いろんな意見を聞いています。まず狭くて曲がりくねった、草木の生い茂った見通しの悪い、冬場は凍結をする。日ごろから日野春とか長坂へ行くときには危険を感じながら利用している。ここは当然、学校の保護者も通る、学校

の通学路として、今すぐにでも改善をしてもらいたいという、こういう要望も聞いています。

そんな観点からいくつか質問させていただきますけども、あそこに隧道がありますけども、ほとんど一車線、1台の車しか通れない、対面通行をしなければならないというふうな隧道があります。長い間の懸案事項だというふうな話も聞いていますけども、やっぱり1つのコミュニティをつくるためには、ああいうふうな障害は、いろんな意味から解消をしていく必要があると思いますけども、そのへんの経過と、あるいは今後の考え方についてお伺いします。

あそこを通ってみますと分かると思うんですけども、浮石のようなものがたくさんある、ほぼ垂直な切土の法面があります。ずっと通ってしまえば分からないですけども、車で止まってみますと大変怖いような状況だと思います。その整備。そして歩道がないから歩道も整備してもらいたい。竹やぶがあって日当たりが悪い。立木があって草がありますけども、そんなふうなものは簡単に撤去できるではないかというような要望。またしいて言えばあそこは非常に草木がなければ展望もよいし、景観形成のためにも低い木なんかを植えたり、あるいは花を植えるようなそういうふうな整備がいいだろう、あるいはガードレールなんかも色調を少し検討したらどうか、そんなふうなことも言われています。目に見える形でこういうふうなものの整備をすることによって、そのコミュニティといいますか新しい学区、新しいまちづくりというふうなものにつながっていくのではないかなという気がしています。そういう障害を取り除くことがまず必要かなと思います。そういう意味でお考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

千野秀一議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうから野猿返しということでご説明を申し上げたいと思います。

あれにつきましては、県道日野春・横手停車場線のトンネルが出る前は主要道路でありました。県といたしましても街路灯の整備をしたりということはしているわけですけども、議員ご指摘のとおり隧道については非常に狭いと。県のほうでも前にはオープンカットにするというふうな話もありましたし、現在は日野春トンネルができましたので、なかなか整備が思い切っでできないというふうな状況だと思われまます。私もたまに通勤のときに通るんですけども、昔よりはよくなったなということは思うんですけども、まだまだ今言ったように子どもが暗いときに帰ったり、そういうときには危険だなと。昔どおり危険だなというふうに感じております。県の管理でありますので県と協議させていただいて、早急に対応したいというふうにご考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

今、道路関係、たまたま例に挙げていただいた野猿返しという点につきましては、建設部長が答弁した内容ということであります。

学校統合に向けた取り組みということで、想定される通学路の整備ということも踏まえてということだと思います。想定される通学路の整備についてでありますけども、今、例に挙げて



いただきました野猿返しについては説明会、意見交換会においてもご質問をいただいたというところであります。現時点では具体的に、今、議員さんがおっしゃったような具体的な要望という形にはまだなっていないということであります。今後、各町において意見集約が図られていく過程で通学方法、それからスクールバスの対応、また通学路の整備等々、さまざまな課題が挙げられてくるというふうに思っております。こうしたことから保護者の要望を伺いながら、また適切な通学ルートを選定などを含めて、例に挙げていただいた野猿返しの整備など所管部署との関係を強め、連携しながら対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

それでは、学校給食についてお伺いいたします。

学校給食課のほうから9月号ということで、食材の価格が高騰して給食費では原材料の仕入れが難しい状況になっていますと。これは今後も続くことが予想されますと。仕入れの材料の調整を行いながら運営を今後していきますという、そういう9月号の保護者へ対するお知らせが出ていました。厳しい状況が続くというふうなことが書いてあるわけでありまして、ただ先ほども言いましたけれども、給食費の値上げをすることなく助成等で対応するという話でありますけれども、それはよいことだと思います。それにつきましても、今言ったような現場のほうで非常に厳しい状況の中で対応しているということをお父兄の皆さんにお知らせすることは、それはそれなりの効果といたしますか、実情を知ってもらうためにいいことかもしれませんけれども、ただそのことによって不安を招いたりですとか、あるいは子どもたちに質、量のことについても懸念を持たれるようなことのないような取り組みをしてもらいたいということです。そのために先ほどのなんらかの予算を盛るというふうな話でありましたけれども、ここらへの考え方は早急な対応が必要だと思いますけれども、そのへんの考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

給食についてということで、今般の値上げ等に伴って大変苦心をしているというふうな状況でございます。そうしたことで、今回9月の給食のお知らせの中にも今、議員おっしゃるとおり現状などについてご理解をいただきたいということも踏まえて、ご連絡の中に一部入れてお知らせをしたという内容でございます。

たしかになかなか、これだけ急激に物価が上がっていく、また9月には乳製品等々もたくさん上がってきたというふうな状況も踏まえて、今後もやはり9月の給食のお知らせに知らせて苦心をしているという状況以上に、改善がなかなか今年度は見られないということも考えております。そうした中でお答えをさせていただきましたけれども、早急にまた対応をして子どもたちの栄養の確保には努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

最後の質問の再質問をさせていただきます。

一番最後、川俣川の遊歩道の件です。

知っている方は、行ったことがある方はよく分かっていると思いますけども、この溪谷は八ヶ岳の南麓にある深さが50、60メートルもあるような溪谷でありまして多くの滝もあります。そして奇岩、奇石がありまして、通常は手軽に行ける遊歩道であります。キープ協会のほうから行けば割に簡単に行けるんですけども、現状は少しの雨が降っただけでも飛石ですから、遊歩道を渡ることができません。渡ることができなければ遊歩道としてほとんど機能しないという、そういう状況であります。先ほど県とも協議をしていくということでありましたし、それまでの代わりの橋のようなものを付けるということもなく、県との協議のもとに新しい橋を架けたいというふうな答弁だったと思うんですけども、本当に八ヶ岳南麓の大変素晴らしい資源だと思います。その溪谷美をぜひ見てもらうためにも、新しい強い橋を架けてもらうという話でありましたけども、何年もかかっていたんでは大変もったいないという、そんな気がしています。一刻も早く県のほうと強力に協議をしていただいて安全に渡れる、そして利用者が、かなり大勢の方が利用すると思いますから、安全で新たな名所になるような橋の形を考えていただいて、しっかり取り組んでもらいたいと思いますけども、そのへんのお考えを再度お願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

千野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁したとおり1級河川であり、県との協議も必要になります。前回のときにも、現場のほうはちょっと重機が入らないところですから、ちょっと簡単にというところも早々にできないわけではございますが、観光客、下流には吐竜の滝等もありますから、時間等をかけずに比較検討を含め、早急に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

千野秀一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

北杜クラブの代表質問に関連しまして防災・減災について、あと空き家対策の2項目について関連質問をさせていただきます。

まず防災・減災についてですけども、先ほどの答弁の中で積極的に自主防災組織を設立していきたいと。また、今まで以上に行政が関与しながら促していくという答弁だったと思います。そこで事例をちょっと紹介しながら見解をお聞きしたいんですけども、まず県が指定しております土砂災害特別警戒区域、警戒区域もありますが特別警戒区域、下流地域の集落、そういった地区、行政区を自主防災の設立の状況はもちろん把握していると思いますが、そういった点からまず指導といえますか、お話をしていくべきではないかと思えます。

それとこれは高根地区でございますけども町政の時代に区長、班長には防災用の資機材としてヘルメット、ラジオ付きの拡声器、誘導灯というか赤いランプ、これを貸与しております。そういった中で区長がもう主導的に、自主的に区民に指示といえますか、リーダー的な形で防災訓練を行っているわけですけども、ほかの地区でこういった資機材、自主防災組織を設立してある地区においては資機材の補助の関係で導入等も図られているとは思いますが、仮にそういった防災に関する資機材をまったく保有していないとか、整備されていないような地域があるならば、こういった機会にそういった組織を設置する過程の中で、一応そういった形を取ることも意識の向上、またはその推進には非常に有効ではないかと考えますが、現状と私、今お話ししたことについての見解をお聞きします。

それから空き家対策ですけども、先ほどからも定住促進計画、企画部のほうで、今年度ですか策定をするというふうに進めていると。空き家については今、総務部の地域課のほうで所管で扱っているといったことだと思います。答弁の要旨からいけば、定住促進にはリフォームとか中古のそういった財政的な支援も視野に入れて、定住を促進していくということの中ですけども、この空き家の利用、活用を促進するための事業の内容をお聞きすると、市内の宅地建物取引業者10社にも紹介しつつ、推進を図っているとお聞きしておりますが、これに対する、成約に対する報酬とか少しはきっかけになるような財政的な形が今現在取れているのか、ないというふうには理解しておりますけども、ここで1件、紹介をしたいと思えますけども、やはり近年、全国的に課題であります空き家、空き地の売買、賃借を推進する事業、補助金ですけども、富山県にある2万6千人の町でございますけども具体的には貸与促進補助、賃貸契約から1年以上経過したら1年間の家賃の2分の1以内を交付しております。これは上限5万円ということですけども、これは貸主、また売主にとっては補助金があると、売主にとってもそういった補助を充てていると。借主に対しても、借りた方にはその改修に対して、中古住宅ですから、家屋ですから改修費用の2分の1以内を交付、上限は20万円。ただし町外から来て、中古住宅を利用するときにはそれにプラス10万円まで、この改修費用を助成するという形で具体的に取り組んでおります。

今、紹介した中で、企画のほうで長期的な若者定住を促進する定住計画を立てる、総務部とすれば地域の活性化のために空き家はなるべく高度利用したいと。地域の安全のためにも。そういった2部の横断的にしっかりと、今回も定住促進に空き家を利用するという観点から、来年度になろうかと思えますけども、そういった補助事業もやはり104名希望があって、2件、成約というか、そういった提供できる種類も多様ではあると思えます。例えば10年間空き家だけ借りて、そのあと住宅建てたいとか、いろんな希望があるかと思えます。

○議長（渡邊英子君）

簡潔にお願いします。

○15番議員（中嶋新君）

そういった観点で2部の連携で、来年度から具体的に対応したらいかがかと考えますけども、見解をお聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋議員さんの関連質問でございます。

最初に自主防災組織の、各行政区の設置に向けての取り組みということだと思います。

先ほど土砂災害警戒区域の下流にある集落にも、特にそういった自主的な設立に向けて説明会をして地域住民の方々の意識の醸成、高揚を図って自主防災組織を立ち上げたらどうかということでございます。まさしくそのような箇所にも先ほど答弁を申し上げましたけども、こちらのほうから各行政区に出向きまして、自主防の設立に向けて説明会をしていきたいと考えています。

またその中で自主防災組織を設立すれば助成制度がございますので、その中でも資機材等の助成があるということも併せて説明する中で、自主防災組織の設立に向けて努力していきたいというふうに考えています。

また次の空き家対策の関係でございますけども、助成制度の充実ということでございます。定住促進計画の中でそのへんのことについても助成、例えば改修費用の中身とか内容とか助成の制度の中身とか、そういった具体的なことを当然、定住促進計画の中で財政的な面も含めまして検討していきたいというふうに考える中で、やはり先ほども地域資源ということを申し上げましたので、せっかくそういった資源がございますので、市としても有効に活用して地域コミュニティの活用にもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

関連質問をさせていただきます。

ただいまの防災・減災のところでもう1回できるわけですね。

○議長（渡邊英子君）

1項目1人です。

○9番議員（中山宏樹君）

1項目、駄目ですか。そうですか。

それでは、学校給食についてお伺いいたします。

私も学校から給食のお知らせの9月号というものを見まして、びっくりしたところでありませう。それから子どもたちに聞きましたところ、最近非常に少なくなっているということで、おかわりはちょっとないということです。育ち盛り子どもたちが腹いっぱい食べられないということは非常に問題でありまして、バナナが4分の1カットとか、それはちょっと厳しいんではないかなと。栄養士さんが苦労しているのは非常に分かりますが、やはり円安等で輸入食材

が上がっている。消費税で上がっていると理解はできますが、子どもたちが腹いっぱい食べられないというのは非常に問題であります。ですから早急に助成を入れてもらいたい。値上げするにしても来年の4月とか、そういう区切りのいい場所になるかと思えます。それまでに助成を入れてもらわないことには子どもたちが腹いっぱい食べられない、この状態について教育委員会の見解をお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中山議員の関連質問にお答えいたします。

たしかに量が少なくなっているという状況ですが、たまたま量的な部分というところで見ると、やはり材料の仕入れの中で調整するというふうな部分では、主食である部分についての栄養価というものは確保する。その中で切り詰める部分というのはやはりおやつといいますが、デザート的な部分に偏ってくるというところがございます。そうしたことも踏まえて今回、先ほども答弁させていただいたとおり、早急な対応をしてみたいと考えておりますのでご理解をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

早急に助成を入れていただけるということによろしいでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

関連質問の再々質問にお答えいたします。

たしかに早急にというふうな状況ではありません。ただ実際には、今ちょうど半年近く経過するという状況でございますので、今回こういう形で答弁をさせていただいておりますので、今後どれだけ不足分が生じているかということもしっかり判断をして、必要な栄養価に対してどのくらいのものが必要かというふうな状況も捉える中で、当然その12月までに今ある予算の中で対応ができるということを考えておりますので、補正するなどというふうな形にするのかということはまた別にして、そういう今ある予算の中を差し引きするというものも考えられると思っておりますので、そうした工夫の中で対応してみたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月24日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。  
大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時41分

平成 2 6 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 4 日

平成26年第3回北杜市議会定例会（3日目）

平成26年9月24日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

9番	中山宏樹君
4番	福井俊克君
1番	上村英司君
16番	保坂多枝子君
13番	篠原眞清君
11番	清水 進君
3番	齊藤功文君

2. 出席議員（21人）

1番	上村英司	3番	齊藤功文
4番	福井俊克	5番	輿水良照
6番	加藤紀雄	7番	原 堅志
8番	岡野 淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水 進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本 静	15番	中嶋 新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員

2番 小野光一



4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(38人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	政策秘書課長補佐	小澤章夫
総務課長	織田光一	企画課長	小松武彦
財政課長	斉藤毅	地域課長	仲嶋敏光
地域課防災指導監	花輪栄一	管財課長	中山晃彦
市民課長	谷戸松美	介護支援課長	中嶋登美子
健康増進課長	野牛嶋伸	環境課長	早川昌三
観光・商工課長	清水博樹	教育総務課長	井出良司

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

2番 小野光一君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は7人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、38分。次にほくと未来、52分。次に明政クラブ、14分。次に市民フォーラム、8分。次に日本共産党、15分。最後に無会派の齊藤功文議員、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願い致します。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

2項目にわたり、質問をさせていただきます。

まず第1に、救急医療体制の状況についてお伺いいたします。

最近の円安は急激に進んでおります。昔、円安は貿易立国の日本にとって好ましいとされておりましたが、今、円安になっても企業の業績が上がりません。以前の1ドル70円という時代、超円高の中で企業は工場をどんどん海外へ移転させていきました。しかも地方の工場を次々に閉鎖させています。80年代のころ、企業はこぞって地方へ労働者を求めて工場を建てました。その反動といいますが、30年ぐらい経った今、工場の老朽化などで新しく設備投資をしなければならなくなりました。新しく設備投資する場所が今は海外でございます。実際、山梨県は80年代は工場生産出荷額の伸び率では、全国1位になったこともあります。現在は最下位ということです。しかもここ3、4年ずっと最下位であります。これでは地方の経済はたまったものではありません。地方はますます疲弊していきます。若者の雇用がなくなり、私たちの子どもたちも都会の企業に就職せざるを得ません。ますます少子高齢化が進み、北杜市も消滅可能都市ということに入れられてしまいました。

そうした状況を踏まえ、超高齢社会の進展により救急需要の増大による対応が迫られております。2月14日、15日の観測史上最大の1メートル40センチもの大雪は、救急体制も麻痺させるすさまじいものがありました。16日の雪かき作業中には何度も救急車のサイレンを

聞きました。車が使えない状況の中では、救急車だけが頼りであります。救急搬送には大変なご苦労があったかと思われます。

10数年前に私の近所の60歳前半の方が2月の日曜日、深夜、頭が痛いと言われ何回か吐いたと聞いております。3時ごろ救急車を呼んだわけですが、なかなか受け入れ先の病院が決まらず、奥さんが言うには小淵沢インターで30分くらい待たされたといひます。結局、山梨医大へ搬送されたのですが、家を出て1時間半以上も経っていましたと聞きました。結局、このご主人はくも膜下出血ということで、残念なことに亡くなられてしまいました。

今後さらなる救急需要の増加が見込まれる中、救急医療体制の確保・充実は地域住民の安心と安全にとって重要な課題であります。地域における救急医療を成熟させるためには、行政機関だけでなく地域住民、医師会等関係団体、医療機関、介護福祉機関などが連携して実情に合った、きめ細やかな取り組みが必要となってくると思ひます。また地域住民も軽度な病気などの使用は慎むべきで、救急医療への理解を深めることが必要ではないでしょうか。

以下、伺ひます。

1つ、救急医療体制の現状について伺ひいたします。

現在、北巨摩医師会の皆さまが休日、夜間救急の当番制で救急医療をされている状況はどのようになっているのでしょうか。22日の代表質問の子育て支援ニーズ調査の回答の中でも、子ども医療に対して不安だという話が出ていましたが、幼い子どもが急に熱を出して困ることがあります。ただ泣くだけで、どこが痛いのか分からなくパニックになってしまいます。子ども救急医療はどうなっていますでしょうか。

2つ目、昨年の救急搬送件数、主な病院への搬送件数を教えてください。

3つ目、韮崎市民病院、甲陽病院、塩川病院管外以外の二次救急病院、三次救急病院の搬送状況はどうなっていますでしょうか。

4つ目、病院までの平均到着時間と最長到着時間はどのくらいでしょうか。

5つ目、県が運行しておりますドクターヘリの運行条件はどのようなときが対象となるのでしょうか。またヘリポートが発表されていますが、緊急時に備え万全な体制でしょうか、整備状況を教えてください。

次の項目の介護保険制度の変更への対応について、伺ひいたします。

日本では平均寿命の上昇などを背景に人口の高齢化が進んでおります。高齢化の進展に伴い社会保障費は増加が続いており、GDP比も上昇傾向にあります。社会保障給付費の財源は保険料収入や公的負担などではありますが、保険料収入が伸び悩む中、公的負担が拡大傾向にあります。65歳以上人口は2040年まで増加すると見込まれ、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、今後も社会保障給付費は増加が続くと考えられます。また1人当たりでみた医療や介護の給付費も増加傾向になっております。

今後、現役世代の人口減少が本格化し、これまでと同じ社会保障制度を維持し続けることには限界があります。本格的な高齢社会に入り、介護保険制度はどのように変わっていくのでしょうか。6月に成立した地域医療・介護総合確保推進法では高齢者に負担を求めたり、サービスの利用条件を制限するようであります。

高齢者が地域とつながりの中で、可能な限り地域で暮らしていけることを目的に生活支援が図られているこの制度が後退することがないようにしていただきたいと思ひます。

以下、伺ひいたします。

1つ、変更の主なポイントはどのようなことでしょうか。

2つ、要支援が市の事業に移るようですが、今までのサービスができますか。小規模多機能居宅介護のサービスはどのようになるでしょうか。

3つ目、医師が少ない中、訪問医療体制はどのようになりますか。在宅介護は大変ですので、体調が悪くなると救急車を呼ぶことになります。また訪問看護体制の現状はいかがでしょうか。

4つ目、独居老人の人数と対策はいかがですか。特に独居男性は会話が少なく認知症になる可能性が高いとされていますが対策はいかがですか。

5つ目、元気な年寄りもたくさんいらっしゃいます。大変ありがたいことですので、この人たちに何か特典は考えられませんか。

6つ目、仕事を辞めて介護をしている若年在宅介護者や70代、80代の配偶者を介護している老老介護者への支援はどのようなものがありますか。また長年、在宅介護をしている人も大変だと思います。例えば表彰みたいな慰労、感謝することは考えられませんか。また介護者同士の交流の場なり、情報交換の場はありますか。

7つ目、ますます増えると思う介護者をみる介護人材の確保はいかがでしょうか。

8つ目、この改正で一番重要視されている介護支援ボランティアですが、その現状をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

休日夜間救急医療と子ども救急医療についてであります。

現在、休日夜間の一次救急医療は北巨摩医師会が当番医を確保し、在宅当番医療体制により月曜日から金曜日まで毎日、1医療機関が午後6時から午後9時までの夜間診療を行い、休日は2医療機関が午前8時から午後6時までの診療を行っています。

市立2病院では、二次救急医療として休診日および夜間の午後6時から翌日午前8時まで診療できる体制を交互に行っており、また三次救急医療の山梨大学医学部附属病院や県立中央病院などへ搬送しております。子どもの救急医療については、山梨県小児初期救急センターに担っていただいております。市としても法令外負担金により利用者数に応じた負担をしているところであります。

次に介護保険制度の変更への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに介護保険制度改正の主なポイントについては、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実・強化と費用負担の公平化であると考えております。

次に在宅医療体制、訪問看護体制についてであります。

現在、市内で訪問診療を行っている医療機関は6カ所、訪問看護ステーションは5カ所あり、在宅療養者を支える要となっております。

今後、在院期間の短縮により医療依存度の高い高齢者が在宅療養するケースが増えると予想され、医療と介護の連携強化がより必要となります。

医療機関退院後、生活の場である在宅に戻り、その人らしい生活を維持できるように北杜市

介護保険事業計画策定委員会においてご検討いただき、本市における在宅医療体制、訪問看護体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

9番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

救急医療体制の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、救急搬送件数等についてであります。

峡北広域行政事務組合消防本部によると昨年の救急出動件数は4,188件で前年より289件増加し、1日平均出動数は11.5件となっております。このうち市内2病院および診療所への搬送件数は1,008件で内訳は塩川病院へ459件、甲陽病院548件、白州診療所1件となっております。

次に、管外の二次・三次救急病院への搬送状況についてであります。

管外の二次病院への搬送は甲府共立病院206件、市立甲府病院115件、富士見高原病院276件となっており、三次救急病院の県立中央病院402件、山梨大学医学部付属病院165件となっております。

次に病院までの搬送にかかる平均時間については通報を受けてから43分となっており、最長は1時間32分となっております。

次に、ドクターヘリについてであります。

ドクターヘリの運行については大ケガや大事故、急病などで生命の危険があると判断されるときや救急現場で専門の医師の早期診断が必要なとき、また重症患者の搬送に長時間かかると予想される場合など、消防本部がドクターヘリを必要と判断したときに要請しております。

ヘリポートの整備については現在、市内にドクターヘリのランデブーポイントが34カ所ありますが、峡北消防本部からの整備・新設要望をいただいておりますので県に要望しているところであります。

次に介護保険制度の変更への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後のサービスの利用についてであります。

今回の改正により要支援者の訪問介護・通所介護については、全国一律の予防給付から市町村が実施する地域支援事業に移行となりますが、この中で事業移行前からすでにサービスを受けている方についてはその状態等を踏まえ、ケアマネジメントでその必要が認められれば事業移行後でも必要に応じて既存サービス相当の利用が可能となる仕組みとなっております。また小規模多機能型居宅介護サービスについては、今までどおり利用できることとなっております。

次に、独居高齢者の人数と対策についてであります。

在宅ひとり暮らし高齢者は本年4月1日現在3,499人で、高齢者の5人に1人がひとり暮らしであるという状況であります。ひとり暮らしの男性高齢者は女性より増加傾向にあり、65歳から74歳までの前期高齢者のひとり暮らし高齢者の約半数を占めております。

ひとり暮らし高齢者へはご家族や民生委員、近隣の方々からの相談により地域包括支援センターの職員が訪問して対応しているところであります。また認知症になる可能性が高い要因として閉じこもり等があるため、心配のある高齢者については介護予防事業により、出会いや交

流の機会への参加をお勧めするなど、支援を行っております。

次に、元気な高齢者への特典についてであります。

市では介護認定されていない元気な高齢者を対象に社会参加として、また地域貢献をしていただくことを目的に介護支援ボランティア事業を行っており、活動に参加していただくと介護支援ボランティア活動交付金を最大で5千円交付しております。

次に若年の在宅介護者、老老介護者への支援等についてであります。

在宅介護者については地域包括支援センター等が相談支援を行っているほか、担当の介護支援専門員、また介護保険サービス事業所の相談員なども相談に対応している状況にあります。その中で介護方法の助言と指導、介護者の休息の確保や経済的負担軽減などの負担軽減への支援が最も多くなっております。在宅で寝たきり者、または認知症高齢者を介護している介護者で1年間介護保険サービスの利用がなかった方に対しては介護慰労金として7万円を支給しており、昨年度は4人に支給したところであります。また介護者同士の交流の場として在宅寝たきりや認知症高齢者を介護する方を対象に元気回復のつどいなどの交流会を行っており、昨年度は6回開催し66人の介護者が参加しております。

次に、介護人材の確保についてであります。

医療、介護の現場での人材確保は、国を挙げての喫緊の課題であると認識しております。今後、生産年齢人口が減少することから、本市において介護の経験者や医療介護の専門職でリタイアした方、これから就業を考えている方に介護や医療での現場で活躍できるような仕組みづくりを検討してまいりたいと考えております。

次に、介護支援ボランティアの現状についてであります。

介護支援ボランティアの昨年度未登録者は117名でありました。活動場所としては、特別養護老人ホームや通所介護事業所などの介護保険関連事業所および介護予防事業所、障害者支援施設、市内保育園、児童施設等であり、本年4月1日現在のボランティア受け入れ事業所は77カ所となっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、第1項目目の救急医療体制の状況について再質問いたします。

高齢者増加で出動件数が増えると予想されますが対策はいかがでしょうか。甲陽病院、塩川病院も医師が少なく、今、答弁がありました6時から8時まで1人とか、そういうわずかなスタッフではとても対応が難しいと思います。その状況についてお伺いいたします。

2つ目に全国では軽症で出動する事例が40%ぐらいあって、タクシー代わりに利用しているという批判もございます。本市の場合、1回当たりの出動経費、軽症で使わないようにしてもらえるような市民への理解を求める周知などはされているでしょうか。

次に子どもの救急医療は甲府の救急医療センターを紹介されますが、マイカーがなかったり、お酒を飲んで運転はできないという移動手段がない場合があります。この場合は救急車を呼ぶという方法でよろしいのでしょうか。

5番目に救急搬送時間が最長で1時間32分ということですが、この要因について教えてください。

6つ目にヘリポートについて、市内にはたくさんあるということは承知しておりますが、駐車場とか校庭などが主なところでありまして、駐車場等々もイベントで使っている場合は使用できない。校庭などはほこりがひどく水をまかなければ使用ができない、こういうふう非常に制限されているところがほとんどでございます。やはり緊急でございますから、緊急専用のヘリポートは必要かと思えます。このことについてお答えをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

はじめに高齢者の増加で出動件数が増えるということで、病院の医師も少ない中その対策はということでございます。

たしかにこれから高齢者が増えてきますので、救急で市立病院に搬送される方が増えていくと思います。先ほどの答弁でもありましたけども、夜間休日は北巨摩医師会が在宅医療を担っていただいておりますので、その時間帯はそちらのほうに行くということもできますけども、それ以外の時間はやはり市立病院ということになってしまいます。医師が少ないんですけども、診られないものはちょっとまた、ほかの二次医療に行かなければなりませんけども、診られる限り市内の病院で対応していかなければならないというふうに考えておりますので、そこは増えても仕方ないかなと。対応を先生方に一生懸命やってもらうということになります。

次に2番目の軽症で出動する事例が増えている、タクシー代わりに利用されているんじゃないかということで、この点につきましては県でも救急車の適正利用を呼びかけております。市においても広報等で適正な利用を呼びかけていきたいというふうに考えております。

次に3番目、搬送時間の長い要因、最長で1時間43分ということですが、この要因につきましては先ほどもありました救急車を呼んで、救急車が二次医療の病院に搬送するわけですが、担当の医師が専門外であったりというようなことで次の病院を探すということで時間がなかなか、かかってしまうということが主な要因でございます。

4番目に子どもの救急医療ですね、甲府の救急医療センターが担っておるわけですが、お酒を飲んでしまったりとかマイカーがないという方の対応ですが、原則としまして公共交通機関を利用していただく、タクシーを利用していただくということでございます。重篤な場合は救急搬送を依頼していただくこととなりますけども、くれぐれもタクシーの代わりというような利用は避けていただきたいと思いますと考えております。

次に5番目としまして専用のヘリポートが必要ではないかというようなご質問だと思います。

市内には34カ所のランデブーポイントがございます。峡北消防本部としては旧町村に1カ所、専用で停まれるところがほしいという要望がございます。承諾がいただけることから、そのような整備をしていきたいというふうに県のほうにも要望しているところでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

再質問の中で1回の出動経費が、ちょっとお答えがなかったかと思います。

それから利用者の意識として、救急車を呼べばすぐ診てくれるという意識があります。これをなんとか周知してご理解をいただいて、二次救急の甲陽病院、塩川病院のほうへ行っていただかないと救急車を使ってしまうということになるわけですが、夜間の軽症の病気の場合、その場合は峡北消防本部へ相談をするということでもいいわけですね。なるべく救急車を使わないということが必要かと思われま。

それから22日の代表質問の開業医の先生等の医療連携ができたということですが、大変うれしい限りでございますが、一歩進めて提案でございますが、甲陽病院の内科医、塩川病院の内科医、救急医療にあたるのは1人や2人ではなく、やはり難しい状況かと思われま。先生たちがオーバーワークで倒れてしまってはどうにもなりません。ですからできれば開業医の先生方に塩川病院、甲陽病院に時間に入っていただくことは考えられないでしょうか。

また一部の先進地で始まっております電子カルテにおいて、情報の共有化ができれば救急医療にも非常に役立つと思われまですが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めま。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再々質問にお答えさせていただきます。

はじめに1回あたりの出動経費ですか、全国的には4万円と言われておりますが、峡北消防では大体7万円程度かかると聞いております。

次に軽症の場合の救急車の搬送ということでございませが、夜間救急の峡北消防に連絡すればいいかということですね。在宅の救急医療の当番制につきましては、救急車を呼んでしまうと、もう救急車は二次医療に行ってしまうんですけど、峡北消防本部に問い合わせをしていただく、今日はどこが当番医だということでも問い合わせをしてくれると今日の当番医を紹介してくれるようになっております。

したがいまして、ここも少し広報等で軽症の場合というか、軽いような場合は峡北消防本部に問い合わせをして、今日の当番医を教えてもらうというようなことを周知していきたいと考えております。そうすればいきなり救急車というようなことにもならないと思われまので、そのように考えています。

次に開業医の先生方が甲陽病院、塩川病院での協力体制ができないかというところでございますが、これにつきましては過去に峡北地域救急医療検討会というものがございますが、それは今もあるんですけど、その場で二次救急病院で開業医の先生方が救急を夕方から12時ごろまで担っていただくような体制はできないでしょうかというような取り組みを検討した経緯がございます。行政、医師会、病院、消防で協議しております。結果としてできないということで現状になっております。

次に電子カルテを使えば救急にということでございますが、そこはちょっとどのようになるかはまだ何もできておりませないので、これからどうできるかということは考えていきたい



と思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、次の介護保険制度の変更の対応についてお伺いいたします。

今回の改正において居宅介護者を増やす方針のようですが、訪問看護がうまく機能しないとなかなか難しいではないでしょうか。医療・介護連携が必要だと思います。またそれぞれの責任もごさいます。このへんはどうなっていますか、お伺いいたします。

次に独居老人などが増えてくれば、地域の人たちの手助けが必要かと思われま。地域福祉活動の担い手や見守りなどのコーディネーターの育成、地域協働の介護マニュアルなどが必要ではないでしょうか。この策定をしていくことがありますでしょうか。

3つ目、要支援がなくなるということは要支援者の自立を目指す自立支援マネジメントが必要かと思われま。この対策はいかがでしょうか。

4つ目として介護職は給料が安く、いわゆる3Kと言われております。今回の改定で待遇面ではどうなりますでしょうか。

5つ目、在宅介護をしている人たちの苦勞は大変なものがあるかと思われま。例えばですけども、介護保険料を安くするとかそういう方法を取ることはできないでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めま。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

はじめに居宅介護者を増やす方針の中での訪問診療、訪問介護についてうまく機能しているかどうかというようなご質問だと思うんですけども、現在、訪問診療、先ほどの答弁の中にもありましたけども、訪問診療を行っているのは6医院でございます。また訪問看護は5カ所の訪問看護ステーションが行っています。一番の課題はやはり人材の不足ということでございまして、病院からの退院後を支える診療所もしくは開業医との連携問題、かかりつけ医、すべての医師が訪問診療をしていないというようなところが課題だと認識しております。

今後は医療と介護と連携の中で、切れ目なく提供できる体制を目指していく必要があると考えております。

次に2番目の地域福祉活動の担い手の育成、リーダーやコーディネーターの育成というようなことと介護マニュアルが必要ではないかということでございませけども、担い手の育成につきましては、地域福祉活動の主役が地域で生活している市民全員でございます。そのため担い手育成につきましては、地域づくりの第一歩で重要な部分でございますので、今後は専門家など関係者と協議していきたいと考えてございませ。

介護マニュアルが必要だということにつきましては、要介護者や介護家族の当事者だけでなく地域の方々が当事者の立場に立って病気や状態を理解し、対応の仕方を知って身に付けるということがマニュアルに代わるようなものだと思っておりますので、理解すること、見守る

こと、応援すること、そのような地域づくりを考えていきたいと思ひます。

次に3番目の要支援者の自立を促すことですね。自立対策についてだと思ひますけども、要支援の状態というのは、心身の機能が改善する可能性が高い状態を指してあります。そのため市ではふれあい広場、ふれあい処などさまざまな事業を展開しているところであります。

次に4番目の介護者の待遇でございますけども、ここにつきましては国でも介護者の報酬を上げるような対策を取った経緯がございます。市として、特にそこについての対策をこういうふうにするというようなことはできませんので、介護報酬の中でみていただくしか手がないというふうを考えてあります。

最後に、在宅で介護をしている方の保険料を安くできないかというようなところでありますけども、先ほども答弁いたしましたように在宅で介護をして介護保険を使わない方につきましては、年間7万円では多少ではございますけども慰労金を支給しているというところでありますのでご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

往診の費用が今までよりちょっと安くなったということを知ったんですけども、これは時代に逆行する動きではないかなと思ひますけども、これは往診の費用をまた上げるということをしなないと、先生方もなかなか往診は手間がかかりますのでやりたがらないということになりますけどもそのへんはいかがでしょう。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再々質問にお答えいたします。

往診の費用について安くなっているのではということですけども、私が厚労省のほうの資料的なものをちょっと見ている中では、平成26年度の介護報酬の改定でも在宅医療を手厚くするというので、地域の病院ではなくて地域の診療所の先生方が積極的に往診に出いていただけるような報酬体制に持って行くということ、その部分は手厚くなるというふうに向っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで9番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

私のほうから防災対策について、伺いたいと思います。

近年、異常気象による災害が目立ち、最近では広島県の豪雨による土石流の発生で未曾有の被害をもたらしました。被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。

本市でも昭和34年8月14日の台風7号、昭和57年8月1日の台風10号、最近では今年2月の大雪による被害等は、忘れてはならない災害となっております。

私たちの住む南アルプスの麓で急峻な地形と大小多くの河川を持つ白州、武川地域においてはこれらの過去の災害を風化させることなく、自然災害の怖さを後世に伝えていく活動としてNPO法人 甲斐駒清流懇話会において地域の小学校を対象に砂防校外授業を行っております。これらの活動により地域住民の災害に対する関心度が高まり、最近では大武川に架かる駒城橋の架け替えを強く望む声、または自主防災組織の組織率の高まり、これらが表われております。

いつ起きるか分からない災害に対応するための地域防災計画の見直しと、その体制整備が急務となっているところでありますが、以下についてお伺いいたします。

まず第1点目ですが、北杜市地域防災計画の見直しの状況についてお伺いいたします。

2番目として、現地域防災計画では市内に避難地36カ所、避難所39カ所が指定されておりますが、その多くは避難地と避難所が隣接し、避難するときには適切な避難者への対応ができるものとなっております。しかし中には避難地のみで避難しても、一時的な避難はできても風雨もしのげない避難地もあります。避難勧告は甚大な災害が発生する恐れがあるとき、または被害がすでに発生したときなどに発せられ、それが昼夜あるいは天候などに問わず発令されると考えられます。機能等の整備を図る必要があると考えますが、お伺いをいたします。

3点目でありますけれども、避難勧告と指示について、災害が発生または発生する恐れのある場合、避難勧告については現在の防災無線では不安を感じております。その対応についていかが考えているか、お尋ねをいたします。

以上3点をお伺いいたします。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域防災計画の見直し状況についてであります。

本年5月に行政区に対し実施した防災に関するアンケートでは、大雪に対する除雪の対応を求めるご意見をいただきました。また2月の雪害対応に関する各部局への調査では、積雪時の参集体制や市民への情報伝達、帰宅困難者に対する避難所の開設等についての課題が挙げられました。

これらの検証をもとに県の地域防災計画の見直しが10月末に予定されておりますので、整合性を取りながら北杜市地域防災計画の見直しを行ってまいります。

次に、避難地の機能等の整備についてであります。

避難地は一時避難場所として不安や混乱を防ぎ、避難・情報伝達・応急救護などを行うための場所です。

現在、市で指定している避難地のうち3カ所については避難所と隣接していない状況にありますが、避難地では避難者の確認や災害状況等の情報伝達、ケガ等の応急処置などを行い次第、順次、避難所に移動していただくことになっております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

4番、福井俊克議員の防災対策についてのご質問にお答えいたします。

防災行政無線は、地形や風雨により聞き取りにくい場所もあることから、防災行政無線を補完する手段として、防災行政無線電話自動応答システム、ほくとほっとメール、緊急放送エリアメール、ツイッターを使用しております。また状況に応じて、市の広報車や消防団による広報を行うこととしております。

なお、エフエム八ヶ岳を利用した緊急防災情報も予定しており、緊急の際にはテレビ・ラジオ等の報道機関を通じた周知も行います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず避難地の整備であります。先ほどご答弁をいただいたわけですが、一時的な避難場所を指定しているということですが、やはりこの一有事のときに夜間、雨風等も吹いているというような状況の中で、一時的な避難であってもある程度の避難地においては、そこへ身を寄せる場所もあったり、そういう場所がなければ私はならないと思います。そのためには例えば仮設的なテントがあったり、あるいは照明器具があったり等、必要とされる防災の備品がある程度、保存できる簡易的な倉庫等の設置も必要ではないかなと、このように思っております。それが駄目であれば、また今回、計画しております防災計画の見直し、これらによりまして再度、避難地と、それから避難所の再確認をしていただきながら適切な避難地、避難場所ができるような、こういう計画をつくっていただき住民に周知していただければ、住民は安心してこの防災計画の内容等を周知していただける中で、安心感を持てるのではないかと、このように思っております。そのへんについて再質問をいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

福井俊克議員の再質問でございます。

避難地の中に避難所が併設されていない箇所があるという中で、そのへんも一時的にしても身を寄せる場所だということで、再度、設備にしても確認をしながら住民への周知をしたかどうかということでございます。当然、一時避難場所としての場所でもございますけども、やは

り今後、先ほど説明しました3カ所の併設していない避難地があるわけでございますけども、今後、再度この避難地の3カ所も含めまして現地調査をよくしまして、先ほども答弁しましたけども地域防災計画の見直し時に併せまして、そこが適切な避難所として可能かどうか併せて検討・研究してまいりたいと思います。そういった有効な施設があれば、またそういった施設も有効に活用しながら見直しの中に入れてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

塩川兩岸の環境について、質問させていただきます。

塩川沿いに住む須玉町、明野町の住民は悪臭に悩まされています。塩川沿いに野積みしてある堆肥から発せられる臭いが原因であります。旧須玉町時代の平成7年には須玉町藤田地区から悪臭公害の改善についての申し入れ書が提出され、改善する旨の回答書が提出されました。また平成21年には北杜市から業者へ悪臭への指導があり、対策方法の報告書が提出されました。しかしながら悪臭は近年ますますひどくなる傾向にあります。また農業用水路に堆肥が流れ込み、下流域の水質や田への悪影響を心配する声が多くあります。またダンプカーが1日に何台も土のような物質を持ち込んでいますが、それがどのようなものなのか分からずに住民は不安に感じております。

このような状況の中、明野町上神取地区からは平成24年から3年連続で改善の要望が出されております。また平成24年には須玉町中小倉地区から、また平成26年9月には須玉町藤田地区からも改善の要望が出されております。

以上のような状況を踏まえ、以下2点ご質問させていただきます。

1．須玉町藤田地区、大豆生田地区、大蔵地区、東向地区、上神取地区などで悪臭がひどくなっており、要望書も出されておりますが行政の対応は、どのようになされているでしょうか。

2．ダンプカーで大量に持ち込まれている物質を行政では把握しているでしょうか。

以上2点、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

上村英司議員の、塩川両岸の異臭への対応についてのご質問にお答えいたします。

塩川沿いに居住する住民等から異臭などの苦情が以前から寄せられており、これまでに臭気測定および水質検査等を実施し、指導等をしてきたところであります。

本年も苦情が寄せられたことから山梨県中北林務環境事務所のご協力をいただき、塩川沿いに野積みしてある2カ所において、専門業者による臭気測定を今月12日に実施し17日に測定結果が報告されたところであります。

その内容は、測定地点2カ所のうち1カ所で悪臭防止法で定める規定基準である臭気指数13を上回る18という結果が報告されました。この測定結果を受けて今後、改善勧告・改善命令等の指導を行ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

1番、上村英司議員の塩川両岸の環境についてのご質問にお答えいたします。

塩川両岸に、大量に持ち込まれている物質の把握については、県・市において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき現地調査を実施したところであり、搬入された物質は土砂であるとのことですが、周辺住民より異臭が激しいとの苦情が寄せられていることから、原因と思われる物質等については、今後も県と連携し状況把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

3点について再質問させていただきます。

1点目は平成21年に北杜市の指導に対しまして、業者から悪臭の対策が示されました。この報告書には、悪臭の飛散をブルーシートで隙間を塞ぐなどして抑制する取り組みが示されておりますが、報告どおりに実施されたのでしょうか、その点を伺いたしたいと思います。

2点目といたしまして現在、農業用水路の脇に異臭のする土砂などが野積みされております。雨水などと一緒に水路に流れ込むことが予想されます。この農業用水路は藤田地区の下流の田んぼの水を潤す水路でありまして、下流域の耕作をしている住民も大変危惧しております。田への影響などはないのでしょうか、伺います。

3点目といたしまして、先ほど市長からご答弁いただきましたけども、このたびの調査によりまして、臭気の基準13という数字を大きく上回る18という数字が検出されたということでございます。これは客観的に悪臭が裏付けられたということでございます、早急に改善の対策を講じるべきであると考えます。

先ほど指導していくということでもございましたけども、具体的にはどのような指導を講じていくのでしょうか、伺いたしたいと思います。

以上3点、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

上村議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、平成21年の悪臭の対策についてということですが、平成21年に悪臭対策が示されました塩川下流域に位置する業者につきましては、悪臭の飛散を抑制する対応として施設内の軒下の隙間をブルーシートで塞ぐなど、いくつか指摘された内容について報告どおりに実施されております。また現在においても指摘された内容どおりに対策がなされていることを確認しております。

2点目ですが農業用水路の影響ということですが、平成25年5月より藤田水利組合、また藤田区、西部家畜保健所、中北林務環境事務所と市により塩川両岸の環境について数回にわたり打ち合わせ等を行いました。そのことを受けて平成26年1月31日に該当農業用水路の水質調査を実施し、結果としましては農業用水基準値の範囲内の値であり、農業用水として問題がないという結果が出されました。そしてその旨を藤田水利組合にも報告をしております。

最後の3点目ですが、今後の具体的な対応ということですが、市長のほうから答弁もありましたが測定箇所については飛津橋の上流域および下流域に野積みしてある土砂周辺の各2カ所で測定を実施しました。悪臭防止法第8条第1項に基づき、規制基準を上回ったことから期限を定めて施設運用の改善や悪臭原因物を減収する措置などを講じることを勧告します。またこれに従わないときには、同条第2項に基づき相当の期限を定めてその改善命令の措置を取ります。今後も法律に定めた措置を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

再々質問をさせていただきます。

この悪臭の問題は地元藤田地区だけで対応しようとしても、なかなかしり込みしてしまう現状がございます。やはり行政の強力な指導が必要であると考えております。藤田地区やみずき団地などでは朝、窓を開けられない、また布団を干せないというような、大変悪臭が臭う日もございます。またこの地域には多くの市営団地や市立病院などがありまして、若者が定住しようとしても大変多大な影響があるというふうに考えております。

先日、藤田地区の総会で、地域でこの問題に対して一丸となって対応していこうというような意思統一が図られたところがございます。ぜひとも行政にも強力な指導を行っていただきまして、地域と連携しながら改善に向けて対応していただきたいと思ひます。改めまして今後の行政のバックアップなどの対応に対しまして、お伺いさせていただきたいと思ひます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

1番、上村英司議員の再々質問にお答えいたします。

今後の指導に対する行政の対応ということで、市も以前から地域の要望を受けまして悪臭防止法に基づく臭気測定や水質検査の実施をしまいましたが、この問題の解決を図るためには地元の方々の協力がなければ解決が図れないことですので、今後も引き続き当兩岸の環境について情報を共有する中で、市としましても悪臭防止法、水質汚濁防止法など他の各種法令の適用で対応していきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司樹君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

空き家・空き店舗の活用策について伺います。

金木犀の甘い香りが漂ってきます。黄金色に染まる田んぼに赤とんぼが舞い、秋も深まってきました。北杜市も紅葉の美しい季節を迎え、さまざまなイベントが企画されており、行楽客も増えることと期待しています。素晴らしい景観を持ち魅力のある北杜市ではありますが、残念なことに少子化・高齢化は進む一方であり、喫緊の課題として議会でも多くの方が質問しています。若者の定住が進まず地域には一人暮らしの高齢者をはじめ、老齢の家族が増えてきています。人口減少を食い止めるには、一人でも多くの方が住んでいけるような施策が必要だと考えています。

高齢になり行動が思うに任せなくなったり、介護が必要になると生活自体が成り立たず、住み慣れた家を離れざるを得ない状況になり、結局空き家が増えてしまいます。利便性の高い都市部に人口が移動してしまう1つの要因ともなっています。

また商店街の通りにはかなりの数で、シャッターが閉まったままの店舗が見られます。駅を降りて正面に空き店舗があることは、せっかく期待を持って本市を訪れた観光客の目にはあまりにも寂しい光景です。何事にも第一印象が大切であり、シャッターが閉まったままの状態は市のイメージダウンにもつながり今後の観光政策としても大変マイナスになるものと考えます。

全国のほかの自治体、たしか2カ所だったと思いますが空き店舗に対し固定資産税を増額して活用の推進を図っているところもあります。なんとか解消できないものかと頭を悩ましているところです。

活用方法として高齢者や地域の人たちの交流施設に利用する、また観光者向けの地域の文化振興などを踏まえた体験会場など、こうした使用していない構造物を有効に使えば新設の必要がなく市民や来訪者にとっての利便性が図られ、また活性化が図られると思っておりますが以下伺います。

空き家だと判断できる中古住宅の活用をどのように進めていきますか。

空き店舗の活用策はありますか。

空き店舗の活用を通して、地域経済の活性化を図る手段は何かありますか。



以上3点について、質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の空き家、空き店舗の活用策についてのご質問にお答えいたします。

市内において商店街の空洞化が進み、空き店舗となった商店のシャッターが閉まり、商店街全体が暗いイメージになっていることは、全国的にも共通した課題であります。

市では北杜市商工会と連携し、ポイントカード事業等の商店街への活動支援等を行い、商店街の活性化を模索しておりますが、店舗の事業縮小や後継者不足、空き店舗の活用策等、さまざまな課題を抱えております。

これらの課題に対しては、地域の商店街が地域の実情に即したビジョンを策定することが重要であり、今後、商工会と連携し地域の皆さまと意見交換を行い、活性化策を検討してまいりたいと考えております。

このような状況の中、清里駅前商店街では本年8月からNPO法人清里観光振興会と商店街の後継者が中心となり、清里駅前2世紀委員会を立ち上げシャッター街となっていた一部の空き店舗を借り、観光客に休憩スペースとして開放し、観光PRブースや音楽家の活動の場として提供する取り組みを始めております。

今月20日、21日には、駅前の民間駐車場において「軽トラマルシェ」を実施し、子ども向けのイベントや農産物等の直売など、駅前の活性化に地域が一体となって取り組んでおり、市としても今後この取り組みを支援してまいりたいと考えております。これらの取り組みが先進的なモデルとなり、他の商店街へ広がっていくことに期待しているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

16番、保坂多枝子議員の空き家の活用策についてのご質問にお答えいたします。

北杜市においては平成19年度に空き家情報登録制度、いわゆる空き家バンク制度の導入に併せて地域委員の皆さまにご協力をいただき、地域の空き家調査を実施するとともに行政区回覧などを通じて制度の周知を図ってまいりました。

しかしながら、たとえ所有者が判明した空き家であっても所有者自身が年に数回使う、家財がそのままになっているなどの理由から、なかなか活用につなげていない状況にあります。

市としては集落内に点在する空き家を潜在的な地域資源と捉え、その実態をいま一度整理し、適切に把握することが重要だと考えております。地域の方や所有者にも空き家の価値を再認識していただき、地域に生かせる仕組みづくりも必要でありますので、区長や地域委員の皆さまのご協力をいただきながら、空き家物件の掘り起しを行ってまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

再質問させていただきます。

1つ目ですが空き家についてです。先ほどの答弁にもありましたが、空き家には所有者が不明になってしまったもの、古くなって誰も跡継ぎがいなかったりということがあったりして所有者が不明なもの、それから年に数回使う、お盆とかお正月に使いたいというふうな年に数回使うもの、それから使う意思はあるんですが修繕が必要で使えないというふうないろいろなものがあると思います。答弁にもありましたが、家財がそのままになっているということが空き家を利用しにくい原因のように思います。この家財の片付けや処分をする費用を助成していくような制度があれば、もっと活用ができるのではないかと思います。この制度を検討するお考えがあるか、お聞きしたいと思います。

それから空き店舗なんですが、先ほど子ども向けのイベントなどを考えているような清里の事例を紹介していただきました。なんとかうまくいけばいいなというふうに願っているところでございますが、この空き店舗の活用といっても地域の思いだとか、それから考え方などいろいろな要因がありまして、一概に進めるといっても難しいというところがあるかと思います。またいろいろ事情があってこういうことをしたら、こういう方法があるということも見つけにくいという場合もあるかと思います。先進事例の紹介だとか、それから情報の提供を積極的に行って、こうしたことの活用につなげていくということも大切ではないかと思いますが見解を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えをいたします。

最初に空き家の中で所有者が不明とか年に数回しか使わない、また空き家の状態が悪いということで、それを使えるような状態にもっていく助成制度等の必要性ということでございますけども、この空き家を有効に使うということは、都市住民との交流と定住促進につながるということで、この空き家バンク制度を設けているわけでございますけども、定住促進計画の中でもこの空き家の有効活用というのは重要な柱というふうに考えております。今後も空き家バンクに登録されている物件、またあるいは空き家バンクへの登録をすることを条件に、先ほど議員もおっしゃいましたけども、家具の片付けや内装等の修理等に対しての、処分に対しての一定の助成制度というものも、今後定住促進計画に盛り込んでいく中で検討してまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂議員の再質問にお答えいたします。

空き店舗活用の先進地事例の情報提供についてであります。

空き店舗を活用した先進地事例は全国には多数ありますが、地域の特性に合うことが一番重

要な問題だと捉えております。先進地事例については経済産業省や全国商店街振興組合連合会、株式会社全国商店街支援センター等で数多く紹介しております。それにつきまして、商工会と連携を行いまして市内商店街への紹介も行っているところであります。

本市での活用事例を見ますと、長坂商店街の商業施設の跡地を活用してまちなか公園を整備し、商店街の活性化のために活用しております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

再々質問をお願いいたします。

先ほどの空き家対策ですが空き家バンク、助成というふうなお話もいただいていたんですが、ちょっと確認なんです。この助成制度を定住化計画に盛り込むということのご答弁でよかったですでしょうか。そのように取れたんですが、もしそういう答弁でなければ、ぜひこの助成制度を定住化計画に盛り込んでいただきたいというふうに思いますので、そのことについてのお考えを聞きたいと思います。

それから空き店舗の対策なんですが、この空き店舗も同じような理由で長期の休業になっているんですが、将来的に使っていかうと思っている。またもう開業はしない。あとは不動産として処分したいというふうに持ち主のほうは思っているんでしょうが、外見からではまったく判断が付きません。行政としても私有財産でありますので、指導するということはできたとしても、それ以上のことはなかなか踏み込むことができないんじゃないかなと思います。こうしたことから、この空き家バンクのように空き店舗に対しての空き店舗バンクというものを創設して、お互いの利用を図っていくようなお考えはいかがでしょうか。

2点お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

この助成制度が定住促進計画の中に盛り込まれるかということでございますけども、先ほども答弁の中で空き家を貸したいんだけど、そういった内情的なことではなかなか貸せる機会がないということもございまして、空き家バンクへの登録を、物件を登録しやすい環境づくりのためにも、やはりこういった助成制度を設けて定住促進計画に盛り込んで集落内に点在する空き家を整理といいますか、有効活用につなげるためにもやはりこういった制度を今後、計画の中へ盛り込んで検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂議員の再々質問にお答えいたします。

空き店舗バンクの創設についてというご質問だと思います。

市内商店街の空き店舗はさまざまな形態で多数存在している状況は承知しておりますが、老朽化や住居と併用しているなど活用には課題も多くあります。また空き店舗を求める問い合わせも少ない状況でございます。このため、このことにつきましては今後必要等も含め検討してまいりたいと考えております。また空き店舗を活用してほしい商工者がある場合につきましては、北杜市商工会と連携して情報提供を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、13番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

一般質問、1点についてお尋ねをいたします。

明野ふるさと太陽館は、合併前の明野村が村民の福祉の増進と都市住民との交流を目的として設置し、茅ヶ岳広域農道沿線活性化の中心施設として利用されてまいりました。ところで今年4月より指定管理者が変更となり、新たにクララ館と名称を変えて運営がなされております。新たな発想での施設の活性が図られることを期待いたしますが、この施設の運営に関して指定管理施設のあり方として妥当性が問われる運営が見受けられるので以下、市の見解をお伺いいたします。

1つ目でございます。施設は条例等に則った運営でなければなりません、現状は問題ありませんでしょうか。

2つ目、従来より地域連携として、ひまわりフェスティバルの期間中に太陽館の駐車場の一部が祭りに提供されておりましたが、今年も例年通りであったのでしょうか。

3.施設内がさまざまに改造されておりますが、今後指定管理者が変更になった場合の取り扱いについて市の見解を伺います。

以上よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

13番、篠原眞清議員のご質問にお答えします。

明野ふるさと太陽館の運営について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、現状の運営が条例等の規定に問題ないかについてであります。

明野ふるさと太陽館は市民をはじめ都市住民との交流の促進を目的に設置され、指定管理者制度を活用し管理・運営を行っております。管理・運営に関しては管理協定書を取り交わし、市の条例等に従って管理業務を実施することとなっております。

また条例等で規定されていない業務等については、指定管理者が自主事業として実施する場合は事前に市に協議することとなっておりますが、問題がある場合は適正に指導しております。

次に、サンフラワーフェスへの駐車場の提供についてであります。

例年、北杜市明野サンフラワーフェス実行委員会からの要望により、サンフラワーフェス期間中は太陽館駐車場の一部を駐車場として利用しておりましたが、本年度は太陽館への誘客を図るため太陽館専用の駐車場とし、サンフラワーフェスの駐車場としては利用しないこととなりました。

なお、太陽館の指定管理者は県営フラワーセンターの指定管理者でもあることから、本年度は、フラワーセンター駐車場をサンフラワーフェスオープニングイベント時の駐車場として貸していただいたと聞いております。

次に、施設内の改造の取り扱いについてであります。

施設内の改造については、指定管理者選定時の事業計画書に基づいて市が承認して実施するものであります。明野ふるさと太陽館についてもこれに基づき改造を行ったものであります。

なお、指定管理者が変更となる場合は管理協定書に基づき、指定管理終了時に施設を原状回復して市へ引き渡すことが基本となっておりますが、市と協議を行い両者が合意した場合はこの限りではありません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

この太陽館の条例の中に太陽館の各施設のことに関する表記が明確にされておまして、太陽館には中心的に浴室、それから宿泊施設等もありますが、それ以外もさまざまな施設があります。条例の中では太陽館のレストラン、あるいは体験工房明野というものが明確に位置づけられておりますが、これは現在どのようになっているのでしょうか。まず1点、そこをお答えいただきたいと思えます。

また次にひまわりフェスティバルの期間中の従来、一部駐車場が太陽館から提供されていたわけですが、お答えの中で今年度、フラワーセンターの駐車場の一部がオープニングフェスティバルのときに提供されたということですが、この太陽館の指定管理者が太陽館の駐車場を有料で利用させていたと。それから太陽館でお土産等の買い物で1千円以上した場合には、その駐車場を無料にするというふうな運営がされていたと聞き及んでおりますが、この有料駐車場の運営、有料での駐車場の運営というのは条例のどこに位置づけられているのでしょうか、お答えをいただきたいと思えます。

以上、まず2点をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

篠原議員の再質問にお答えいたします。

現状、レストラン等の扱いがどのようになっているかというご質問だと思いますが、こちら

につきましても指定管理者ということで一括管理のほうをお願いしている状況でございます。

2点目でございますけども、フェスの駐車場ということで有料で貸していたのではないかと  
いうご質問です。

これが条例のどこにあたるかということでございますが、駐車場の中に駐車場料金を取って  
いいということの条例については記載がありません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

記載がないことを実施していることに関してどういうふうに市としては指導なり、あるいは  
考え方があるのかをお答えいただかないと答えにならないというふうに思いますが、今、申し  
上げた太陽館のレストラン、体験工房明野はたしかもうなくなっているはずですが、レストラン  
は明確に取り払ってしまっています。だとするならば条例改正の必要があるのではないですか。  
条例に従っての運営が基本ですから、条例に謳われているものを変える場合は当然のごとく条  
例改正をしないといけないというふうに考えますが、まずその点。

それからこの明野ふるさと太陽館は、先ほど来ご答弁申し上げました県営フラワーセンター、  
現状ハイジの村と称されておりますが、とともに広域農道沿線の中心的施設として市内外の皆  
さんに利用されております。またひまわりフェスティバルは明野地区のみならず、北杜市を代  
表する観光事業となろうとしております。

したがって、これらの施設や事業が互いに連携・協力し合うことによる相乗効果が広域農道  
沿線の活性化には欠かせません。その意味で観光課は、従来どおりひまわりフェスティバルの  
期間中の太陽館駐車場の一部をフェスティバル実行委員会に提供するよう指定管理者に指導す  
べきだと考えますが、その点のお考えはいかがでしょうか。

それからもう1点、自主事業に関して今年、策定されました指定管理者制度運用指針等によっ  
て位置づけがされております。しかし自主事業、それぞれの指定管理者がこの太陽館のみなら  
ず行っておりますが、この法的な根拠が明確になっておりません。今後この自主事業が法的な  
根拠を持ってよりそのサービスの質を高め、さらに責任を明確化するという意味合いにおい  
ても条例で自主事業を位置づけることが必要というふうに考えますが、その点についてのお考え  
もお尋ねいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

篠原議員の再々質問にお答えいたします。

4点ほどあるかと思えます。1点目としまして、市として駐車場の料金を取っていること  
に対してどのような考えかということでございます。

これにつきましては、条例でないというところについては適正な運営がというところも  
ちょっとございますので、それにつきましては調査を行いまして適正に指導してまいりたいと  
考えます。

2点目のレストランについてのということでございますが、現在、レストランにつきましては休憩スペースということで薬膳レストランと共有しているという仕様になっております。

3点目としまして、駐車場を従来どおりサンフラワーフェスに貸すことを観光課として指導するべきではないかというご質問でございますが、指定管理者制度ということでございまして従来からの地域の振興にというところは理解をいたします。ですが指定管理者ということで、その施設を指定管理者に市としては任せたとということでございますので、そのへんにつきましては、指導というところはちょっといかがなものかなとは思いますが、長年サンフラワーフェスで利用されていたということを考えますと、地域の発展にも貢献しているのかなということはございますので、指導というところはできないかもしれませんが、そのへんにつきましては、指定管理者のほうにお願いという形を取っていきたいと思います。

最後の、自主事業の法的な根拠がというところの位置づけをするべきではないかというご質問でございますが、こちらにつきましては担当課のみの回答というところではできませんので、また関係課と協議する中で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで13番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 輿水良照君は一身上の都合により退席する旨の申し出があり、これを承認いたしましたのでご報告いたします。

次に日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

9月議会にあたり、3つのテーマで質問を行います。

まず第1に河川ごとの避難対策を作成し、土砂災害対策を充実することについてであります。

死者・行方不明者70名以上にのぼる甚大な被害を生んだ広島市の土砂災害の被災者救援と支援が急がれる中、今年、防災の日を迎えました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに被害に遭われた皆さまの一日も早い復興を願います。

日本列島はこの夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。災害による犠牲者を出さないために国・自治体は今までの教訓に立って国土と地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策に全力を挙げることが急がれます。

山間地の多い日本では毎年、平均1千件を超す土砂災害が発生しています。北杜市内の過去

の災害を調べると明治40年菅原村白須洪水、明治42年釜無川洪水、大正3年尾白川洪水、昭和33年大武川鉄砲水、そして昭和34年、57年災害であります。国土交通省、富士川砂防事務所はこの地域は土砂災害の危険性は日本有数であると警告しています。

地球温暖化による気候変動の影響を受けて記録的な豪雨が発生する中で、土砂災害への備えを防災対策の大きな柱の1つに位置づけなければなりません。

以下、質問を行います。

1. 武川・白州地域で河川ごとの被害の想定を行い、避難計画を作成することについて伺います。住民に危険箇所を周知し、避難対策を整備する課題として今のハザードマップでの避難所は武川中学校、甲斐駒せせらぎホール、白州中学校などが避難所になっておりますが、過去の歴史から土砂災害が発生すれば、この箇所は災害地となり安全な避難所ではありません。河川ごとに発生する土砂災害を想定し、安全な避難計画の策定を求めます。
2. 土石流の勢いを弱める砂防ダムなど施設整備は万全か伺います。今、南アルプスの武川・白州地域の山々の実際の姿は、堰堤が土砂で埋まり機能していない。樹木が倒れ鉄砲水の原因となるような箇所もある。山が荒れている。植林で自重を支えきれない山になっている。こうした実態はいつ大きな災害になるかと心配の声があります。地域の危険箇所などを総点検し、本格的な対策を行うことを求めます。
3. 災害発生を想定した市民への啓蒙と安全対策の考えを伺います。夜に災害が発生した場合、一人暮らしの高齢者で避難できない方の避難を安全に実施すること。避難所は車イスや高齢者・障害者が使えるトイレになっているか。毛布などが置かれているか、そして地域での安全な受け入れ施設の整備を行うこと。この地域の災害の歴史から学び、各地区と町ごとに実際の訓練を行うことと、災害の被害を最小にするために学習や市民への啓蒙対策をどのように考えておりますか。
4. 今年2月の大雪被害時の住民ボランティア支援活動・協力を調査することを求めます。今年の大雪被害、県内交通機関が交通止めとなりました。国道20号線も4日間は車が動くことができず、コンビニにおにぎりなど食料がなくなったとき避難所や沿線住民が協力し食事やお風呂の提供など支援を行っています。この経験は今後の災害の発生に対して、地域の力で命を守った取り組みとして教訓化すべきです。災害が発生したとき区の集会場やお寺や食堂、旅館など身近な地域住民の協力体制は、身近な市民の安全を確保することができた実例として力を発揮したものであり、将来に生かす経験の蓄積として重要だと考えているからであります。
5. 風雨の強い日には防災無線の声が聞こえない。戸別受信機設置を望む声が多数あります。設置を行う考えをお伺いいたします。

次のテーマである中学校の統合問題について、お伺いいたします。

1. 教育委員会が示した適正規模とは教育的からの基準を装い、実際は行政効率性の点から導き出された基準ではありませんか。地域を活性化させ、住民に未来の展望を示すことが政治の役目であり、行政の仕事ではないでしょうか。それを放棄して少子化だから仕方ないでは地域がますます疲弊します。子育て支援を強化し、若者の働く場を確保することで子育て世代や若者を呼び寄せることは可能です。地域の発展を考えると武川・白州地域に中学を残すことを含めて8校存続していくことが重要ではないか、まず見解を伺います。



2. WHO世界保健機構では、世界各地から学校規模と教育効果の研究した論文より教育機関は小さくなくてはならない。生徒100人を上回らない規模でという点で意見が一致していると発表しています。それは子どもたちが理解も納得もしていないのに、あれも駄目これも駄目と規則で管理することは、子どもたちの人格を否定することになります。学校は子どもたちにとって安心できる居場所であればなりません。そのため安心して心を開ける場、自分は大事にされていると自覚できる場であり、子どもたち一人ひとりの個性が大切にされる場であればなりません。子どもたちの個性に合った、その学校固有の教育は小さな学校でこそはじめて可能となるといわれているからです。

このような考えに立って、小さな規模の学校を存続させていくことが重要です。統合し大規模にするのは、これは反すると考えます。見解を求めます。

3. 市民への説明会で小規模校では切磋琢磨や相互啓発がなされにくいと説明されましたが、本当にそうでしょうか。切磋琢磨や相互啓発の考えは、大人社会からの競争であります。それは過度の競争主義しかもたらしません。自然に芽生えた競争意識ではありません。子どもたちが積極的・能動的になることはなく、負担になり、かえって疎外感や無気力を生み出すことにもなりかねません。国連子どもの権利委員会は日本政府に対して、これまで3回にわたり、過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として学校制度および学力に関する仕組みを再検討することなどを勧告しています。この勧告のとおり子どもたちの自主性を尊重することは、小規模校であることが望ましいと考えます。この点についても見解を伺います。

4. 部活動。鳥取市教育委員会は、中学校におけるガイドラインを作成しています。少子化に伴う少人数の運動部に大会参加の機会を与えるとして、学校単位では出場最低人数に足りずにチーム編成できないとき、双方の学校長の判断による合同チームを編成することができるバスケットボール、バレーボール、軟式野球、ソフトボール、サッカーやハンドボールなどです。市でもこの制度を実施する考えはありますか、お伺いいたします。

第3のテーマとして、国保制度改善についてお伺いいたします。

国民健康保険制度は、憲法25条に基づき国民すべてが安心して医療を受けられることを保障する国の制度であります。しかし北杜市を含む市町村国保の運営は自己責任、受益者負担が強調され皆保険制度の形骸化が進み、経済的理由で医療から多くの人が排除され、命を失う事態が広がっています。国保財政における国からの国庫負担金が大幅に削減されているもとで国保加入者には負担能力を超えた過重な国保税が課せられ、払いきれない世帯に対しては正規の保険証を発行せず、医療を制限し給与や財産の差し押さえが行われています。こうした実態は社会保障制度でないことはもちろん、互助制度ですらありません。また現在の市町村運営は地域住民の年齢や所得、健康状態など住民の実情が一定反映されている制度であります。都道府県単位化、広域化によって住民に身近な単位で命と健康を守ってきた保険制度がなくなってまいります。以下、質問をいたします。

1. 国保税についてであります。国保特別会計の基金積立金、一般会計の財政調整基金などを活用し、一般会計からの繰り出しを行い国保税1世帯1万円を引き下げること。また国保法77条に基づく独自減免制度を拡充し、払える国保税に引き下げること。そして国保財政の危機の最大の問題は、国から国庫負担の削減であります。市から国に対して国庫負担の増額を要望すること。以上の見解を求めます。

2. 次に保険税滞納者への対応について、お伺いいたします。すべての住民の受領権を保障するために無保険の状態の人を生まないための対策として滞納世帯に対して訪問調査などを行い家族の健康状態や病気、受診状況などの実態を把握してください。その上で地方自治体の判断によるとされる特別の事情を積極的に活用し、資格証明書の発行は中止し少なくとも6カ月以上の国民健康保険証を発行することの見解を求めます。

3. 一部負担金減免制度について、お伺いをいたします。44条による医療費一部負担金減免制度を生活保護基準140%以下の世帯に対して実施してください。外来受診にも適用してください。また、この一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口に分かりやすい案内ポスターやチラシを置くなど住民に制度の周知をすることについて求めます。

そして最後に、第4に市町村国保の都道府県単位化についてお伺いいたします。国保の財政上の構造的な問題の解決は、都道府県化によって解決される問題ではなく、国からの国庫補助の減少と低所得者の増大が大きな原因と考えます。現在、国保広域化に向けて収納率の目標設定や賦課方式の一本化を進めていますが、かえって滞納者が増え住民が安心して医療を受けられない事態が深刻化するのではないのでしょうか。命と健康を守る国保事業は、住民に最も身近な市町村が運営すべきと考えます。市として国に国保の都道府県化に反対することの見解を求めます。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、国保制度の改善についてのご質問にお答えいたします。

平成24年度に社会保障制度改革推進法に基づく医療改革の基本方針が国から示され、昨年12月に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律が施行されたことにより、本年8月の国保基盤強化協議会の中間整理の報告において、国民健康保険の財政運営は基本的に都道府県が担うこととされたところであります。将来にわたり、安定的な国民健康保険制度運営が可能となるよう、平成29年度までの移管を目前に現在、国において検討が進められております。市としては今後の協議内容を見守りながら保険者の移管による医療サービスの低下が生じないよう、国や県に要望してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

清水進議員のご質問にお答えいたします。

中学校の統合問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、中学校8校の存続についてであります。

中学校の統合については、平成22年5月策定の北杜市立小中学校適正配置実施計画により適正配置が位置づけられております。北杜市立中学校統合計画案は、これに基づくもので生徒数の減少により年々学校規模が縮小している状況やさらなる少子化が見込まれることから、子どもたちの教育環境の整備を図るためには、学校の配置を見直していくことはやむを得ず教育

行政の役割であると考えております。

次に、小規模な学校の存続についてであります。

小規模校のメリットとしては教師と生徒が直接接する時間や場が多い、学校が家庭的な雰囲気であるなどが一般的に上げられております。一方、課題としては集団での学習や行事が制限される、教科によっては専門教師が配置できない、部活動の選択肢や活動が狭くなるなどがあり、子どもたちの生きる力を育成するためには、適正規模の学校配置が必要であると考えております。

次に、子どもたちの自主性を尊重する上での小規模校への見解についてであります。

義務教育期は学力の習得とともに、友達をつくることや集団を通して社会性を身に付けることにおいても重要な時期であります。学校統合により、より多くの友達や教師と触れ合うことで多様な価値観を学び、豊かな人格の形成につながる教育環境の整備が図られるものと考えております。

次に、部活動における合同チームの編成についてであります。

近年の生徒数の減少に伴い、部活動が1校で維持できないような状況が全国的に生じており、本市においても同様な状況にあります。こうしたことから、各種の大会においては大会要領等により、複数校の合同チームによる参加を認めております。

本市においては昨年度、新人戦大会等において明野・泉・小湍沢の3中学校が野球で合同チームを編成しているほか、6中学校が野球やバスケットボール等において合同チームを編成しております。合同チームを編成した学校からは合同練習の日程調整や移動手段、チームづくりやコミュニケーションの形成などの課題が上げられているところであります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

河川ごとの避難対策を作成し、土砂災害対策を充実することについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、白州・武川地域における河川ごとの避難計画の作成についてであります。

白州・武川地区は、昭和34年の災害において北杜市の災害を語る上で忘れることのできない大災害を経験しており、地区住民の水害に対する意識の高さを感じているところでありますが、白州町・武川町の指定避難所3カ所はいずれも山梨県による土砂災害警戒区域の区域外であります。

土砂災害警戒区域には災害が想定される河川や溪流が指定されておりますので、実際に避難勧告・避難指示を行う際には、土砂災害警戒情報システム等を活用しながら適切な避難所への誘導を行ってまいります。

次に、夜間災害時の独居老人の避難対策についてであります。

自力での避難が困難な方への支援は北杜市災害時避難行動要支援者名簿に基づき、非常時には関係機関等に避難支援を要請することとなります。また各総合支所等に災害支援用の物資などの備蓄を行っており、非常の際には必要とされる場所に届けることとしております。

次に、安全な避難施設の整備についてであります。

発災直後の避難所については指定避難所の利用となりますが、その後、高齢者・障害者は各

福祉施設との協定に基づき、関係施設等を活用する場合があります。

次に市民の学習対策、啓蒙対策についてであります。

防災情報の提供は市広報紙やホームページを使用しているところですが、甲斐駒センターせらぎには、昭和34年の災害に関する常設展示スペースを設けております。また北杜市郷土資料館では「忘るな、北杜の災害記憶」を開催し防災への取り組みなどを紹介しております。

次に2月の大雪の経験を生かすことについてであります。

本年2月の雪害の際には市内各所に市民の皆さまが協力し合う姿が見られ、まさに北杜市民の互助・共助の姿が見られました。このような市民の互助・共助の精神を北杜市地域防災計画の中に取り入れてまいります。

次に、防災行政無線戸別受信機の設置についてであります。

防災行政無線を補完するものとして防災行政無線電話自動応答システム、ほくとほっとメール、緊急放送エリアメール、ツイッターを使用しております。

今後エフエム八ヶ岳を利用した緊急防災情報も予定しており、緊急の際にはテレビ・ラジオを通じた周知も可能であることから、戸別受信機の設置は考えておりません。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

11番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

国保制度の改善について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、保険税引き下げについてであります。

私たちは、いつどんなとき病気やケガに襲われるか分かりません。そのようなとき、加入者が安心して医療を受けられる保険制度が国民健康保険であります。被保険者の高齢化に加え医療技術の高度化も影響し医療費は年々伸び続ける中、本年4月の北杜市国民健康保険税条例の改正により軽減基準を見直し、中低所得者の軽減対象が拡大されましたので、現段階では保険税の引き下げは考えておりません。また国に対しての国庫負担の増額については、国保財政基盤安定のため、県を通し国に要望を行っております。

次に、保険税滞納者への対応についてであります。

家族の健康状態や病気、受診状況などの訪問調査については、公平性の観点から改めて訪問を行うことは考えておりませんが、収納課において納税相談時に戸別訪問を通じて経済状態や生活実態について把握に努めております。

また特別の事情を活用した資格証明書の発行の中止、または6カ月以上の保険証の発行については、滞納世帯からの納税相談を受ける際に、できるだけ面談を行い実情に合わせ、保険証の有効期限を個々に設定しているところであり、高校生以下の被保険者は有効期限を6カ月としております。資格証明書の廃止および短期保険証の有効期限を長くすることは、滞納世帯の実態把握の機会や納税の機会を少なくしてしまうことにつながりますので、資格証明書の発行等は考えておりません。

次に、一部負担金の減免制度についてであります。

生活保護基準140%以下の世帯に対する、一部負担金減免の実施および外来受診への適用については、昨年4月に北杜市国民健康保険一部負担金の減額および徴収猶予に関する要綱を

施行したことから、基準の変更については他市の状況を注視してまいります。

なお、周知については制度の内容が市民の皆さまに理解しやすいよう工夫に努め、市ホームページなどを活用し、お知らせしてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

11番、清水進議員の砂防ダムなどの施設整備についてのご質問にお答えいたします。

北杜市には土砂災害警戒区域として424区域が県から指定されており、土砂災害対策は重要な課題であります。

現在、国の直轄砂防事業および県による砂防事業・治山事業などが計画的に実施されているため、土砂流出の恐れは少なくなりつつありますが、林業の衰退により山林の荒廃が進んでいる状況から異常降雨等による山腹崩壊に伴う大量の立木の流出や土石流の発生が心配されます。

このため市では国・県など関係機関と連携し危険箇所の点検等を実施しながら、砂防事業・治山事業の整備拡大を図るよう関係機関に対し要望しているところであります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

残り時間3分22秒です。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは災害対策について2点、お伺いいたします。

最近の1時間あたり100ミリを越す大雨は、命を守る行動を取ることの重要性を強調されています。昨年の伊豆大島、今年の広島市と災害は夜間や深夜に発生しています。かつて災害を経験している武川・白州地域として、市民自身がどのような行動を取れば命を守れるのか、このことをはっきりと分かっていることが必要であり、そのため地区や町単位での避難誘導訓練が今後必要だと考えます。今後の対策をどのように考えているか、まず1点お伺いをいたします。

もう1点は防災無線についてであります。

先月の8月の風雨の強い日は、まったく放送が聞き取れない状況でした。先ほど民間放送局とも連携すると言われましたが、夜間などの災害発生に対して24時間態勢でこの対応ができるのか。またこの地域は高齢者が多い地域で冬期間、窓を閉めてしまえばまったく聞こえない、こうした声も多く聞かれます。改めて戸別受信機設置についてのお考えを求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

広島等の災害等の経験を踏まえ、夜間どのような行動を取る中での今後の減災対策等について

の考え方ということでございます。

先ほども申し上げましたけども、過去の土砂災害の経験から特に白州・武川地区の両住民の皆さま方は日ごろからの水害に対する意識が非常に高いと感じております。災害の前兆を捉えやすいということもあろうかと思えます。そして自主防災組織や行政区を中心に住民の皆さん自ら自助、共助、公助の判断により自主防災組織が主体となった自主避難も必要と考えております。

今後、機会を捉えて行政区、自主防災組織等へ自主避難時の注意事項とか避難経路、避難所の確認等、今後とも周知してまいりたいと考えております。

また戸別受信機の設置等でございますけども、情報を各種多様な方面からこちらとしても発信しなければならないということでございます。先ほど、防災無線を補完するものを数多くこちらのほうでも準備してございます。またテレビ・ラジオを通じた周知もしなければならないということでございますので、今後とも住民の皆さまにはこういった情報にもよく注意をしてもらって、自らも災害時にはこういった緊急的な情報を自らも仕入れてもらうというような周知徹底をこれからも広報、ならびにホームページ等を通じて周知徹底をしてまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間2分7秒です。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

次に学校統合についてお伺いをいたします。

先ほど基本点を伺いました。先日、私も白州町の市民説明会に参加をいたしました。まずそこで市民から出された点は武川と白州地域になぜ残さないのか、残そうとしないのか、そうした市民からの質問がありました。これについて市の説明では、意見を伺いますと言っていました。そして市では4校案で進めていくということも話されています。地域からやはり北杜市全体がバランスよい活性化になるよう武川・白州地域で存続の要望、要請、そうしたものが今後出てくれば、その願いに応えていく考えがあるかお伺いいたします。

すでに学校がなくなってしまうれば再び造ることはできませんし、もう子どもたちの声として不便なところには自分たちはもう住みたくない、こうした声もあります。学校というのは地域にとって重要であり、その点をお伺いいたします。

そしてもう1点は2010年度、全国的に不登校の生徒の出現率を調べています。小学校では308人に対し1人、0.3%。中学生では37人に1人の2.7%であります。小学6年生から中学1年生にいく、そのときに3倍にこの不登校が増えます。中学に進学したことによる環境の変化、影響が背景にあり、少人数で学習していた子どもたちが多人数のところに行く、中学になれば心の問題として不安が重視されます。こういったこともあり、やはり地域から出された要望について率直に耳を傾ける、そうしたことが今後も行われるのか最後にお伺いをいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

武川・白州地区の意見交換会、説明会の中で地域への中学校の存続というご意見に対応する考えはということだと思います。また不登校についても、その統合というふうな問題ではないかということで、増えていくのではないかとということで2つほど意見をいただいたと思います。

実際にはたしかに白州・武川中学校の意見交換会、説明会の中でそうした意見を伺っているということも事実でございます。また当然、統合もしてほしいという意見も伺っているというふうな事実もございます。そうしたことを踏まえまして、現段階では中学校統合計画案につきまして、生徒の要するに教育環境について整備を図ることが統合の大きな目的ですということで、必要性もお示しをさせていただいているところであります。

現在、当然、今いただいた案、それから早めに統合してほしいというふうなさまざまな意見等もございます。この統合計画案に基づき意見交換を開催し、そうした大勢の意見をいただいているところであります。その中で教育委員会からもお願いしているところはやはり今現在、保護者の皆さま、それから地域の皆さまにより深い意見、議論をする場を設けていただいて、そうした中で議論をしていただきたい。またそういうことで意見集約をお願いしたいということで、各地域にもお願いをしている状況でございますので、こうした、まだまだこの段階ということでございますので、引き続き教育委員会といたしましては現在の計画案に基づいて取り組みを進めさせていただくということで、この意見集約を見極めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間8秒です。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

最後に国保の滞納者への資格証明書の発行、これは今後とも続けていくということですか。最後に確認です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

清水進議員の再質問にお答えいたします。

資格証明書の発行は今後も続けていくのかということでございます。

先ほども答弁の中で申しましたとおり、それぞれの方の実情を把握すると、定期的な把握も必要でございますので、資格証明書は国保に加入しているという資格でございます。それがなるとなんの保険に加入しているかも分からなくなりますので、今後も資格証明書の発行は続けていきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に3番、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

NHK連続テレビ小説「花子とアン」もいよいよ9月27日で最終回となります。平均視聴率は高く、甲州弁の魅力を全国に発信できたことはこの山梨の地に生まれ育った一人として何か心の中に一種、誇りを感じるところであります。このドラマは小説「赤毛のアン」の翻訳者で甲府市出身の村岡花子の半生を描く物語となっています。また腹心の友 蓮子は大正の三大美人とも言われた歌人の柳原白蓮がモデルとなっています。

ところで柳原白蓮の短歌「八ヶ岳に 夏の日させど 小淵沢 秋はやくして ひぐらしのなく」の歌碑が小淵沢町、道の駅小淵沢の敷地内に白蓮の門下生らによって昭和56年10月建立されています。建立の経緯等については歌碑の近くの案内板によって説明されています。

また北杜市文化祭の一環として11月9日、日曜日、午後1時より須玉ふれあい館ホールにおいて山梨県立文学館 三枝昂之館長による講演会「短歌で楽しむ花子と白蓮」が開催されるとのことです。村岡花子と柳原白蓮の交友関係が短歌を通して知ることができることでしょうか。私は今議会においてみんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声を市政に反映すべく以下、大きく2項目を質問いたします。

まず第1は、地域振興における廃校（校舎・跡地）活用と課題についてであります。

1．市長は市政運営にあたっての基本姿勢について、市民の目線で市民と共に北杜市の礎を築くなどと折に触れ述べています。合併して11月1日で10年となります。合併以降さまざまな課題の解決に向けて取り組んできていますが、残念ながらその中でも多くの市民との裁判までになっている水道料金問題をはじめ、現在解決に至っていないものもあるわけであります。

そこで平成25年度より選任した北杜市地域力創造アドバイザーから、今までに市政全般における課題等の解決に向け、どのような具体的な助言や情報提供を受けたのか。また助言を受けた中で、その後の課題等への対応について伺います。

2．現在、市内小中学校の学校統合計画が進められていますが、その進捗状況について。

3．今後、市内の地域振興策を進める上で小中学校統合計画との関係をどのように考えているのか。

4．学校統合後の廃校（校舎・跡地）活用を考える中で、さまざまな課題がそれぞれの学校にあると思いますが、具体的にどのような課題を市は把握しているのか。

5．学校が廃校になることは、地元にとっては言葉では言い表せない気持ちだと思います。

そこで不利な状況を逆にとり廃校を資源として捉え、地域振興を図ることはその地域の持続にとって不可欠なことと考えますが、市長のご見解を伺います。

第2は、北杜市公共施設マネジメント白書を生かす取り組みについてであります。

市町村合併して10年目となる本年3月、施設の新設、統廃合、維持管理の基礎資料となる公共施設マネジメント白書（以下、白書といいます）が作成され、ホームページで公表されています。市では今後、この白書を基礎資料として第3次北杜市行財政改革大綱に基づき公共施設の多機能化や他用途での活用の検討をし、市民の利便性向上や施設管理費の削減を図るため



の方策を検討していくということになっています。

そこで以下、質問いたします。

1．白書を生かすための今後のスケジュールについて。

2．次に公共施設用地（敷地）の権利関係（所有権）等について伺います。

多くの自治体では白書にストック情報として公共施設の敷地面積が明示されていますが本市の白書にはありません。敷地面積を明示しなかった理由は为什么呢。

今後、白書を生かすためにも土地（敷地）情報は重要事項であります。白書に掲載されている施設の敷地面積と権利関係（所有権）を詳細に示してください。

3．敷地の権利関係（所有権）等々をはじめ、それぞれの施設が抱える課題解消に向けて今後の対応について伺います。

白書を今後生かすためにも小中学校をはじめ、保育園等すべての公共用地（敷地）は、統廃合計画を含め今後のあり方を検証する前に、それぞれの施設の課題を早急に解決すべきと思料するがご所見を伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員の、北杜市地域力創造アドバイザー事業のご質問にお答えします。

この事業は昨年度から実施しているもので、元総務省自治財政局長で現在、地域活性化センター理事長の椎川氏をアドバイザーとして迎え、市のさまざまな政策課題への助言や職員研修を実施していただき、解決に向けての取り組みの参考としております。

昨年度は延べ6日間に10テーマで課題を示し助言をいただいたところであり、具体的には子育て支援、少子化対策において子育て支援住宅の整備にかかる起債は地域性を考慮すべき、また子ども医療費助成は財源措置が確保されてから実施すべきなどの助言をいただき、検討の結果、合併特例債の適用や本年10月からの小学校6年生までの医療費無料化の実施を行ったところであります。

また農業における観光振興においては、国の制度を上手に活用して施設のPRや情報発信を行うべきとの助言から地域おこし協力隊を今年度から3名採用し、農業体験施設での活動や農産物の情報発信に努めております。

今年度は南アルプスユネスコエコパークについて組織やメンバー構成、地域リーダーのあり方、特産品の販売手法などさまざまな助言をいただく中で、現在進めております北杜市地域連絡会の設立や、その後の事業展開の参考とさせていただいている状況にあります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

地域振興における廃校活用と課題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校統廃合計画の進捗状況についてであります。

高根地区小学校統合については、統合計画案を8月末までに学校や保育園の保護者、地域住民の皆さまへ延べ22回の説明および意見交換会等を開催してまいりました。

現在、学校関係者自らが学年PTAや保護者会において意見交換を行うとともに、アンケートを実施するなど意見集約を進めていただいております。中学校については、これまでに学校関係者や市民の皆さまへ延べ47回の説明・意見交換会を開催し、多くの意見や要望をいただきました。

次に、廃校活用の具体的な課題についてであります。

学校統合により閉校となる学校施設の跡利用については、地域の中核施設としての役割に配慮しながら、有効活用を検討する必要があると考えております。

課題として考えられることは、グラウンドや体育館が避難地や避難所になっていることや防災備蓄倉庫などが併設されていることなど地域防災の拠点であること、また学校施設は社会体育施設としても開放していることから地域の意向にも配慮する必要があるところであります。

なお、学校敷地に水路や道路などの用地の混在や筆界未定地や未登記となっている個人名義の土地が存在する学校もある状況にあります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

3番、齊藤功文議員の地域振興における廃校活用と課題についてのご質問にお答えいたします。

学校は地域の教育・文化・交流の中核的な公共施設であることから、地域の活性化と振興・発展に貢献できる跡地利用となることが重要と考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

廃校を資源と捉えた地域振興についてであります。

学校の多くは子どもたちの教育環境上、地域で最もよい場所を地域住民が土地と労力を提供して造られ、地域の人々ともども学び集う場所として歴史を刻んできたものと考えております。

このような歴史を育み、地域の文化力のある施設であった旧増富小学校および旧日野春小学校を有効に活用する方法として教育文化、福祉、産業など地域振興を図ることを条件とした事業提案型の公募を行い、利用者を決定してきたところであります。

今後も事業提案型の公募により地域振興が図られるような利用者の決定を行い、施設の有効活用を図ってまいりたいと考えております。

次に北杜市公共施設マネジメント白書を生かす取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後のスケジュールについてであります。

昨年度、作成した公共施設マネジメント白書については、来年度以降予定している公共施設等総合管理計画の策定に当たり、固定資産台帳の整備や再編シミュレーションおよび効果額の試算等に併せて、白書のデータを活用することとしております。

なお、計画策定は平成28年度末を予定しております。

次に、白書への敷地面積の記載についてであります。

本市の白書作成に当たっての基本的な考え方は、公共施設の多機能化や多用途での活用を検討し利便性向上や管理費の削減を図っていくための基礎資料とするため、利用状況や維持管理経費をもとに将来費用の試算等に特化したものとなっております。

なお、白書作成にあたっての施設の状況調査において、敷地面積や保有形態等についても調査しております。

次に、敷地面積と権利関係についてであります。

公共施設マネジメント白書における敷地面積は、駐車場や公園等を含め303万114平方メートルであり、内訳については市所有が176万3,691平方メートル、無償賃借が2,772平方メートル、有償賃借が117万683平方メートル等であります。

次に、施設の課題解消への対応についてであります。

市内の公共施設には敷地等に懸案があるものが存在することは承知しており、これらは合併以前からの課題であります。そのことから敷地等に懸案があるものについては、公共施設等総合管理計画の策定に合わせて計画している固定資産台帳整備の中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再質問、第1項目でありますけれども、最初に決算書によりますとこのアドバイザーの年報酬は60万円となっておりますけれども、かなり今、市長のご答弁だといろいろの、多岐多彩にわたってご意見をいただいているようですけれども、今後もお値段で続けていく予定なのかどうか、これが1点であります。

2つ目としまして、4月以降に開催されました学校および各地域での中学校統合計画案の説明会や意見交換会の中で統合後の学校跡地をどのように考えていくのか、また統合を前提ではなく、子どもの減少を止める政策をもっと前向きに考えてほしいなど、そのほかにも多くの意見がございました。将来このままでは子どもの数は減り、学校存続ができない状況にもなりかねない地区が早々に出かねません。今から統合により空きとなった学校の学校施設を生かす政策の構築後、併せて市政の中で強く求められてくると思いますが、こういった意見、今も答弁がありましたけれども、統合計画の関連施策の中でどのように生かしていくのか、もう少しこれからの方向性について伺います。

次に3つ目ですけれども、私は今後、地域振興を進める上では小中学校統合に伴う廃校校舎跡地活用について、今後も市では考えていくということを言われましたけれども、計画をつくりながらではなくて、走りながら、このことについても庁内プロジェクトチームなどを立ち上げる中で計画を早く練り上げ、今後にも生かすことが喫緊の課題だと私は考えます。すなわち学校統合問題と今後の地域づくりの構築は一体的に考えていくことが重要な視点だと思いますが、ご見解を伺います。

次に学校統合の廃校校舎活用を考える中で、さまざまな課題がそれぞれの学校にあると質問しましたけれども、今ご答弁の中でもそれぞれ地域防災施設だとか社会体育施設であるとか、また登記の問題についても個人名義の登記があるとか、さまざまなことが答弁されましたけども、こういう問題については学校の統合が決まってからでは遅いということで、それと合わせて並行して、例えば例を挙げますと土地の権利関係については、所有権はきちっと市のものなのか。筆界は未定になっていないのか。例えば2番目として建物の施設、設備の安全性は建物のIS値はどうなっているのか。大規模な地震にも耐えられる校舎なのか。活用用地は何に使うのかということもみんな決めて。そして地元の合意形成を並行してつくっていく。

次に財源が厳しいということになっておりますけども、こうしたものは一般財源でやるのか、民間資金を使ってやるのかとか運営組織については直営でやるのか、指定管理でやるのか、そんなようなことを早くプロジェクトをつくって並行して地域づくりとの関連の中でやっていく、これが一番大切だと私は思います。

そこで1点お聞きしたいんですけども、今年3月の第1回の定例議会において私の一般質問の中で市内小中高校の中で、敷地が個人名義で登記されている学校が4校あるという、当時の教育次長より答弁がありましたけども、その学校名をお示してください。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

最初に地域力創造アドバイザーの関係です。

このアドバイザー事業は、課題に対してさまざまな視点での考え方やヒントを指導者の方からいただきます。そういった中で職員の気づきですとか、やる気を促していこうというふうに考えております。そのほか国の動向ですとか事業の紹介、情報なんかも先生から持ってきていただいております。そういったようなことから、来年度についても1日当たり10万円というふうな考え方でいく予定で考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

齊藤議員の再質問にお答えをいたします。

学校の敷地の課題ということで、以前4校ということでご質問にお答えしたというものの内容ということだと思います。

まず小学校では須玉小学校に民地が1筆ございます。それから武川小学校にやはり民有地が2筆ございます。中学校では明野中学校にやはり1筆。須玉中学校に5筆あるという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

そのほかに計画を一体的にやらねばならないのではないかと、それから安全・活用などを

きちっと調べてあるかというふうなことの答弁を。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

失礼いたしました。齊藤功文議員の再質問でございます。

建物の安全性ということでございますと教育委員会、学校に関してはすべて耐震を満たしているというふうな状況。須玉の中学校の体育館ですが、国からの指摘があって、今現在、工事をして吊り天井の撤去を行っているという状況であります。

それから中学校統合関係の説明をしながらではなく、活用についても同時にというふうな状況というご質問だと思います。

こうした部分に関しましては、まだ説明会のほうを開催している状況ということで、どの学校を閉鎖するという状況には至っていないという状況ですので、そうしたものをまた見極めまして統合計画等が策定されたという段階から、改めて地域の皆さまとともに並行しながら考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

いろいろの課題の中で、私が調べたところだと先ほどご答弁の中で武川小学校に民地が2筆あるということなんですけれども、それがそういうことばかりではなくて、武川小学校の関係について、学校施設台帳によりますと学校所在地は武川町牧原944番地、学校面積は保有として建物敷き5,213平方メートル、運動場8,502平方メートルとなっています。この団地も武川小学校とその周辺にあるグラウンド、保育園等の敷地の構図を取ろうと思ひまして法務局に行きましたら、これは取れない状況であります。こうした構図がない状況が、なぜ長年にわたって生じているのか伺います。

また平成25年度一般会計決算書の財産に関する調書の土地、地籍の中にはこうした土地は反映されているのか。反映されているとすればその内訳と面積は何平方メートルであるか、併せて伺います。

次に小泉小学校の跡地について、市長は平成25年第2回の定例会の所信で課題の整理を行い、その後速やかに指定管理者を公募する予定だと述べていますが、その後の経過がどうなっているのか伺います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

武川小学校の財産台帳の取り扱いということでございます。

武川小学校もそうなんですけども、当然、財産台帳、それから財産台帳に記載をする面積と

いうものにつきましては、当然、旧村、要するに合併前の武川村から引き継いだ施設台帳面積を使用しているという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

武川小学校敷地が白地であるという問題であります。

これにつきましては、武川町につきましては昭和30年代に国調を開始しております。本来でありますと土地すべてを区画を出して整備図に載せるべきでありましたけども、学校用地ということで、当時の担当者が現地確認不能地ということで、落として白地になっているということであります。しかしながら権利関係につきましては、ご存じのとおり分間図と旧構図がございますので、分間図により地番等々は確定ができるということだと思っております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

旧小泉小学校の跡地の活用の今後のスケジュールというご質問でございます。

スケジュールにつきましては、10月の月上旬に募集要綱の公表および配布を行う予定でございます。その後10月の下旬に事業提案の申し込みの期限を設けまして、10月の月上旬にヒアリングおよび審査、また11月の中下旬に事業者の内定を行いまして12月の定例市議会で議決後、正式に事業者を決定したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

まだ答弁漏れがあるんじゃないですか。平成25年度の一般会計決算の財産に関する調書の土地の中で、こうした土地は反映されているのかということを質問したと思うんですけども。反映されているとすれば、その内訳と面積は武川の関係についてどうですかということを質問していますけども。

○議長（渡邊英子君）

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり財産台帳に関しましては、当時の武川村の財産台帳を承継したというふうな形でございます。面積につきましては、先ほど齊藤議員が申し上げた耕地面積が1万3,715平方メートル、建物敷地が5,213平方メートル、運動場といたしまして8,502平方メートルという状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

よろしいですか。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

それでは、第2項目めの再質問をさせていただきます。

今後、公有地の活用策を考える上で、先ほどいろいろ出ております個人名義の土地などを登記されたままでは支障を来たすわけであります。今年の3月議会においても市立塩川病院の敷地内に存在する土地の所有権確認の訴えの提起など、また旧小泉小学校跡地の筆界未定地問題などさまざまな権利関係、所有関係の問題が生じているわけであります。

また今後は出生数の減少する中で市立保育園等の統合計画なども重要課題となります。保育園をはじめ子育て支援関連施設の敷地に関する権利関係、所有関係は問題がないのか伺います。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

齊藤功文議員の再質問にお答えします。

保育園等についての権利関係に問題がないかというようなご質問でございます。

先ほど来、お話にありました武川保育園につきましては、学校用地と一体の土地となっているということで、現在、白地になっている状況でございます。この1件が問題あるというものでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

8月に開催された山梨県市議会議長会の研修会で、公共施設のマネジメントについて東洋大学客員教授の南学氏の「自治体経営について公共施設マネジメントなくして自治体経営不可能」と題した講演がありました。変化の激しい時代にあって、その中で施設利用者である住民との合意形成を必要とする公共施設マネジメント計画を策定するにあたっては、従来の計画策定手順のように策定された計画を実施するというよりも、基本的方向を確認したあとは実践によって課題をフィードバックしながら、短期的な計画を実践によってチェックしながら必要な修正を図る、言ってみれば走りながら考えてやる手法を組み込むことが必須なことだと言われていきます。合併して10年になる北杜市は、さまざまな課題に対して対応していかなければなりません。委託費898万8千円で作成したこの白書を今後、十分に生かすためにも公共用地、敷地の中の土地の権利関係解決に向けて早急に取り組むことが、また市民の尊い財産を適正に管理する上でも早急に解決することが重要課題として求められています。改めて、こうしたさまざまな課題解決に向け、どのように取り組むお考えか改めて伺いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

平成25年度で作成いたしました公共施設マネジメント白書、この活用につきましては先日の全協のほうでもお知らせをいたしましたとおり、このマネジメント白書につきましてはあくまでもデータでございます。これを今後2年、27年度、28年度とかけて活用していきたいと思っております。その中で今後、予定しております固定資産台帳の整備というものがございます。その中で敷地の課題等を取り組むという考えでありまして、敷地の課題につきましては合併前から積み残されたものでありまして、解決するには長時間、時間が必要であるかなと思っておりますけれども、それを解決してからでは当然、間に合わないということもございますので、そのまま引き続き課題解決を進めるとともに、今後の統廃合方針等も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時39分



平成 2 6 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 5 日

平成26年第3回北杜市議会定例会（4日目）

平成26年9月25日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- |       |        |                                |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第1  | 認定第1号  | 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定         |
| 日程第2  | 認定第2号  | 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第3  | 認定第3号  | 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定  |
| 日程第4  | 認定第4号  | 平成25年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定     |
| 日程第5  | 認定第5号  | 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6  | 認定第6号  | 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第7  | 認定第7号  | 平成25年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第8  | 認定第8号  | 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9  | 認定第9号  | 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第11 | 認定第11号 | 平成25年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第12 | 認定第12号 | 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第13 | 認定第13号 | 平成25年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第14 | 認定第14号 | 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第15 | 認定第15号 | 平成25年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第16 | 認定第16号 | 平成25年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第17 | 認定第17号 | 平成25年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第18 | 認定第18号 | 平成25年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第19 | 認定第19号 | 平成25年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第20 | 認定第20号 | 平成25年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定    |
| 日程第21 | 認定第21号 | 平成25年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定   |
| 日程第22 | 認定第22号 | 平成25年度北杜市病院事業特別会計決算の認定         |
| 日程第23 | 議案第79号 | 北杜市証紙条例を廃止する条例について             |
| 日程第24 | 議案第84号 | 動産の取得について（地域機能維持支援用除雪機）        |
| 日程第25 | 議案第85号 | 動産の取得について（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）     |

- 日程第26 議案第86号 不動産の処分について（浅尾原財産区）
- 日程第27 議案第87号 不動産の取得について（史跡梅之木遺跡）
- 日程第28 議案第88号 不動産の処分について（旧みつは保育園）
- 日程第29 議案第89号 市道路線の認定について
- 日程第30 請願第3号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願
- 日程第31 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第32 議案第76号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第33 議案第77号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第34 議案第78号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第35 議案第80号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第81号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第37 議案第82号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第38 議案第83号 平成26年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 発議第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
- 日程第40 同意第9号 棒道下恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第41 同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第42 同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第43 議員派遣の件
- 日程第44 閉会中の継続審査の件

## 2.出席議員（21人）

1番	上村英司	3番	齊藤功文
4番	福井俊克	5番	輿水良照
6番	加藤紀雄	7番	原堅志
8番	岡野淳	9番	中山宏樹
10番	相吉正一	11番	清水進
12番	野中真理子	13番	篠原眞清
14番	坂本静	15番	中嶋新
16番	保坂多枝子	17番	千野秀一
18番	小尾直知	19番	渡邊英子
20番	内田俊彦	21番	中村隆一
22番	秋山俊和		

## 3.欠席議員

2番 小野光一

## 4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（29人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	齊藤毅
子育て支援課長	清水永一		

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 ( 3人 )

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
”	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

2番 小野光一君は一身上の都合により本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

峡北地域広域水道企業団議会から報告がございます。

峡北地域広域水道企業団議会 中山宏樹君、報告をお願いいたします。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

平成26年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会報告書

峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告をさせていただきます。

平成26年第2回峡北地域広域水道企業団議会9月定例会が9月3日、水曜日、午前10時より企業団事務所議場において開催されました。

出席議員は上村英司議員、岡野淳議員、中嶋新議員、保坂多枝子議員、内田俊彦議員、中村隆一議員と私の7名でした。

今回の定例会に提出された議案は決算の認定を含めた議案1件、報告案件1件の計2件でありました。

概要について説明いたします。

まず議案第6号 平成25年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてですが、平成25年度の水道事業収益の決算額は10億9,012万8,121円であり、その主なものは給水収益の10億7,312万2,430円あります。

なお、年間総供給量は816万16立方メートルであり、そのうち北杜市へは年間490万684立方メートルを供給し、給水料金は6億8,026万8,750円となりました。また北杜市の基本水量に対する使用率は約75.6%であり、前年度と比較しますと総供給量で52万1,409立方メートル増加し約11.9%の増となりました。

一方、水道事業費用は決算額8億7,939万4,241円であり、その主なものは営業費用の7億7,766万9,950円あります。

これらの状況から、平成25年度の損益計算による当年度未処分利益剰余金は2億920万1,589円となり、この剰余金につきましては、次年度以降の企業債償還金および建設改良費に充当するため、減債積立金および建設改良積立金として処分するものであります。

次に資本的収支につきましては収入が5,265万7,728円であり、これは企業債元金償還分としての構成市からの出資金が主なものであります。支出につきましては3億4,375万1,202円であり、その内容につきましては大門浄水場薬品注入設備更新工事(2期)、大門系受水池残留塩素計更新工事などの建設改良費である8,483万5,825円および民間等資金の償還分を含めた企業債償還金2億5,891万5,377円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、当年度分消費税および地方消

費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金ならびに建設改良積立金で補填しております。

次に報告第1号 平成25年度峡北地域広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化の審査についてであります。

これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して議会に報告するものでありますが、平成25年度決算に基づく資金不足比率につきましては、流動負債に対して流動資産が大きいことから資金不足は生じていない旨、報告されました。

以上、このたびの企業団議会定例会に提出されました諸案件につきましては、いずれも原案のとおり可決および認定されました。

なお、今定例会における一般質問の通告はありませんでした。

以上で峡北地域広域水道企業団議会定例会の報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

大変ご苦労さまでした。

以上で諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定から日程第22 認定第22号 平成25年度北杜市病院事業特別会計決算の認定までの22件を一括議題といたします。

本件につきましては決算特別委員会に付託しておりますので、決算特別委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

決算特別委員長、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○決算特別委員長（保坂多枝子君）

平成26年9月25日

北杜市議会議長 渡邊英子様

決算特別委員会委員長 保坂多枝子

決算特別委員会委員長報告

決算特別委員会は、去る9月2日の平成26年第3回北杜市議会定例会において付託された事件を9月8日、9日、10日、11日に議員協議会室において慎重に審査いたしましたのでその経過ならびに結果についてご報告申し上げます。

付託された事件は次のとおりです。

認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定

認定第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

認定第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

- 認定第 5 号 平成 2 5 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 6 号 平成 2 5 年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 7 号 平成 2 5 年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 8 号 平成 2 5 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 9 号 平成 2 5 年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 0 号 平成 2 5 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 1 号 平成 2 5 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 2 号 平成 2 5 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 3 号 平成 2 5 年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 4 号 平成 2 5 年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 5 号 平成 2 5 年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 6 号 平成 2 5 年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 7 号 平成 2 5 年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 8 号 平成 2 5 年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 1 9 号 平成 2 5 年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 0 号 平成 2 5 年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 1 号 平成 2 5 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第 2 2 号 平成 2 5 年度北杜市病院事業特別会計決算の認定

以上 2 2 件であります。

審査の結果について、ご報告いたします。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。  
まず認定第 1 号 平成 2 5 年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「実質単年度収支が大幅に改善されているが、今後の財政の見通しは」との質疑に対し「平成 2 5 年度実質単年度収支においては約 4 0 億円の黒字となっている。これは大雪に対する特別交付税が 3 億円多く交付されたことや国からの要請により給与の特例減額を行ったことにより歳出が約 1 億円減額されていること、地域の元気臨時交付金 3 億 5 千万円の交付があったことなど臨時的な要素により黒字額が拡大したものであり、財政見通しについては楽観できる状況にはない。また、公共施設マネジメント白書によれば現在の公共施設を仮にすべて維持した場合、今の歳出額に年平均で 2 5 億円から 3 0 億円の施設維持費の負担が増加するとされているが、この経費は盛り込まれていないことから、その点についても念頭に置きながら、引き続き財政の健全化に真剣に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

次に「他会計への繰出金の今後のあり方については」との質疑に対し「公営企業繰出金については毎年度、総務省が地方財政計画に計上した繰出金の内容を繰出基準として定めている。この繰出基準に該当するものがいわゆる基準内繰出であり、一般会計の負担額の一部が交付税で措置されている。一方で基準外繰出は財政措置がないことから一般財源の持ち出しとなる。公営企業については独立採算が基本ではあるが、基準外繰出をなくしてすべて使用料で賄うこととするのか。あるいは使用料を抑制して引き続き一般会計から繰り出すことにより、広く税收で負担を行うほうが良いか議論が必要であり、今後も繰出金のあり方を検討していきたい」との答弁がありました。

次に「大雪のときの除雪の対応は」との質疑に対し「地域で協力してくれた方は、協力依頼



を区長経由でお願いした。燃料費については区長を通して支払いを行った。業者については除雪が進まない道路については、指定路線の除雪が終わった業者に除雪をお願いし対応してきた」との答弁がありました。

次に「第2子以降保育料無料化を含む保育料の軽減額が減少しているが、制度の効果はあるのか」との質疑に対し「未満児の入園は増加してはいるが、児童数は100人以上減少していることから軽減額は年々減少している状況である。ただ軽減額は減少しているものの、軽減率は増加していることから、子育て世帯の経済的な支援に対しては有効であると考えている」との答弁がありました。

次に「特定鳥獣適正管理事業（管理捕獲）委託2,025万円の支払い先と猟友会8支部に対する有害鳥獣捕獲活動等支援交付金288万9,400円の関連は。また、捕獲後の処理方法および処理経費に対する補助等はあるのか」との質疑に対し「特定鳥獣適正管理事業による管理捕獲委託はニホンジカ・イノシシ・ニホンザルを県の捕獲計画に基づき捕獲しており、ニホンジカとイノシシは1頭1万5千円、ニホンザルは1頭2万5千円を捕獲した猟友会の会員に支払っている。また有害鳥獣捕獲活動等支援交付金は、ツキノワグマ等も含め捕獲活動に対して猟友会8支部に支払っている。捕獲したニホンジカ等の処理については埋設しており、平成25年度からは県が補助要綱を定め補助できるようになったが、処理方法について細かな制限があったことから補助対象とならなかった。平成26年度については、要綱が緩和されたことから処理経費について補助金交付を行う予定である」との答弁がありました。

次に「姥神住宅の耐震化に伴ってトイレの水洗化を行ったことによって、家賃は変更されたのか。値上げ額は工事費に見合ったものか」との質疑に対し「住宅環境が改善されたことから国土交通省の示す基準に伴い500円から1千円値上げをした。市営住宅は、住宅に困窮する方に提供することが目的であることから、工事費用に見合うように使用料を変更することは本来の目的にそぐわない」との答弁がありました。

次に「6月に議長名で提言した指名競争入札に対する改善はいつ行われるのか」との質疑に対し「いただいた提言を踏まえ他市等の取り組み状況を調査・研究の上、十分に精査したあとに指名参加の取り扱いや基準について、できるだけ早く決めていきたいと考えている」との答弁がありました。

次に「給食費の滞納の理由とその対応は」との質疑に対し「滞納の理由としては主に経済的な理由による。督促状を送り戸別訪問を行い徴収に努めている」との答弁がありました。

質疑終結後の討論では「はじめに北杜市では、国民健康保険税の未納世帯が増えている。市では未納世帯に対して、病院の窓口で10割支払いの資格証明書を発行している。資格証明書を発行された世帯のほとんどは病院にかかっていない。また1カ月の短期保険証も多く発行されている。高くても払いたくても払えない国保税を一般会計から繰り入れて引き下げるべきである。国保税の所得に対する負担率は10%を超え大変重いものである。次に北部ふるさと公苑地域対策補償料427万5千円を支出している。現在は北部ふるさと公苑ができていて、迷惑料としての意味はなくなっているにもかかわらず20年以上補償を行っている。次に簡易水道特別会計への11億円余を支出しているが実際には7割しか使っていない。使用した水量だけ支払いをすれば2億円余の支出が節約できる。山梨県にその負担を求めるべきである。次に景観と環境破壊をもたらすリニア中央エクスプレス建設促進期成同盟会に負担6万9,500円を支出している。最後に景観と環境破壊をもたらす、多額の税金を使う中部横断自動

車道建設促進期成同盟会の会費5万1,200円の支払いを行っている。よって認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算に反対する。」

一方「特別会計へ基準外繰出をしていることは現実ではあるが、市民に負担をかけて料金として徴収し特別会計を維持するのか、政策的に市民の安心・安全や公共的な立場から生活の苦しい方々にライフラインである飲料水を供給するなどの公共サービスの提供のために基準外繰入も止むなしと判断した結果が決算書に表れている。また北杜市は合併以来、多くの起債を抱えてきた。しかし、国の経済対策等を最大限に利用し起債を借入れ、繰り上げ償還を行いながら効率的な資金運用を行い、その結果は北杜市の健全化判断比率の数値に表れている。実質公債費比率は12.9%、将来負担比率は52.8%である。苦しいながらも職員給与の減額や市民の理解を得て、今日の健全な財政状況に至っている。そのような中、夢のある事業を取り入れ、なるべく有利な補助金を獲得し、職員の日ごろの努力により、例えば2月の大雪の時に見られるように特別交付税に3億円が加算されることとなった。そのほか交付金等においてもそうした努力が見ることができ、評価の高い決算となった。リニアについても中部横断自動車道についても山梨県および長野県など広域的な観点から考えると、夢や希望が持てる期待のある事業である。特に中部横断自動車道に関しては、長坂・八千穂間の34キロが開通すると静岡から新潟、北関東へ一直線に結ばれ、広域的な防災体制や広域連携・物流、文化の交流については多大な効果がある。また、生活困窮のための生活保護も年々伸びていることについて指摘したところ、増加の要因としては高齢者世帯の増加によるものであり、年金収入が少ないなど生活に困窮している世帯の相談に積極的に応じているとの回答もあった。平成25年度の決算は10年目を迎え誇り高いものとなった。よって認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する。」

また「北杜市は合併当初より財政健全化を最重要課題として掲げ毎年度、努力を重ねてきた。その成果は実質公債費比率と将来負担比率の大幅な改善として現れてきている。実質公債費比率は平成20年度決算で19.1%であったものが平成25年度決算では12.9%に、将来負担比率は平成20年度決算で167.3%であったものが平成25年度決算では52.8%と大幅な改善が図られている。これらは定員管理計画に基づき、各年度の目標を超える職員の削減や特別職および職員の給与カットをする等、痛みを伴う思い切った改革を行い、また合併時1千億円を超えていた地方債残額の積極的な繰上償還により、9年間で243億円と大幅な減額に努め、加えて国の施策や財政支援の情報を迅速かつ的確に捉え、それらに対応する等により財政基盤の強化に努力してきた成果である。このように緊縮財政に努める一方、近年、行財政需要が多様化する中で、市民サービスの一層の向上と行政の停滞を招かず市民の期待と要望に応えるため、子育て支援策として子育て支援住宅の建設、保育料の第2子以降の無料化や子ども医療費窓口無料化の拡大、北杜市の玄関としての小淵沢駅舎の建設、駅前広場の整備、2月の大雪対策への迅速かつ的確な対応などの特徴ある事業、緊急性を要する事業に、北杜市の将来を見据えて、果敢にかつ積極的に挑戦しようとする市長以下職員の姿勢は多くの市民が理解するところであり、また期待するところである。しかし平成25年度の実質公債費比率と将来負担比率も改善されてきたとはいえ、県内他市町村との比較では、まだ中位に位置する状況は行財政改革をさらに進め、施策推進に当たっては其の緊急性・必要性・投資効果等についての的確に判断し、慎重に対処する等、今後、一層の財政健全化に努力していただくことが必要であり、強く求められている。合併後9年間の行財政運営への取り組み状況から判断し、ベン

チャー自治体北杜市として大きな目標を示し、一層充実していくものと確信する。よって認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第2号 平成25年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「平成24年度と比較して平成25年度の医療費が減少している要因は。医療費は過去3年間落ち着いているように見えるが、国保会計の今後の見通しは」との質疑に対し「年間500万円以上の高額医療対象者が23名から16名に減少したこと、年度平均被保険者数が117名減少したこと、インフルエンザの大きな流行がなかったこと、大雪のため通院回数が減少したこと等が要因である。国保会計については医療給付費が過去5年間平均では2.8%の伸びとなっており、平成25年度の医療費は減っているものの平成26年度は現在、急激に伸びていることから今後、医療費が増加することが予想される」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第4号 平成25年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「北杜市は施設が多く居宅サービス給付費に比べて施設サービス給付費が多く支出されているようであるが」との質疑に対し「北杜市の介護サービス費の割合は施設介護サービス給付費が6割、居宅介護サービス給付費は4割の割合であり、山梨県下でも施設介護サービス給付費が多いところである。居宅介護サービスに比べて施設介護サービスは、限度額の上限まで利用しているためである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「簡易水道事業に対する一般会計からの基準外繰入はいつまで行う予定か。基準外繰出金は一般会計に負担を掛けることになり、簡易水道事業の財政健全化のためにも基準外繰出金をなくすべきではないか」との質疑に対し「供給単価は約157円に対して給水原価は約214円であり、その差は立方あたり57円となっている。基準外繰出金に頼らずに、この差を埋めるとすると水道料金の値上げにつながることになる。施設の老朽化に伴う費用も水道料金に加味することになってしまう」との答弁がありました。

また「基準外繰入をしないと不足額を水道料金に上乗せして徴収することになり、命を守る水を安価に提供するためには、基準外繰入も仕方のないことなのではないか」との質疑に対し「水道料金の統一に向けて経過措置期間でもあり、またライフラインである水を生活に困窮する世帯に安価に提供するためには、基準外繰入もやむを得ないと考えている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第8号 平成25年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「浄化槽市町村整備推進事業では、どの地域に浄化槽を整備したのか」との質疑に対し「須玉町東小尾地域である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第9号 平成25年度北杜市新エネルギー事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「用地借地料の契約件数および面積、単価、地目は」との質疑に対し「契約は44名と行い土地は約100筆、地目は主に畑である。契約単価は1平方メートル当たり42円であり、総面積は9万2,262平方メートルである」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第10号 平成25年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「往診の患者数は」との質疑に対し「往診している患者は33人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に認定第11号 平成25年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

「往診の患者数は」との質疑に対し「往診している患者は6人である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

認定第3号 平成25年度北杜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、認定第5号 平成25年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第7号 平成25年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第12号 平成25年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定、認定第13号 平成25年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第14号 平成25年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第15号 平成25年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第16号 平成25年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第17号 平成25年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第18号 平成25年度北杜市小淵沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第19号 平成25年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第20号 平成25年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第21号 平成25年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定、認定第22号 平成25年度北杜市病院事業特別会計決算の認定の14件については質疑、討論ともなく、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時00分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

ただいまの委員長報告ですが、報告に誤りがありましたので訂正をお願いいたします。ご迷惑をかけて申し訳ありません。よろしくをお願いいたします。

認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

先ほどの報告のところでは質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決定いたしましたと報告させていただきましたが、ここで討論がございましたので付け加えさせていただきます。

質疑終結後の討論では「財政に厳しい北杜市にあって基準外繰入をしなければならないが、将来にわたって解決すべき見通しを持つべきである。よって認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算に反対する。」

一方「基準外繰入については一般会計において認定がされ、可決されている。ライフラインである水を生活に困窮する世帯に安価に提供するためには、基準外繰入もやむを得ない。簡易水道事業においては国庫補助金を有効に活用し、料金改定にいたっても国の指針に従い、地方自治体間の料金格差が2.1倍以上あってはならない状況にあって料金改定を行ってきた。よって認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道特別会計歳入歳出決算に賛成する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

決算特別委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、決算特別委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって決算特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから、認定第1号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

原案に反対者の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

認定第1号 平成25年度一般会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

安倍政権の経済政策、アベノミクスで潤ったのは一部の大企業と大資産家だけで非正規労働者が増え、多くの国民は所得が減少し景気回復を実感していません。

安倍政権は今年になり消費税増税の一方で、法人税減税や公的年金資金の株式市場への投入拡大など、大株主や外国人投資家のための経済施策を進めています。消費税増税の理由とされた社会保障は逆に破壊され続けています。アベノミクス下で貧富の格差は拡大し貧困世帯の増加、子どもの貧困化など貧困問題は深刻化しています。

以下、反対理由を述べます。

第1に北杜市では国民健康保険税の未納世帯が増えています。市では未納世帯に対して病院の窓口で10割支払いの資格証明書を発行しています。資格証明書を発行された世帯のほとん

どは病院にかかっていません。また1カ月の短期保険証も多く発行されています。高くても払いたくても払えない国保税を一般会計から繰り入れて引き下げるべきです。国保税の所得に対する負担率は10%を超え、所得の少ない人ほど重いものです。

第2は北部ふるさと公苑地域対策補償料として427万5千円を支出していることです。現在は北部ふるさと公苑ができているので、迷惑料としての意味はなくなっているにもかかわらず20年以上補償を行っています。この支出はやめるべきです。

第3は簡易水道特別会計へ11億円余、支出しています。実際に7.5割の水量しか使用していません。使用した水量だけ支払いすれば2億円余、支出が節約できます。過大な水需要のもとにダム建設をした山梨県にその負担を求めるべきです。

第4はリニア中央エクスプレス建設促進期成同盟負担6万9,500円、支出していることです。都市部の大深度地下、南アルプスの貫通など東京・名古屋間の86%が地下トンネルです。膨大な残土の処理場所、方法がほとんど決まっています。トンネル工事で水脈を切れれば水枯れや異常出水が起こります。すでに山梨実験線の周辺では、水枯れや異常出水が起きています。電磁波が身体に及ぼす影響も心配されます。9兆円もの巨費を投じてリニア中央新幹線を建設する必要はなく、景観と環境破壊を止めなければなりません。東海道新幹線や在来線の地震・津波対策の強化こそ急務と考えます。

第5は中部横断自動車道建設促進期成同盟会会費5万1,200円、支出されています。景観と環境破壊をもたらし、多額の税金を使う高速道路の建設は必要ありません。

第6は平成25年度末の財政調整基金が47億1,949万円あります。この1%が4,700万円ですので3%、1億4,100万円を活用すれば子どもの医療費窓口無料を中学3年生まで拡大するのに3千万円、高すぎる国保税1世帯1万円引き下げるのに必要な9,600万円も出てきます。お金を有効に使って住民の負担を減らすことが今、求められています。

以上を述べて反対討論を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

認定第1号 平成25年度一般会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

合併10年、第1回目の決算は旧7町村の16年度分と北杜市になってからの4カ月分の認定でありました。その資料の重量は1人分14.7キロもありました。2回目は小淵沢町を迎えた17年度。この年より自治体の財政評価の基準が変わり、自治体が破綻するという事態が表われました。本市においても市債残高1,009億円。実質公債費比率18%。大きな事業をする場合は知事の許可が必要という状態でした。第2の夕張かと危惧される財政状況が明らかになり、市民はその額の多さに驚きバラ色の合併の夢に不安を抱いたときでありました。

以来、市長は市民に対しことあるごとに痛みを伴う改革をせざるを得ない、職員とともに汗をかき健全化に取り組む、市民の皆さんにはご理解・ご協力をお願いしたいと訴えながらの職員の勧奨退職制度、職員数の適正化に取り組み、併せて市三役、職員、議員の給料・報酬の減額、そしてすべての事業でのシーリング、積極的な繰上償還等々、矢継ぎ早に対応策を講じてきました。

しかし一方では苦勞もあるが夢もあると北杜市の天地人を例えながら、人と自然と文化が躍

動する環境創造都市の具現化に向けて、ベンチャー自治体北杜市を提言。まず新エネルギー政策のトップランナーとして地の利を生かした小水力発電、メガソーラー発電、家庭用助成、学校ソーラー等々、先進的な取り組みにより合併から4年、ついに地域づくり総務大臣表彰の頑張る地方応援表彰を受賞。その後、平成22年度の機構改革により斬新的な食と農の杜づくり課、子育て支援課を設置。芸術文化の取り組みと併せ、一流の田舎町北杜市を提唱。そして平成23年度、実質公債費比率は17.1%となり、平成24年度15.5%、そしてこの25年度決算ではなんと12.9%にまで改善されてきました。この間、市債残高は766億円となり243億円の削減。併せて平成27年度から段階的に縮減される実質交付税は、平成32年度には40億円もの減額が予想されているため、基金も50億円から172億円に増額。双方合わせると365億円の改善が図られてきました。そして今、地方と都市の格差への対応として企業誘致において製造型企業はもとより農業法人の誘致、事業展開に伴い、また新たなキャッチフレーズ、安全・安心日本の台所北杜市を掲げました。この10年間、先進地視察として本市を訪れた行政視察はなんと2千件を超えたとのことであります。いまや北杜市は立派に自立し、その存在感を広く国内外に示しています。そして次の10年、そのまた将来を見据えて、10年間の集大成としての今決算においては、バランスのよい健全化に向けての取り組みについて監査委員からも高い評価を受けており、市民にもまさに夢と希望、勇気と自信を与えることのできた決算であったと評価をし、認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

反対の方はいらっしゃいますか。

（なし）

それでは、原案に賛成者の発言を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

議員全員で構成しました決算特別委員会で慎重審査した結果、先ほど委員長の報告のとおり認定であります。基本的には委員会の結論を尊重すべきであります。

さて地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するため健全化判断比率が算定され、公表をされております。

北杜市は合併当初より財政健全化を最重要課題として掲げ、毎年度努力を積み重ねてまいりました。その成果は、実質公債費比率と将来負担比率の大幅な改善として大きな成果が表われております。

実質公債費比率は、平成20年度決算において19.1%であったものが平成25年度決算におきましては12.9%、将来負担比率は平成20年度決算で167.3%であったものが平成25年度決算におきましては52.8%と大幅に改善が図られてきております。これらは定員管理計画に基づき各年度それぞれの目標数値を超える職員の減員、また特別職や一般職の職員の給与をカットする等、痛みの伴う思い切った改革を行い、また合併時1千億円を超える

地方債の残額を積極的かつ計画的に繰上償還等を行い、9年間で243億円という大幅な減額に努めてまいりました。加えて国の施策や財政支援の情報を迅速かつ的確に捉え、それに対応する等により財政基盤の強化に努力してきた、その成果であると思います。

このように緊縮財政に努める一方、近年、行財政需要が多様化する中で市民サービスの向上と行政の停滞を招かず市民の期待と要望に応えるため、子育て支援策として子育て支援住宅の建設、保育料の第2子以降の無料化、そして子ども医療費窓口無料化の拡大、北杜市の玄関口としての小淵沢駅舎の建設、駅前広場の整備、それに今年の2月の大雪対策等への迅速かつ的確な対応など特徴ある事業、また緊急性を要する事業に北杜市の将来を見据えて果敢に、かつ積極的に挑戦しようという白倉市長をはじめとする職員の皆さまが一丸となった、その姿勢は多くの市民の皆さま方が理解するところであり、大きな期待をしているところでもあります。

しかし平成25年度の実質公債費比率と将来負担比率を大幅に改善されてきたとはいえ、まだ道半ばであると思います。県内他市との比較をしてみますと、真ん中に位置する状況は行財政改革をさらに進め、施策の推進にあたってはその緊急性、必要性、そして投資効果等についての的確に判断し慎重に対処する等、今後、一層財政健全化に努力していくことが必要であり強く求められております。

合併後9年間の北杜市の財政運営の取り組み状況から判断し、ベンチャー自治体北杜市として大きな目標を示し、財政健全化と住民サービス向上に取り組む、その真摯な姿勢は今後も継続し一層充実していくものと確信し、そして期待をし認定第1号 平成25年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第1号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。



したがって、認定第2号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、認定第3号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

はじめに、原案に反対の発言を許します。

岡野淳君。

○8番議員(岡野淳君)

認定第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に反対の立場で討

論させていただきます。

北杜市簡易水道事業特別会計は毎年、一般会計からの基準外繰り入れが続いています。分かりやすく言えば赤字続きということです。北杜市は財政が厳しく、いろいろな行政サービスを切り詰めざるを得ないと言いながら、先日の決算特別委員会の答弁では簡易水道事業特別会計の健全化には毎年3億円から4億円の資金投入が必要であり、一般会計からの基準外繰入はやむを得ないというものでした。これは同会計の健全化を目指すという前提を持たない姿勢であり、今後も市の財政を圧迫する要因の1つであり続けることを容認するものと言わざるを得ません。

水道料金改定問題では大泉の住民による訴訟にまで発展していますが、この問題の根本の1つは北杜市の簡易水道事業特別会計の健全化になんら寄与することなく、例えば13ミリ系で1カ月あたり20立方メートル使用した場合の料金を、合併以前に大赤字だった地域では約35%以上も下げ、健全経営だった大泉の料金を逆に約50%も値上げするというアンバランスなやり方で料金の統一のみを先行させ、将来の会計健全化の道筋を示していないことです。

決算認定では基準外繰入を容認し続けるのではなく、例えば平成22年1月15日付けの当時の生活環境部長名の文書で、将来は統一を目指すとして再値上げを示唆したように北杜市の財政健全化の一環として平成25年度の決算では基準外繰入をせざるを得なかったが、将来的にはこうした事態を解消するための計画を示すべきではないでしょうか。

会計健全化に向けた将来ビジョンが示されないまま、なし崩し的に一般会計を圧迫し続ける北杜市の簡易水道事業特別会計決算の認定を認めるわけにはいかないと考え、反対討論といたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計決算に賛成の立場で討論をいたします。

まずもって、決算特別委員会の結論は認定でございます。そして先ほど来より繰り入れを行うということにつきまして、財政が逼迫するので反対というようなご意見がございましたが、しかしこの北杜市簡易水道事業特別会計に一般会計より繰り入れを行わなければ、この簡易水道特別会計は破綻をいたしまして、水道水の供給ができないということになります。地方自治体はそこに住む住民に一定のサービスを供給し続けなければなりません。水というのは誰もが命をつなぐのに大切な水であり、この会計が逼迫したときに一般会計から繰り入れをしなければならぬ現実があるわけでありまして、これはまずもって避けることはできないというふうに考えているところでございます。

また水道料金統一につきましては、合併以前より合併協定によりましていづれしていくという協定書のもとに、これはしなければならぬ現実があったということでございます。北杜市は当時の小淵沢町を除き簡易水道の統合事業にまい進しておりました。そしてそれらの交付金の獲得のために、この水道料金のある程度の統一はやむを得なかったわけでございます。

北杜市内におきまして当時、武川のおよそ700円、そして高根の3千円を超える、この料金格差が約4倍以上もあったわけでございます。しかしわれわれは学ばなければならないこと

がございました。旧高根町清里においての水道裁判においては破格の、簡単に言うと料金格差によりまして、これらは敗訴したわけでございます。そういったしますと現実、料金を統一していかなければ、これは当時の判例の中で約2.1倍ぐらいまでは認めるけども、それ以上は認めないというもとに出された判決でございます。やはり市としてはそれらに従いながら、財政の健全化にも当然国庫補助等を利用しながらまい進し、そしていろんな整備をしながら今日まで至っているわけでございます。

そういった経過からいたしますと、この簡易水道特別会計を守り住民の命を守るということにつきましては、基準外繰入もやむなしというふうに判断するのが当然であると思います。

以上の理由によりまして、本認定に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、認定第6号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、認定第6号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、認定第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、認定第9号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第9号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。  
次に、認定第10号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第10号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第11号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第11号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第12号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第12号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第13号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第13号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第14号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第14号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第15号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第15号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第16号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第16号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第17号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第17号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第18号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、認定第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第18号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

た。

次に、認定第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第19号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第20号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、認定第21号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第22号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、認定第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第22号は決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第23 議案第79号 北杜市証紙条例を廃止する条例についてから日程第31 請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第79号、議案第84号、議案第85号、議案第88号および請願第3号について報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長(中嶋新君)

委員長報告をいたします。

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は9月2日の本会議において付託されました事件を9月16日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第79号 北杜市証紙条例を廃止する条例について

議案第84号 動産の取得について(地域機能維持支援用除雪機)

議案第85号 動産の取得について(軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車)

議案第88号 不動産の処分について(旧みつは保育園)

請願第3号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願

以上5件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第79号 北杜市証紙条例を廃止する条例についてであります。

「事務処理に対しては機械化を進めている状況にあつて、現金收受をすることに対する職員の負担はどうなるのか」との質疑に対し「今まで現金收受を職員が行ってこなかったことによ



り職員の事務量は増加するが、証紙券売機の現金整理および手数料等の分類作業はなくなる。また、県内12市においては現金收受により事務処理を行っており問題はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第84号 動産の取得について（地域機能維持支援用除雪機）であります。

「163台すべて同じ型となるのか。また行政区における維持管理の方法と保管場所については」との質疑に対し「すべて同じ型とする。管理は行政区に任せ、行政区内で保管場所を決めてもらうこととしている。すでにある倉庫や消防のポンプ庫に置いてもらう予定であり、新たな施設に対する補助は考えていない」との答弁がありました。

また「各行政区以外に配備する場所の詳細は」との質疑に対し「いずみ保育園は支所と兼用することから、それ以外の保育園にはすべて配備する。小中学校は全校に配備する。支所は明野・高根・小淵沢・白州・武川に配備し、その他としては保健センターおよび明野総合会館に配備する」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第85号 動産の取得について（軽四輪駆動小型消防ポンプ積載車）であります。

「これまでは普通車だったので3名以上の団員がそろった場合に出動していたが、軽四輪となった場合の出動態勢は」との質疑に対し「軽四輪の場合、運転席に2名、ポンプ積載部に2名が搭乗することができることから出動態勢はこれまでと変わらない」との答弁がありました。また「購入に対する財源は。今後の更新の方針は」との質疑に対し「財源は合併特例債を活用する。今後の更新の方針としては、小型ポンプについては25年以上経過した車両について平成32年度までは毎年10台を更新していく。またポンプ車については、20年以上経過したものについて平成32年度までは毎年1台更新していく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第88号 不動産の処分について（旧みつは保育園）であります。

「不動産鑑定をもとに解体費を差し引いたのちの75%を軽減したということによいか。また、譲渡先の建物建設等の今後の予定を確認した上で譲渡することとしたのか」との質疑に対し「不動産鑑定を行い土地の評価額を算出し、建物の撤去費用をあらかじめ差し引いたあとに75%を減額した。また譲渡の相手方の今後の活用については事前に相談があり、これから施設整備を検討するにしても、借地に建設する場合には有利な補助等が受けられないことから、事業を継続するために土地を譲渡してもらい、引き続き事業を展開していきたいとの意向があったことから、北杜市の保健福祉に今後も貢献してもらえらるものと判断し、譲渡することとした」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第3号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願についてであります。

紹介議員の出席のもと、慎重な審査を行いました。

「わが国は戦後崇高な日本国平和憲法の下、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを護るため「必要最小限の自衛措置をとる」として自衛隊を保持している。かつてこれも違憲という批判もあったが、このことにより戦後日本が戦争に巻き込まれたことは一度もなく、真に抑止力となり平和な日本が維持されてきた。このような状況において「自衛権の基本的解釈は

変えることなく、有効な抑止力の向上のため」の変更は必要である。よって、原案に反対する。」「集団的自衛権行使は、憲法上許されないとする政府見解は半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて定着・確定してきたものである。それを国民多数の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論も行わないまま一片の閣議決定によって覆すことは憲法破壊のクーデターと呼ぶべき暴挙である。よって、原案に賛成する」との討論があり、また「集団的自衛権の解釈をその時々の中閣が都合よく変えることはあってはならないことであるが、この請願は憲法9条を護りたいという内容である。憲法9条にあるように、まったく武力を保持しない状況で国民の生命財産をしっかりと守ることができるのか、憲法9条があるだけで日本が平和でいられるのか難しい問題である。すでに閣議により決定されており、この請願自体が効力を失っている。今後は日本の平和と国民の生命・財産を護るために憲法の条項の変更を含め法律をいかに改正するかが重要である。よって、原案に反対する。」「集団的自衛権を引き合いに出して、憲法解釈を時の内閣が都合よく変更してしまうことにそもそも問題がある。これを許してしまうとその時々でいかようにも憲法解釈ができてしまうという前例をつくることになる。これを食い止めないと最悪の事例を認めることになる。憲法解釈を時の内閣が都合のいいように一方的に変更することは阻止しなければならない。よって、原案に賛成する」との討論がなされ、起立採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第87号および請願第4号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、文教厚生常任委員会から報告をさせていただきます。

文教厚生常任委員会は、9月2日の本会議において付託されました事件の審査を9月17日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第87号 不動産の取得について（史跡梅之木遺跡）

請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書

以上2件であります。

審査の結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず議案第87号 不動産の取得について（史跡梅之木遺跡）であります。

「史跡整備後のPRは、フラワーセンター等との連携は」との質疑に対し「竪穴式住居の製作に参加してもらうなどイベントを開催し集客を図る。観光協会とも連携していく。また「地

元との協力体制は」との質疑に対し「梅之木遺跡保存管理計画を地元の区長や財産区にも委員として参加してもらい策定していく。計画の中に地域の方の参加も促すような方策も取り入れていく」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第4号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書についてであります。

「国庫負担拡充を行うことにより具体的にどのような影響があるのか」との質疑に対し「本来、義務教育は国が負担すべきものである。県のはぐくみプランにより少人数学級を行い、きめ細やかな指導がなされている。その県の教員配置や北杜市が市単で配置している教員の負担を少しでも国に見てもらうことが請願の趣旨である」との答弁がありました。また「これまで何度も少人数学級については請願が出されているが、出されてきた請願がどのように成果を上げているのか」との質疑に対し「グループ学習を行うことにより子どもたちの学びや話し合いによる学習がしやすくなる。工夫を凝らした授業を行うことによって、子どもたちの学習意欲の向上が図られる。国も義務教育法の中で少人数学級を定義付けているが、財政的な負担から実施できない状況にある」との答弁がありました。また「北杜市においては、少人数学級すぎて学校統合という問題が出ており、少人数学級の実現は北杜市の実情に合っていない請願であり、何度も請願として出されたが改善されていないことから請願の内容を北杜市の状況に合ったものにすべきでは」という質疑に対し「請願の成果は毎年前進している。県のはぐくみプランとして少人数化について成果は着実に出ているが、内容については検討することも必要である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第86号および議案第89号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長（相吉正一君）

経済環境常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年9月25日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、9月2日の本会議において付託されました事件の審査を9月18日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

## 審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。  
まず議案第86号 不動産の処分について（浅尾原財産区）であります。

「不動産の処分に伴い税法上賦課されることはあるか」との質疑に対し「公共団体であるため非課税となる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第89号 市道路線の認定についてであります。

質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

### ○議長（渡邊英子君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後12時02分

再開 午後 1時30分

### ○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

相吉正一君。

### ○10番議員（相吉正一君）

先ほどの経済環境常任委員会委員長報告の中で、説明の中で一部落ちがありましたので追加報告をさせていただきます。

付託された事件

議案第86号 不動産の処分について（浅尾原財産区）

議案第89号 市道路線の認定について

以上2件であります。

### ○議長（渡邊英子君）

次に議案第79号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第79号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第84号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第84号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第85号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第85号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第86号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第87号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第87号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第88号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第88号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第89号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第89号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

これから請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます・・・清水進君。

原案に賛成ですね。清水進君。

○11番議員（清水進君）

請願第3号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書の提出を求め  
る請願、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

7月1日、政府は集団的自衛権の行使等を容認する閣議決定を行いました。集団的自衛権の  
行使容認は日本が武力攻撃をされていないにもかかわらず、他国のために戦争することを意味  
し、戦争しない平和国家としての日本の国のあり方を根本から変えるものであります。

集団的自衛権の行使は憲法第9条の容認するところではなく、そのことはこれまでの政府の  
憲法解釈においても長年にわたって繰り返し確認されてきたところであります。

このような憲法の基本原理に関わる重大な変更、すなわち憲法第9条の実質的な改編を国民  
の中で十分に論議することなく、憲法に拘束されるはずの政府が閣議決定で行うということは  
背理であり、立憲主義に根本から違反しております。本閣議決定はわが国の存在・存立が脅か  
され、国民の生命・自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある等の文言  
で集団的自衛権の行使を限定するものとされておりますが、これらの文言は極めて幅広い不確  
定概念であり、時の政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性が極めて大きいと言えま  
す。さらに本閣議決定は集団的自衛権の行使容認ばかりではなく、国際協力活動の名の下で自  
衛隊の武器使用と後方支援の権限を拡大することまで含めようとしている点等も看過できませ  
ん。日本が過去の侵略戦争の反省のもとに決定した恒久平和主義を堅持することは、日本の侵  
略による悲惨な体験を受けたアジア諸国の人々との信頼関係を構築し、武力に寄らず紛争を解  
決し平和な社会をつくり上げる礎になるものであります。

日本が集団的自衛権を行使すると、日本が他国間の戦争において中立国から交戦国になると  
ともに国際法上、日本国内すべての自衛隊の基地や施設が軍事目標となり、軍事目標に対する  
攻撃に伴う民間への被害も生じてまいります。集団的自衛権の行使等を容認する本閣議決定は  
立憲主義と恒久平和主義に反し違憲であります。かかる閣議決定に基づいた自衛隊法等の法律  
改正も許されるものではありません。

以上の理由から、北杜市議会として集団的自衛権の行使を容認する本閣議決定に対して強く  
抗議し、その撤回を求めるとともに今後、関係法律の改正等が許されないことを明らかにし、  
反対していくことが重要だと考え、意見書提出をすべきだと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対の発言を許します。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

請願に反対の立場で討論をいたします。

今回、初めて集団的自衛権を行使できるようになったと言いますが、それはまったく違いま  
す。今回の閣議決定は、従来のわが国の憲法が許容している専守防衛のための個別的自衛権の  
範囲内であります。その上で、個別的自衛権の今まで欠けていた部分を補完、拡充するもので  
あることから解釈改憲などはそもそもが存在しない。解釈を行う公的機関は裁判所でありませ  
が、最高裁判所は1959年の砂川事件判決の中で少なくとも個別的自衛権があると認めてい

る。これは正当なる三権分立に従って司法が憲法解釈を行ったものであり、政治的な解釈改憲はもともと存在しません。

今回の決定では、武力の行使はわが国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるとし、あくまで自国防衛に限った措置であることは明確にいたしました。これは言わば個別的自衛権に匹敵するような事態にのみ発動されるという憲法上の歯止めになっており、外国の防衛それ自体を目的とした集団自衛権は認めていません。基本的な論理は憲法9条の下では今後とも維持されなければならないと明記されており、この基本的な論理を変える解釈の変更は認めていません。つまり今回の決定は平和主義という憲法の柱を堅持し、憲法第9条の下で認められる自衛の措置の限界を示したものであると考え、請願には反対といたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

賛成者の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

請願第3号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

安倍政権は7月1日、国民多数の反対の声に背いて集団的自衛権行使容認を柱とした解釈改憲の閣議決定を強行した。閣議決定は憲法9条の下では、海外での武力行使は許されないという従来の政府見解を180度転換し、海外で戦争する国への道を開くものとなっている。こうした憲法改定に等しい大転換を与党の密室協議を通じて、一片の閣議決定で強行するなどというのは立憲主義を根底から否定するものである。

もともと集団的自衛権行使は憲法上、許されないとする政府見解はある日突然、政府が表明したというのではなく、半世紀を超える長い国会論戦の積み重ねを通じて定着・確定してきたものである。それを国民多数の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論を行わず、与党だけの密室協議で一片の閣議決定によって覆すというのは憲法破壊のクーデターとも呼ぶべき暴挙であることを強く指弾しなければなりません。

閣議決定は強行されたが、日本国憲法は1号たりとも変わっていない。あの閣議決定が憲法違反であり、政権の暴走がいかなる正当性を持たないことは明白である。

日本は今、戦争か平和かを巡って戦後最大の歴史的岐路を迎えている。子どもたちに手渡したいノーベル平和賞候補の日本国憲法9条と9条を保持する国民の力を「NO集団的自衛権、戦争する国は嫌です」、これは8月15日、山梨日日新聞の意見広告の呼びかけです。集団的自衛権の行使を許さない意見広告実行委員会代表 椎名慎太郎山梨学院大学教授。この意見広告は個人4,315人、団体・グループ146の賛同によってつくられました。個人は1口1千円。団体は1口5千円でした。私も多くの方に賛同していただきました。短期間にこれだけ多くの方が賛同して、2面の紙面いっぱいの意見広告が成功したことは多くの県民が危機感を持っている証拠だと思います。皆さん、もう目にしたと思いますけれども山日新聞の2面の広告です。こういう意見広告を出したわけです。まだ見ていない方は8月15日の、終戦の日の山梨日日新聞です。

世界に誇る日本の宝、憲法9条をなきものにする逆流に反対するすべての良識ある国民の声を1つに集め、海外で戦争する国づくりを許すな、解釈で憲法を壊すな、この1点での国民的



共同で安倍政権の軍国主義復活の野望を阻止しなければなりません。

議員の皆さん、思い起こしてください。北杜市議会が2005年、平成17年、非核平和都市宣言をして市民一人ひとりに平和意識の醸成を図ると訴えています。

以上を述べて、請願第3号の賛成討論を終わります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に反対者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

原案に反対の立場で討論をいたします。

今日、東南アジアも含め日本を取り巻く安全保障の環境はますます厳しさを増しております。そしてこのことはまさに国民の生命・財産を脅かすものとなり、すでに甚大な被害・影響を被っております。このことは国民等しく認識されているところでもあります。法律はどんなときにも国民を守るものでなければなりません。わが国は戦後、崇高な日本国平和憲法のもと国の存立をまっとうし、国民の命と平和な暮らしを守るために必要最小限の自衛措置をとるとして自衛隊を保持しています。かつてこれも違憲という批判もありましたが、このことにより戦後、日本が戦争に巻き込まれたことは一度もなく、まさに抑止力による平和日本が維持されてきたのであります。しかし今、このような周辺状況において自衛権の基本的解釈は変えることなく、有効な抑止力の向上のための変更は必要と考え、この請願には反対をいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありますか。

岡野淳君。原案に賛成の立場で発言を許します。

○8番議員（岡野淳君）

請願第3号 集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する意見書の提出を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。

この請願は集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する、そういうことを主な趣旨としていますが、その根底にあるのは歴代の政権が踏襲してきた現憲法を解釈に覆すことはしないという閣議決定を否定するべきではないというところにあると考えます。集団的自衛権の行使の是非については考えが分かれるところであることは理解できますが、国外における参戦の道を開く可能性のある憲法解釈の変更を一時の内閣の閣議決定で可能にするということは拙速のそしりを免れない行為と言わざるを得ません。どうしても変更が必要だということであれば、正々堂々と憲法の変更を国民に問うべきだというふうに考えます。この7月1日に安倍内閣は多くの国民の反対を押し切って、集団的自衛権の行使を容認する憲法解釈の閣議決定を強行しましたが、決定した以上やむを得ないとして、このことに異議を唱えなければ北杜市議会として一時の内閣の解釈と憲法をいかようにも変更できるということを認めてしまうことになり、最悪の前例をつくることとなります。

またすでに国で決まったことだからといって、それにただ従うということであれば地方分権が叫ばれる時代にあって地方が自らその役割を放棄することに等しいのではないのでしょうか。国が何をどう決めようが一国民として、あるいは地方に暮らす国民の代表として譲れないものに対しては敢然と声をあげ、国に考えを改めるように進言することこそ地方分権時代にある私

たちの役目だと考えます。

以上の観点をもって、賛成討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案の反対の発言を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

私は恒久平和を願う国民の一人であります。わが家は、私の父は戦地に赴き命からがら帰ってきました。そして父の兄は戦地で亡くなりました。母は看護師の道を選びましたが父親の反対により、それも断念いたしました。当時の多くの若者が戦争という渦の中で夢や希望を失いました。しかしその戦後を復興したのもその若者たちでした。そういった意味の中から、日本国憲法が制定されたという歴史認識を持っております。

今回の集団的自衛権につきましては、まず日本国を守るという専守防衛というのが大きな1つの建前となっております。日本国憲法前文には日本国民が平和的に生存する権利があると書かれています。13条には生命、自由、幸福追求の権利があると。その上で政府は国民のこれらの権利を守っていく責任があると書かれております。政権を担う与党もまた同様の責任がある一方、9条では戦争を放棄して海外で武力による威嚇や行使をしてはならないと書いてあります。そしてこれらの目的を達成するため、陸海空軍のその他の戦力はこれを保持しないと。国民の命や平和な暮らしを守っていく責任が政府にあるということと陸・海・空の戦力は持たないということは一見矛盾するように見えます。

9条の戦力を持たないという条文を強調して、一切の軍備は禁じられていると考える人たちもいらっしゃいます。しかし国民の命と平和な生活が脅かされ、根底から覆されようという危機的な状況のときに政府は何もしないというのでは、これは憲法13条における憲法の精神に合わないわけでございます。そういった場合に限って、脅威を排除する政府の役目を果たさなければならない。こうした考え方で戦後、自衛隊がつくられました。

今回の議論にあたり、世界の情勢はどう変わってきたかを見ると戦後日本は理想的な憲法で出発したが、すぐ隣で朝鮮戦争が起きた。そのころ自衛隊がつくられました。冷戦が終わると世界でさまざまな紛争が起こりました。そういう中でPKO協力法がつくられたのは皆さんご承知のとおりです。東西陣営の対立が終わるとともに東側に属していた国々の経済発展が著しくなってきた。日本の周辺を見てもいろいろな問題や緊張をはらむ場面が増えてまいりました。軍備を拡張し弾道ミサイルを開発し、日本を超えて太平洋までも届くものをつくるような時代になりました。それに何も対応しないでもいいのかと不安に思う国民は多くなっております。

今回のこの解釈は、私は個別自衛権のぎりぎりのところだというふうに考えているところがあります。それはなぜか。日本が他国へ行って戦争をするという解釈ではないからであります。それは安倍首相も明確に回答しているわけでございます。

日本がほかの国へ行って戦争をするということではなくて、日本海域また公海上において日本島を守るような船があったとき、その船が威嚇、または武力行使をされる恐れがある。またそれらについて私どもの日本が脅かされるようなことがある。このようなことが実際、日本の近海で起きることというのは想像ができるわけでございます。

日本を守る船がやはり攻撃を受けたということは、これはすなわち日本が攻められたというふうに解釈するのが妥当かというふうに私は思うところでございます。

以上の理由によりまして、本請願に反対をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結いたします。

これから、請願第3号を採決いたします。

この採決は起立により、行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

これから、請願第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号は文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第32 議案第76号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

それでは議案第76号 北杜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、説明をさせていただきます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

この条例は子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が交付され、市は国が定める従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえ市の条例で定めることとされたことから必要事項を定めるものでございます。

なお、この条例は学校法人、社会福祉法人等が新たに施設を設置する場合、施設型給付あるいは委託費等の対象になる施設であるか、市が確認するための基準を定める条例制定であります。したがって、施行の前に認可された施設は確認があったものとみなされるため、本市の市立、私立保育園は確認された施設であることを申し添えさせていただきます。

なお、本市において基準を定めるにあたり国の規定する基準と異なるべき特別な状況がないことから国と同様の基準として定めております。

それでは、条例本文2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第1章から第3章立てであり、第1条から52条までそれに附則を加えた構成になっております。

第1章は総則で第1条から第3条まで趣旨、定義、一般原則を定めてございます。

4ページをお開きください。

第2章は特定教育・保育施設、これは認定子ども園、幼稚園、保育園の運営に関する基準を謳っており第4条から36条までとなっております。この中で第1節では利用定員に関する基準を定めており、第4条は利用定員を定めております。

次に第2節では運営に関する基準について、4ページの第5条の内容および手続きの説明および同意から13ページの第34条の記録の整備まで30項目の基準を定めております。

13ページをお開きいただきたいと思います。

第3節では特定施設型給付費に関する基準について、第35条で特定利用保育の基準を、第36条では特別利用教育の基準を定めております。

14ページをご覧くださいと思います。

次に第3章でございますが、特定地域型保育事業の運営に関する基準であります。これは家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育の運営に関する基準を謳っております。

第3章関係は15ページの第37条から21ページの第52条までとなっております、前章と同様、第1節では利用定員に関する基準、第2節では運営に関する基準、第3節では特例地域型保育給付費に関する基準の内容を定めております。

21ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございますが、第1条において施行期日は法の施行日としております。

第2条において、特定保育に関する特例。

第3条では、施設型給付費等に関する経過措置。

第4条では小規模保育事業、C型の利用定員に関する経過措置。

第5条では連携施設に関する経過措置を定めております。

このような構成になっております。

以上でございます。よろしく審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第76号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第33 議案第77号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長(茅野臣恵君)

それでは議案第77号 北杜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明をさせていただきます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

この条例は子ども・子育て支援法に基づき家庭的保育事業等(この事業は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業の総称でございます)これらの事業について市町村の認可事業として位置づけられ、その基準について国が定める従うべき基準、参酌すべき基準を踏まえ条例で基準を定めなければならないとされており、このため事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものでございます。

本市において基準を定めるにあたり、国の規定する基準と異なるべき特別な状況はないことから国と同様の基準として定めております。

それでは、条例本文の2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第1章から5章立てであり、第1条から第48条まで、それに附則を加えた構成になっております。

まず第1章は総則について定め、第1条では趣旨、第2条では定義を定めております。

3ページの第3条の最低基準の目的から8ページ、第21条の苦情への対応まで19項目の基準を定めてございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第2章でございますが、家庭的保育事業について謳っております。

第2章関係は第22条から第26条までとなっており、設備の基準、職員、保育時間、保育内容、保護者との連絡を定めてございます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

第3章では、小規模保育事業の基準について謳っております。

第3章関係は第27条から第36条までとなっており、小規模保育事業の3つの区分ごとの基準を定めております。

第27条では小規模保育事業の区分を、第28条から30条までは小規模保育事業A型の設備の基準、職員、準用を定めております。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第31条、第32条は小規模保育事業B型の職員、準用を定めております。

第33条から第36条は小規模保育事業C型の設備の基準、職員、利用定員、準用を定めております。

14ページをお開きいただきたいと思います。

第4章では第37条から第41条まで居宅訪問型保育事業の設備および備品、職員、居宅訪問型保育連携施設、準用について。

15ページの第5章では第42条から第48条まで、事業所内保育事業について、利用定員の設定、保育所型事業所内保育事業所の設備の基準、保育所型事業所内保育事業所の職員、連携施設に関する特例、準用、小規模型事業所内保育事業所の職員を定めてございます。

20ページをご覧くださいと思います。

附則でございますが第1条において施行期日、法の施行日としております。

第2条において食事の提供の経過措置。

第3条では連携施設に関する経過措置。

第4条では小規模保育事業B型および小規模事業所内保育事業の職員に関する経過措置。

第5条では小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置を定めております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第77号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第34 議案第78号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

茅野福祉部長。

○福祉部長(茅野臣恵君)

それでは議案第78号 北杜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

概要書をお開きいただきたいと思います。

この条例は子ども・子育て関連三法により改正された児童福祉法第34条の8の2において市町村は放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブでございます。その設備および運営について、厚生労働省令を踏まえて条例で基準を定めることとされたことから、本市における放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めるものでございます。

本市において基準を定めるにあたり、第18条第1項において保護者の就労に配慮するとともに児童の安全・安心の居場所の確保をするために市独自の基準を設けております。

それでは、条例本文の2ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は第1条から第21条、ならびに附則により構成されております。

第1条では趣旨を定めております。

第2条では定義を、第3条では最低基準の目的等を、第4条では最低基準と放課後児童健全育成事業者を、第5条では放課後児童健全育成事業の一般原則を、第6条では放課後児童健全育成事業者と非常災害対策を、第7条では放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件を、第8条では放課後児童健全育成事業者の職員の知識および技術の向上等を、第9条では設備の基準を定めております。

4ページの第10条の職員から、7ページの第21条の事故発生時の対応まで11項目の基準をそれぞれ定めております。

なお、第18条の開所時間については働く親を配慮いたしまして、国の基準を上回る北杜市独自の基準を設けております。

附則でございますが、第1条において施行期日は法の施行日としております。

第2条において設備の基準、第3条では職員に関する経過措置を定めております。これは本市の放課後児童クラブの現状を考慮し、経過措置を定めております。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第78号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第35 議案第80号 平成26年度北杜市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第80号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書(第4号)をご覧いただきたいと思いをします。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億4,145万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を309億8,858万9千円とするものでございます。

6ページをお開きください。第2表 継続費でございます。

8款土木費、5項都市計画費、小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業、総額4億4,108万8千円は駅前広場等の整備工事の実施が複数年度にわたる予定であることから、年割額を平成26年度1億7,834万円、平成27年度1億990万円、平成28年度1億5,284万8千円とする継続費を設定するものでございます。

次の第3表、債務負担行為補正をご覧ください。

追加といたしまして、国庫補助事業、社会資本整備総合交付金事業、小淵沢周辺地区、小淵沢駅舎改築工事につきまして東日本旅客鉄道株式会社と施工協定を締結するため、期間を平成26年度から平成28年度までとし、限度額を17億3,717万9千円とする債務負担行為



を設定するものでございます。

次に7ページの第4表 地方債補正をご覧ください。

変更といたしまして合併特例事業債を9,740万円増額し、限度額を24億2,520万円とし、発行限度額の計を35億8,730万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますけども2ページ、3ページにお戻りください。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税1億665万7千円の増額につきましては、一般財源としまして普通交付税を充当するものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金1億1,462万6千円の増額は小湊駅舎改築駅前広場整備事業などに交付される社会資本整備総合交付金9,360万3千円および社会保障税番号制度システム整備費補助金1,502万3千円などでございます。

15款県支出金、2項県補助金2,036万3千円の増額は活力ある水田農業支援事業費補助金1,851万4千円などでございます。

16款財産収入、1項財産運用収入1,168万8千円の増額はまちづくり振興基金利子でございます。

同款2項財産売払収入244万3千円の増額は、旧みつは保育園の施設および用地の譲渡にかかる不動産売払収入でございます。

17款1項寄附金5,049万7千円の増額は、財団法人みずがき山ふるさと振興財団解散に伴う出捐金寄附などでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金876万2千円の増額は、まちづくり振興基金繰入金でございます。

19款1項繰越金1億1,917万7千円の増額は地域の活性化事業に充当する前年度からの純繰越金でございます。

20款諸収入、5項雑入984万6千円の増額は雪害にかかる建物災害共済の保険金584万6千円などでございます。

21款1項市債9,740万円の増額は、小湊駅舎改築駅前広場整備事業や保育園施設整備事業などに充当する合併特例事業債でございます。

次に4ページをご覧ください。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費1,934万8千円の増額は社会保障税番号制度に対応するため基幹業務システムの改修を行うシステム管理費などでございます。

3款民生費、1項社会福祉費1,160万1千円の増額は、事業費確定に伴う障害者自立支援費の国庫負担金償還金でございます。

同款2項児童福祉費465万6千円の増額は明野保育園、屋内プール新築工事等の実施設計を行う保育所総務管理費でございます。

同款3項生活保護費3,826万4千円の増額は、事業費確定に伴う生活保護費の国庫負担金償還金などでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費2,492万9千円の増額は予防接種法に基づき水痘ワクチン接種および高齢者用肺炎球菌感染症ワクチン接種を行う感染症予防事業費でございます。

6款農林水産業費、1項農業費3,977万5千円の増額は農事組合法人の機械整備に対し

補助を行う水田農業構造改革対策事業費 1,851万4千円。農業用水路等の整備を行う農業施設維持管理費 947万2千円などでございます。

7款1項商工費 1,115万5千円の増額は南アルプス、ユネスコエコパーク登録記念事業を実施する観光振興事業費などでございます。

8款土木費、1項土木管理費 319万3千円の増額は、中部横断自動車道活用検討事業を行う土木総務管理費でございます。

同款2項道路橋梁費 1億2,547万2千円の増額は、地域の活性化事業として市道の維持補習を行う道路維持補修費 1億1,452万4千円などでございます。

同款4項住宅費 483万3千円の増額は、建築物耐震化促進事業費補助金でございます。

同款5項都市計画費 1億7,810万3千円の増額は、駅前広場整備工事および小淵沢総合支所解体工事を行う小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業費 1億7,850万3千円などでございます。

10款教育費、2項小学校費 1,334万1千円の増額は、小学校施設の営繕工事を行う小学校施設整備費でございます。

5ページをご覧ください。

同款3項中学校費 100万7千円の増額は、大雪により破損した白州中学校太陽光モジュールの修繕を行う中学校施設整備費でございます。

同款4項社会教育費 290万4千円の増額は同じく大雪により破損した郷土資料館、小淵沢収蔵庫屋根の修繕を行う郷土資料館費でございます。

同款5項保健体育費 116万6千円の増額は、北の杜音頭の普及活動を行うスポーツ振興推進事業費でございます。

13款諸支出金、2項基金費 6,171万2千円の増額は、財団法人みずがき山ふるさと振興財団解散に伴う出捐金寄附を積み立てる公共施設整備基金積立金が 5,002万4千円。基金運用利子を積み立てるまちづくり振興基金積立金が 1,168万8千円でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第80号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第36 議案第81号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長(名取文昭君)

議案第81号 平成26年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ288万円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億6,923万1千円とするものであります。

2ページ、3ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算の補正であります。

はじめに歳入であります。7款収入3項雑入であります。新たに288万円を追加するもので一般会計からの補償費としての雑入であります。

3ページの歳出ですが2款水道施設整備費、1項水道施設建設費に288万円を追加するものであります。これは市道大武川線、塩沢橋改良に伴う上水道の施設添架にかかる設計業務委託費としての増額補正であります。

以上が簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明です。よろしくお願いたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第81号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第37 議案第82号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長(名取文昭君)

議案第82号 平成26年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ427万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億2,645万3千円とするものであります。

2ページ、3ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算の補正であります。

はじめに歳入であります。6款1項繰入金を40万円減額するものであります。これは市債等の財源更正であります。

7款1項繰越金であります。新たに427万2千円を追加するものであります。

9款1項市債であります。40万円を追加するもので繰入金との財源更正であります。

3ページの歳出ですが1款総務費、1項総務管理費に427万2千円を追加するものであります。これは下水道施設にかかる舗装修繕費や管渠修繕費に不足額が生じるため、増額をお願いするものであります。

3款1項公債費については財源更正であります。

4ページをお願いいたします。第2表 地方債補正であります。

下水道事業債限度額5億8,090万円に40万円を追加し5億8,130万円とするものであります。

以上が下水道事業特別会計補正予算(第1号)の説明であります。よろしくをお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 8 2 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第 8 2 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 2 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 ( 渡邊英子君 )

日程第 3 8 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) を議題といたします。

内容説明を担当部長に求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長 ( 名取文昭君 )

議案第 8 3 号 平成 2 6 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) について、ご説明いたします。

予算書 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 8 0 6 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 8 億 8 , 4 3 3 万 1 千円とするものであります。

2 ページ、3 ページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算の補正であります。

はじめに歳入であります。8 款諸収入、1 項雑入であります。新たに 8 0 6 万 8 千円を追加するもので一般会計からの補償費としての雑入であります。

3 ページの歳出ですが、2 款 1 項事業費に 8 0 6 万 8 千円を追加するものであります。これは簡易水道事業特別会計と同様、市道大武川線、塩沢橋改良に伴う下水道施設添架にかかる設計業務委託費としての増額をお願いするものであります。

以上が農業集落排水事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 ) の説明であります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 8 3 号は、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第 8 3 号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第 3 9 発議第 4 号 少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります福井俊克君から、提案理由の説明を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは発議第 4 号。

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

北杜市議会議長 渡邊英子様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 福井俊克

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について

地方自治法第 1 0 9 条第 7 項および北杜市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたち一人ひとりに丁寧な教育を行うことは

未来への先行投資であり極めて重要である。

子どもたちがどこに生まれどこに育ったとしても等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があるため、この案を提出するものである。

少人数学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書（案）

2011年義務標準法が改正され小学校1年生の基礎定数化がはかられたものの、今年度も小学校2年生については加配措置のまま留まっています。義務標準法改正条文の附則には、小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制標準を順次、改定する検討と法制上を含めた措置を講ずることと措置を講じる際の必要な安定した財源の確保も明記されました。今後35人以下学級の着実な実行が重要です。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人～30人を挙げています。このように保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかであります。新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。また暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障害のある児童生徒や日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著に増えています。このような中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されています。

本市でも「不屈の精神と大志を持った人材の育成」を市政教育の目標に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開しています。今後も本市の財政状況に左右されず「原っぱ教育」が一層充実・発展することを切望いたします。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし教育予算について、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国（30カ国）の中で日本は最下位となっています。また三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに非正規雇用者の増大などにみられるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から、政府においてはぜひとも以下の事項を実施するよう要望します。

#### 記

1. OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、少人数学級を推進すること。
  1. 義務教育の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
  - 1 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

内閣総理大臣 安倍晋三殿

内閣官房長官 菅 義偉殿

文部科学大臣 下村博文殿

財 務 大 臣 麻生太郎殿

総 務 大 臣 高市早苗殿

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、発議第4号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第40 同意第9号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第42 同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意案件につきまして、ご説明いたします。

同意第9号 棒道下恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町8071番地、清水昭夫、昭和17年7月19日生まれ。北杜市小淵沢町8829番地、中山秀則、昭和14年4月21日生まれ。北杜市小淵沢町6180番地、進藤雄一、昭和19年4月14日生まれ。北杜市小淵沢町5186番地、佐藤勝、昭和18年3月27日生まれ。北杜市小淵沢町1079番地、山田實、昭和14年8月28日生まれ。北杜市小淵沢町1071番地1、浅川武彦、昭和17年3月18日生まれ。北杜市小淵沢町1046番地3、細川勇二、昭和19年2月8日生まれの



選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に同意第10号 大平山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市小淵沢町8829番地、中山秀則、昭和14年4月21日生まれ。北杜市小淵沢町1079番地、山田實、昭和14年8月28日生まれ。北杜市小淵沢町1071番地1、浅川武彦、昭和17年3月18日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

次に同意第11号 八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について議会の同意を求める件につきましては保護組合議会議員が辞職したことに伴い、新たに保護組合議会議員を選任する必要があるため八ヶ岳山恩賜県有財産保護組合規約第6条第1項の規定により北杜市小淵沢町8071番地、清水昭夫、昭和17年7月19日生まれ。北杜市小淵沢町8829番地、中山秀則、昭和14年4月21日生まれ。北杜市小淵沢町1079番地、山田實、昭和14年8月28日生まれ。北杜市小淵沢町1071番地1、浅川武彦、昭和17年3月18日生まれの選任につきまして議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第9号から同意第11号の3件は、質疑・討論を省略し採決したいと思いますですがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第9号から同意第11号の3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

同意第9号から同意第11号までの3件は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号から同意第11号までの3件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第43 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じる場合は議長に一任をお願いしたいと思いますのご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第44 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり所管事項の審査につき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりにすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

9月2日に開会された本定例会は議員各位には慎重なご審議をいただき、また市当局の皆さまには丁寧な答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年第3回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時49分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三